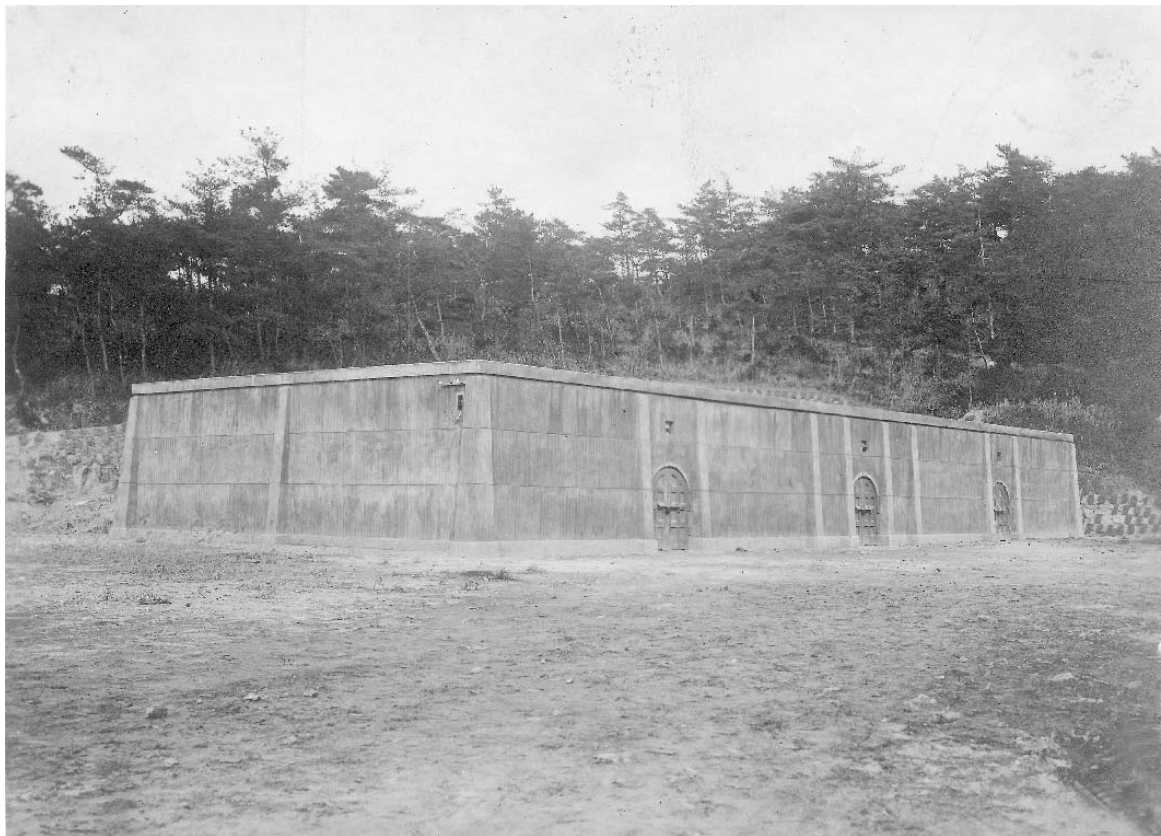


第五章

入所者としての生活



愛生園の監禁室

(1930年建設、愛生自治会蔵)

本章では、隔離生活を余儀なくされた入所者たちが、戦前期にどのような医療を受け、日々をどう過ごしていたのかについての資料を収録した。

ここに収録されたプロミンが登場するまでの大風子油による治療をはじめ、以下大きな人権問題となっている断種及び死亡者への対応、入所者作業、さらには入所者の取り締まりなど、本章に掲げた資料群の持つ意味には大きく深いものがあると考えられる。他の章と同じく、この時期の関係資料の大部分が愛生園に保存されていることから、主に同園での状況を提示することにならざるを得ないことを、あらかじめお断りしておきたい。

戦前期の医療 我が国におけるハンセン病の治療薬の中心は大風子油であった。大風子とはタイやベトナム、中国南部原産のイイギリ科の成熟種子を圧搾抽出させたもので、その脂肪油である大風子油が世界的にも長くハンセン病治療薬として用いられてきた。その使用方法には錠剤と注射があったが、実際には一回二〜五グラムを隔日に週三回、筋肉注射することになっていた。このため例えば光明園での医療体制を見ると内科・外科・眼科・耳鼻咽喉科・婦人科・物理療法科・歯科の診療七科に加えて、別に注射部を設けている。

また、光明園の注射部では大風子油だけでなく、カルシウムの注射も行っていた。愛生園でも同様にカルシウム、自家血清やズルフォンアミド製剤などの注射治療、また、食餌療法、レントゲン線治療、電気療法、人工治療太陽灯照射療法などが行われていたが、いずれも決定的な治療方法とはならなかった。さらに、セファランチン（一九四四年）など大風子油の他に多くの治療薬が作られ試用されたが、大風子油を越える治療薬は現れず、結局プロミンの登場までハンセン病治療薬の主役は大風子油であり続けた。もともと、「一人一題最近の愛生園」でみる一九三四年（昭和九）の段階では、大風子油注射が週一〜二回しか受けられないので、週三回実施して欲しいなどの訴えが記録されている。入所者の増加とともに、大風子油の注射が効率的に対応できなかったことを示している。なお、大風子油治療によって症状の軽快が見られた者もいれば全く効果がなかった者もいた。

ところで、一九四三年（昭和一八）にアメリカで、プロミンがハンセン病に有効であることが発表された。これを受けて一九四六年（昭和二一）には東京大学薬学部の石館守三教授により日本で最初にプロミンが合成され、翌年一月に試験治療が開始された。これを期に戦後のハンセン病治療の主役

は、大風子油からプロミンへと大きく転換されることになったのである。

入所者に対しては、診断書や病況書、発病調査票などの書類を作成し、いずれも病名やその原因、治療法などが医官によって記入された。その治療法の部分には、長く療養所に隔離のうえ、大風子油注射などでの治療が必要と明記されていて、文書のうえでも隔離政策の一端を確認することができる。

一方で、検査の結果ハンセン病でなかった者には、ハンセン病でないことの証明書を、治療の結果症状が軽快し、らい菌が検出されなくなった者には軽快証明書を発行している。このように、少数ながら戦前期にも軽快して退園した者もいたことは第二章の資料でも指摘されている。入所者の死亡原因については、愛生園での一九三一年（昭和六）から一九四六年（昭和二一）までの統計をみると、全死亡者数一八一〇名中、ハンセン病が原因で死亡したとされる入所者は七二名で四％となっていて、肺結核の五九七名（三三％）、慢性腎炎の一九八名（一一％）には遠く及ばない。いかにハンセン病そのもので亡くなる人が少なかつたかを物語っている。

断種 療養所のなかには男女を別々に隔離した施設もあったが、愛生・光明の両園では、所内での結婚も認められてい

た。しかし、結婚にあたっては男性に対して精管を切除するなどして妊娠を避けるワゼクトミーが行われた。それが行われたことを示す資料はほとんどないにひとしい。収録した「病舎配属関係書」中の、夫婦舎入舎願書には、「ワゼクトミー施行ズミ」などと記されたものが二三点あり、これらが療養所内で断種が実際に行われていたことを示す証拠として唯一のものである。そして、これらワゼクトミーの実施については、現在のところ本人の同意書などの資料は発見できておらず、入所者たちの証言にもあるように、了承を取り付けたうえでの実施であつたとは言い難い。

遺伝病ではなく感染症であるハンセン病に対して断種を施すことは、医学的にも無意味であり、法的にも認められていなかったにもかかわらず、既成事実化され黙認されていた。園では生まれてきた子どもへの感染の恐れや母体の病勢への影響、あるいは子どもが不遇な境遇に置かれるといった理由によって断種を正当化していた。また一方では、妊娠した女性患者に対して人工妊娠中絶を実施することも行われていた。こうした断種などを前提とした結婚の容認が、実際には入所者を管理する一つの手段として利用されていたといえるのである。

特に愛生園の光田園長は断種の推進に積極的であり、愛生園開園以前の一九一五年（大正五）から全生病院で行っていた「ワゼクトミー二十周年」の中で述べている。そうしたなかで、小笠原登のように真っ向から断種に反対した医師がいたことにも注目しておきたい。

入所者の死亡 入所者が死亡すると、まず死亡診断書が書かれ、死亡届が地元である裳掛村長宛に提出された。時には遺体の様子などを記した検案書が作られることもあった。解剖のために書かれた剖検願いや死体解剖許可証も一部残されている。剖検願いは、自らの死後、研究のため解剖をしてもよいことを、園長宛に署名か捺印で本人が認めたものである。また、死体解剖許可願いは、病名や解剖箇所、解剖の目的、解剖の日時などを記したもので、園から県知事宛に提出された。

解剖が終了すると遺体は火葬された。火葬された遺骨の処理も園の大きな問題であった。愛生園の「入園者遺骨処理簿」をみると、遺骨の処理は園内保管及び遺族への引き渡し（交付と送付）の二つに分かれる。例えば、昭和十六年度に処理された一五〇件のうち、遺族などへ直接引き渡された（交付）件数は六六件（四四％）、遺族などへ送られた（送付）件数

は四〇件（二七％）、園内保管件数は三〇件（二〇％）となっている。遺族に引き渡された遺骨もあったものの、納骨堂の設置は遺族に引き取られない遺骨のために必要不可欠であったことを示している。隔離された入所者たちは、死後遺骨として島外へ出る者もあったが、遺骨となった後もお島に残らざるを得ない状況に置かれていたのである。

長島愛生園慰安会 園の経営と入所者の生活に重要な役割を果たした組織が、長島愛生園慰安会であった。慰安会は開園の年の一九三一年（昭和六）四月十八日に創設、一九三六年三月六日に財団法人となった。その主な事業内容は、「一重症又ハ貧困患者ノ慰安及救済、二娯楽機関ノ設備及諸演芸ノ開催、三宗教ノ普及学芸ノ奨励、四農業其ノ他ノ産業ノ経営、五売店ノ営業、六其ノ他理事会ノ決議ニ依り必要ト認ムル事項」であった。また、慰安会会長は園長、副会長は庶務課長が就任している。まさに園の別働隊として入所者の慰安や作業、十坪住宅建設など定員超過の中で園の予算枠で不足する部分を埋め、独自の運営を推進した。さらに慰安会は入園してきた患者の現金と有価証券を保管金として没収し、代わりに通用票（園内通貨）を交付した。これは逃亡を防止するため現金を手元に置かないようにする意味もあった。ま

た入所者が利用する購買を、外部業者への委託ではなく、慰安会が直接運営するなど経済面でも重要な役割を果たした。

日常生活と行事 入所者たちは療養所内でどのような生活を送っていたのだろうか。

入所者の生活における衣服の面については、両園の『昭和十六年年報』によると、入園者に対して寝具・被服・日用品はすべて貸与または給与となっている。貸与品を見ると、敷き布団・掛け布団・敷布・枕・単衣・半纏・襦袢・帯・股引など、給与品は猿股・腰巻き・足袋・下駄・飯椀・湯呑み・箸・歯ブラシ・歯磨き粉・手拭い・石鹸・ちり紙などとなっており、一通りの生活用品は揃っていた。しかし、猿股が男一人に付き一年間で二点の給与、石鹸が男一人に付き二ヶ月で一本などその量は充分ではなく、また生地など衣類の品質も悪く、入所者にとっては使いづらいものであった。それでもそれしかないものは使うしかなく、しかも配給された衣類などをなくしたり粗末にすると懲戒検束の対象となるので、仕方なく使わないうでしまっていた人も多かったという。

食事については献立が『年報』に掲載されている。主食は愛生園が白米・麦それぞれ一食につき九十グラムずつ、光明園は一食につき白米百グラム麦八十グラム。副食については、

重症者には鶏卵や牛乳を加えるとされているが、通常は味噌汁か煮物に漬物という粗食であった。「一人一題最近の愛生園」（昭和九年）には、食事に対する不満が数多く記されている。それによるとジャガイモばかりで、それも工夫のない煮付けばかり、あまりにもひどいので食べずに捨てる患者も多いとさえ記されている。

さらに園内では、食事の不満の他に職員による差別・蔑視、舎長選挙方法の不備、図書室の図書の不足、浴場の狭さ・入浴回数少なさ、郵便物の検閲など多くの不満が渦巻いていた。そしてその元凶が、光田園長の進める拡張主義による定員をはるかに超えた入所者数の増大であると多くの入所者は考えていた。

長島愛生園の諸行事の関係書類が綴られた「教育関係書類（雑綴）」から、一九四一年（昭和一六）度を事例に、入所者たちの生活を振り返ってみると、信仰・皇室・戦争・教育など実に多くの行事が多岐にわたって一年間を通して行われていることが分かる。これは行事を行うことによって入所者たちに生活のめりはりを与えただけでなく、園側にとって入所者の把握や統制にも役立ったものと思われる。昭和十六年度では四月一日の少年団団旗祭兼慰安会から行事が始まり、主

なものだけでも釈尊降誕会花祭、天長節奉祝式兼春季運動会、春季慰霊祭兼園葬、長島神社例祭、皇太后陛下御誕辰奉祝式、敬老会、支那事変四周年記念式、朝顔品評会、明治節奉祝式兼秋季体育大会、報恩講、青年団員表彰式、靖国神社臨時大祭、クリスマス祝会、新年拝賀式兼興亜奉公日、消防出初め式、紀元節奉祝式、地久節、収容開始記念式兼卒業証書授与式などが行われている。いわゆる年中行事や皇室関係、そして信仰に関する行事が多く、入所者たちは礼拝堂に集まって行事に参加した。その活動を支える中心は、青年団や軍友会などの園内諸団体と曙教会や天理教、仏教諸宗派などの各宗教団体であった。また、昭和十六年度には第六十四回から六十八回までの計五回、ほぼ季節ごとに園葬が行われた。司式は各宗派が当番制で持ち回り、司式の宗派にのっとった形で、例えば第六十八回では曙教会の方法に合わせてキリスト教形式で園葬が行われ、讃美歌も歌っている。また運動会やクリスマス会など青少年向けの行事も組まれている一方で、戦捷祝賀会など戦争の影響もうかがえる。

各療養所では男女共に入所していて、結婚すれば夫婦舎に入舎できることもあった。その場合には、戸籍謄本を添えて、婚姻届や夫婦舎入舎の願書が光田園長宛に提出された。本来

の婚姻届は居住地の市町村に提出すべきはずであるが、この園における社会の長が光田園長であったことを表す好例であろう。なお、転籍届が添付されている資料もあり、それによると本籍地を出身地から園に移している者もいる。

入所者は園内で仮名（園名）を使用することが多かった。ハンセン病患者の隔離政策において、きわめて特徴的なことの一つに、入所者が本名ではなく仮名（園名）を使用することがあげられる。これは本名を名乗ることによって療養所に収容されたという事実が故郷に発覚し、家族に差別が及ぶことを恐れたからに外ならない。園名は通常、入所時に決定することが多かったが、その後届け出て園名を変更する文書もわずかながら残されている。

入所者作業 軽症な入所者はさまざまな園内作業に従事した。これは開園当初から入所者に課せられていたもので、施設・設備を運営し充実していくための人員の不足を補うのが目的であった。作業の範囲は食糧増産や重症患者の付き添い、あるいは事務や洗濯、購買といった園の運営に関わる作業まで幅広かった。入所者にとっては、ただ療養のみの無為で単調な日々を送らないためという面もあるとともに、一方では作業賃金という収入を得るためのものでもあった。しかし、

低賃金であることが常に問題化しており、また作業によってむしろ症状が悪化し、手足や眼の障害を悪化させる入所者も出るなど多くの問題点を含んでいた。

愛生園における作業内容などを定めた最初の規程は、開園直後の一九三一年（昭和六）六月に定められた。それ以後何度かの改正が行われ、園内の実情に合わせて作業内容（作業部）や作業時間も変遷していった。作業部には作業主任が置かれ、実際の責任者として作業の取りまとめを行った。また病状の悪化による主任・副主任の辞任も多かった。

低賃金による作業への不満などをそらすため、精勤者に金一封が贈られることもあった。一方、戦時体制が強化される中で、奉仕作業として園内の各団体や舎などの単位で無報酬の作業もしばしば行われるようになった。いずれにしても、入所者の作業によって園の運営は成り立っていたのであり、低賃金で重労働を入所者に課していたことは療養所の在り方そのものに多くの問題点があったことを示している。

入所者の取り締まり 入所者によるさまざまな犯罪や規則違反行為は、隔離政策の抱えていた問題点を浮き彫りにしてくれる。愛生園の「秘 注意人物身許調査」には一九三一年（昭和六）から一九三六年（昭和一一）八月まで、年度別に

懲戒検束処分を受けた人数と犯罪の種類、処分内容が記され、延べ百十三名が処分を受けている。犯罪者に対しては、本来警察が逮捕、検察が起訴、裁判で処分がくだされるが、ここでは園長が持つ懲戒検束権に基づいて処分が行われた。処分の種類は監禁・謹慎・譴責の三種類、そこに処分日数の長さや減食が加味された。入所者は正当な裁判を受けることもなく監禁室に入れられ、中には死亡する例もあった。

一番重い処分である監禁の事例についてみると、注射や給食への不満などから暴力行為に及んだ者や賭博常習者などに適用されている。また逃走・無断外出した者も園内秩序を乱すとして、長短はあるものの必ず監禁処分となっている。監禁期間の長さも「懲戒検束権関係書」（昭和一八年）の記録によると最短で二日間、最長で三十日間の監禁であった。

また、懲戒検束処分ではなく、園からの退園処分もあった。無らい県運動のさなかに、いかに問題行動を犯しているとはいえ、園の管理面を優先させて入所者を退園にしていることは注目される。

戦時体制と入所者 日中戦争の長期化、太平洋戦争の開戦によって入所者の生活にも戦争が大きく影を落としていった。入所者中の徴兵適齢者調査、兵隊のハンセン病発症の病

歴書、ハンセン病による兵役免除などの資料が残されている。いずれにしても発症すると、応召中であれば徴兵前であれば兵役が免除され隔離された。入所者はそれぞれの組織で国防献金を集めてたびたび軍に寄附し、戦争の映画を鑑賞し、戦捷祝賀会を祝うなど戦時下の人々と同様であった。一方で、食糧増産のため報国農園の開墾など強制的な奉仕作業も行われた。また、特設防護団が設置され、園内の組織を整えて空襲に備えている。しかし、食糧の極端な不足による栄養失調や赤痢などの急性伝染病も加わり、さらに重労働による過労が原因で、多くの入所者の命が失われた。『昭和二十・二十一年年報』によると、二年間での死亡者は四九五名を数えている。

第一節 医療

1 戦前期の医療

三七五 愛生園における医療〔抄〕

（愛生園書室蔵『昭和十六年年報』昭和17年刊）

第三、治療

(イ) 収容

本園に収容したる患者は、消毒薬湯に入浴せしめ身体を清潔にし、所持品は凡て嚴重なる消毒を行ひ、一週間以上収容所に止めてその間に検温・検尿・検便を行ひ病歴を記録し、病症及病型を診定し殊に合併症特に急性伝染病の有無に注意す。

(ロ) 居住及病室

其後独身輕症者は普通住宅に、夫婦者は夫婦舎（主として小住宅）に、重症者は重病室に、急性伝染病を有する者及本病に屢々合併する丹毒・疥癬を有する患者は直ちに隔離病室に、又手足の麻痺により起居不自由なる者及視力弱き者等は不自由舎に、精神病者は精神病室に夫々収容し、重病室・不

自由舎・隔離病室・精神病室及収容所には輕症の患者が医局員の命を受けて附添として、その看護を手伝ふ。

(ハ) 医療

治療は内科・外科・眼科・耳鼻咽喉科・婦人科・齒科及理学的診療科の七科に分ち、医官七人（内二名〇〇中）、医官補たる齒科医一人、之を分担す。

内科

本病に合併して死因の過半を占むる結核性疾患の治療は、最も意を用ひ、入園者の青少年にしてマントー反応陰性なる者にBCG注射をなし結核に対する免疫力を得せしむる等、種々の予防的方法を実行せり。又本病の経過中に併発する病症に癩性結節性紅斑なるものあり、高熱と共に丘状結節性の紅斑の発疹を生じ、神経痛・関節痛を伴ひ病状長期に亘るものに於ては身体衰弱し、肺結核・肋膜炎等を誘発する事あり。之が治療には三％塩化カルシウムの静脈内注射・食餌療法・異種蛋白療法・ブルフォンアミド製剤・自家血清注射等を行ひ発疹の消退・経過の短縮・再発の予防等に相当の好成績を得つゝあり。癩性腎炎も数々死因となり、之が研究を行ひつゝあり。

丹毒患者は四季を通じて絶ゆく事なく、之が療法は五％硫

酸マグネシアの局部罨法・三%塩化カルシウム二〇瓦の静脈注射、殊にズルフォンアミド製剤の内服及注射・異種蛋白製剤の注射により大なる効果を得、人工太陽灯の局部照射も行ひつゝあり。

近年、〇〇〇の入園してよりマラリア患者の発生を見たり、之が増加する事は最も警戒を要する問題なるが為、キニーネ剤・プラスモヒン・アテブリン等により極力之が絶滅を期しつゝあり。

尚、本病の直接の治療は大風子油注射を主とする処なれども、患者に癩菌に対する抵抗力を得せしむる事は、早期に患者を発見する事と共に必要且効果ある治療法なりと信ず。その他各種の新薬或は新治療法の試用、追試をなし又独自の研究に極力意を用ひ、本病の治療の大成に努めつゝあり。

外科

癩性結節・浸潤が喉頭を侵し呼吸困難を来し、時には窒息死に陥る事ありて気管切開手術に依りて之を救助する事あり。又手足の瘰癧・火傷・足穿孔症を發し易く、指骨・足根骨・趾蹠骨等の壞疽を来し、之が除去手術をなし、時には下腿の切断手術を余儀なくせらるゝ事尠からず。手・足の癩性潰瘍及化膿にクレゾール湯浴・カメレオン湯浴を試み又化学

療法剤の内服に依り好結果を収めつゝあり。

癩性神経炎の為神経肥厚し激痛を訴ふる事多く、之が癩患者のモルヒネ中毒の原因となる事は周知の事実なり。本園に於ては鎮痛の目的の為にモルヒネ類を一切用ひず、他の習慣性を来さざる薬品を用ふる外、手術的に神経鞘剥離術を行ひ、大耳神経等の皮膚小神経に於ては切除をなし、時には薬剤を神経内に注射して一時の苦痛を緩和す。

眼科

癩性角膜炎・癩性虹彩炎の為視力の低下を来す者多し。仮瞳孔手術によりて視力の回復を試み好結果を得る者あり。又急性虹彩毛様体炎に対しては、ザルソグレルン静脈注射及自家血清注射の併用により相当の効果を待つゝあり。

〔失明者数 略〕

耳鼻咽喉科

収容後未だ治療の受けし事少き患者中には癩性鼻鼻症を有するもの多く、自他共に不快を感じるものなり。之に対して鼻内の痂皮を除去し、メントールオレーフ油・フルメヨジン水溶液を塗布して、鼻内の乾燥感を減じ効果を来すものなり。呼吸困難の時には五%重曹グリセリンに三倍量の温湯を加へ、時には之に数滴のアドレナリンを滴下し、或はゼネガ根

浸剤を主剤とする吸入薬を用ひて吸入を行はしめ一時の急を緩和する事あり。

歯科

癩患者は健康者に比し一般に歯科の疾患多く、主なる所訴は齲歯・癩性歯槽膿漏を主とし、それが為に歯牙の欠損を来せるもの多し。かかるものにして咀嚼に困難を感じるものには義歯を与ふ。

婦人科

婦人科に於て処置する主なるものは子宮内膜炎、其他の分泌過多症なり。

理学的診療科

神経痛には前述の療法に依るの他、電気療法・水治療法を行ふ。其他内科・外科と協力してレントゲン線診療・人工太陽灯照射療法を行ふ。

大風子油注射

日本薬局方大風子油にして厚生省東京衛生試験所製品を用ひ、一回に二乃至五瓦皮下に注射し、一週三回隔日に之を行ふ。この外同じく衛生試験所の製品にして、5%沃度加大風子油エステルを注射する者あり。又大風子油丸薬及錠剤を授与す。

本年度中になしたる大風子油注射日数は、総計一二〇日にして、注射を受けし人員は平均七〇八名なり。

(二)看護

重病室・隔離病室・精神病室・收容所及不自由舎に於ける患者の看護は、看護士・看護婦之に当るの外、軽症患者をして之が補助をなさしむ。

三七六 光明園における医療〔抄〕

(光明園蔵『昭和十六年邑久光明園年報』昭和17年刊)

第三、治療

本園に収容したる患者は、医官検診後数日間予診室に置き、て精査し、其の症状程度に従ひ軽症舎・不自由舎又は重病舎等に転任せしむ。而して疥癬・丹毒、其の他伝染性疾患を発見すれば直に之を隔離し、又床虫其の他の外部寄生虫類の侵入を防ぐ為、患者の衣類所持品等は全部につき完全なる消毒を行ふ。

診療は内科・外科・眼科・耳鼻咽喉科・婦人科・物理療科及歯科の七科に分ち、更に大風子油及「カルシウム」注射の為注射部を設け、医官三人、医官補一人及歯科嘱託医一人にて之を分担し看護長・看護婦長外二十余人の看護士・看護

婦・看護婦助手等亦諸種の診療事務に従事す。尚、二人の調剤手及一人の調剤助手は、調剤・投薬・薬品試験等に当り、二人の消毒士は消毒事務に従事す。

而して現下非常時局に際し、物資統制上より来る治療材料・薬品類の入手困難に依り、治療上尠からざる支障ありと雖も、極力消費の節約と廢物利用を計り、困苦欠之に堪え完全なる医療を遂行しつゝあり。

〔中略〕

八、大風子油及「カルシウム」注射

大風子油注射は、本園が癩に対する治療薬として最も主力を注ぐ所なり。日本薬局方大風子油（東京衛生試験所製）を滅菌して、一回二、〇―五、〇ccを一週間に三回を隔日に皮下又は筋肉内に注射す。尚内服薬として大風子油錠剤も使用する。其の他癩治療薬として、従来の大風子油を凌駕する薬剤の発見研究に専念しつゝあり。

「カルシウム」は本園薬局にて調製せる二―三%「クロールカルシウム」液一〇ccを一週間に二回、之を静脈内に注射す。神経痛・関節痛・結節性紅班・丹毒等に有効なり。

三七七 入所者の医療についての声

（愛生園蔵「患者記録票（二人一題）最近の愛生園」昭和9年）

此の頃の食事一寸まづい様に思ふから何とかありませんか、
タイフウーシをも少し多クタノムー

.....

入園致して見れば同病者の多きに驚きました、多くの病者の
すくはれる世界医学は何故に薬を発見しないのでしょ、此れ
を思うと涙が出でしかたが有りません、先生どうぞ一心に
勉強して下さいに御願い申します

.....

私儀、当愛生園は国家の実業で誠に申分の無き事と信心し入
園致し、一見園内を見る所中々整備は善く出来て居る用〔様〕に思
て居りますが、唯々我等病者は近年は大風子注射は日常の食
事同用成ると感じ、其の注射九月中に唯の四回程行てもらい、
現在の癩ばくめつ運動は中々はげしく、だが以前の通り此れ
では、我等病者間に何故善き愛生と通知が出来ましょか、御
伺ます

.....

治療の事、我等は養生主義です、先週は一回、先々週は二回、
其の前は一回と云ふ用な次第です、園長先生は注射を致せと

云われるけれども、来て下さり無いから注射が出来ませんから、何卒週に三回づ、お願い申上ます、又住宅は今迄は宜敷いが、今は第七区小住宅に成ったのですから、日出の住宅の半分位は家屋らしい、して下さい、^{〔ママ〕}此れから寒さ日に増します上は「トタン」屋根「戸、障子は家が「ザツ」ですから、寒むくて困りますから「七区小住宅なら住宅らしくお願い申します、「カンバン」通りの愛生園の用にして下さい、平等に「つき合って」下さい、願ひます（伊良々）

三七八 診断書

（光明園蔵「恩給診断書綴」昭和13年）

診断書

本籍地 大阪市此花区□町□番地

現住所 岡山県邑久郡裳掛村大字虫明 光明園

戸主 T・Y 弟 T・S

大正六年拾月式拾六日生

一、病 名 結節癩

二、原因 癩菌

三、経過 十八才ノ頃、顔面ニ帯紅色ノ斑紋ヲ発生シ、其部ニ知覚麻痺ヲ認メラレタリ、後其部ノ浸潤肥厚ヲ来

シ、尚眉毛ノ脱落、顔面神経麻痺、胸部其他ノ斑紋並ニ知覚麻痺等ヲ来セリ

四、現 症 顔面皮膚ニ軽度ノ癩性浸潤ヲ認メラレ、眉毛ハ鬆疎トナリ、左右ノ顔面神経麻痺ヲ証セラル、右大耳神経及両側尺骨神経ハ軽度ニ肥厚シ、胸部・背部・腹部ニ数個ノ癩性斑紋発生シ、其部ノ知覚麻痺ノ存在ヲ認メラル

五、静養ヲ要スル期間 永ク療養所ニ隔離治療スルヲ要ス

六、其他必要ト認ムルコト 特記スベキ事ナシ

右之通診断候也

昭和十三年八月廿四日

岡山県邑久郡裳掛村大字虫明

光明園

医 員 稲葉俊雄^印

三七九 診断書

（光明園蔵「患者関係診断書綴」昭和17年）

診断書

本籍 静岡県浜松市無番地

Y・K

病名 結節癰

明治四十一年四月二十二日生

右者、頭書ノ疾患ニ罹リ本園ニ於テ療養中ニシテ、永ク隔離ヲ要シ全治困難ナルモノナリ

右診断候也

昭和十七年九月八日

岡山県邑久郡裳掛村大字虫明六二五三番地

国立癰療養所 邑久光明園

医官 稲葉俊雄^印

三八〇 患者病歴書

(光明園蔵「患者病歴書」昭和16〜19年)

発病調査票

元歩兵第七十九聯隊補充隊第二中隊

後備兵役陸軍歩兵一等兵 H・K

右者、昭和十二年八月三日応召、八月二十三日歩兵第七十九

聯隊補充隊第二中隊ニ入隊、昭和十三年二月二日北支太原附

近掃蕩戦ニ於テ右膝関節部前面擦過傷後潰瘍兼右頸部癰ニテ

榆次第二野戦病院入院、三月十九日保定第三野戦病院治愈退

院、同年七月六日北支山西省聞喜県澮河々畔ノ戦闘ニ於テ、

右下腿手榴弾破片創ヲ受ケ聞喜第四野戦病院入院、十月四日
候馬鎮第三野戦病院退院、昭和十三年十二月十一日召集解除
サレ、爾後原籍地ニ在リタル処、同十四年二月両足蹠ニ知覚
異常ヲ覺エ、受診セルモ病名不明、同年四月姫路市阿保病院
ニ於テ病名癰ト診定セラレ、同十五年七月十五日本園ニ収容
セラル、蓋シ癰発病ノ原因ハ事変地ニ在ルモノト認ム
右ノ通ニ候也

昭和十六年三月二十日

岡山県邑久郡裳掛村字虫明

第三区府県立 光明園

療養所医員 保田 耕^印

病歴書

原籍地 兵庫県加古郡□村□□番地

元歩兵第七十九聯隊補充隊第二中隊

後備兵役陸軍歩兵一等兵 H・K

一、病名 結節癰

二、発病年月日 昭和十四年二月初

三、発病場所 原籍地

四、原因並経過

一、入隊前健康ニシテ著患ヲ識ラズ、昭和十二年八月三日
 応召、同十三年二月二日北支太原附近掃蕩戰ニ於テ右膝
 關節部前面擦過傷後、潰瘍兼右頸部癰ニテ野戰病院入院、
 三月十九日治癒退院、同年七月六日北支山西省聞喜県澮
 河河畔ノ戰鬪ニ於テ右下腿手榴彈破片創ヲ蒙リ、野戰病
 院ニ入院治療ヲ受ケ、同年十月四日退院、同年十二月十
 一日召集解除サレ、爾後原籍地ニ在リ

二、発病時ノ症状（自供）

昭和十四年二月初両足蹠ニ知覚異常、殊ニ知覚過敏アリ、
 長ク治セズシテ次第ニ鈍麻ヲ覺ユ、又全身異和ヲ訴ヘ附
 近病院ニ於テ受診セルモ病名不名、同年四月初姫路市阿
 保病院ニ於テ病名癩ト診定セラル、当時ノ自覚症状ハ両
 足殊ニ右足ノ知覚鈍麻ナリ

三、爾後経過ノ概要

右症状ハ輕快セザルモ大ナル苦痛ナキヲ以テ医治ヲ受ケ
 ザリシ所、昭和十五年一月ヨリ次第ニ顔面腫脹ヲ来シ、
 眉毛脱落シ始メ、同三月頃右下腿亦腫脹シ、知覚障碍強
 クナレリ、同年七月十五日光明園ニ收容セラル当時ノ症
 状ハ、体格營養共ニ中等度、顔面及四肢ノ癩性浸潤中等
 度、左上膊ヨリ肘部ニワタリ入墨部ヲ中心トシテ多数ノ

小結節ヲ認ム、頭髮輕度禿、眉毛大部分脱落、両側大耳、
 尺骨、腓骨各神経肥厚、右膝部及同下腿外側ニ戦傷癰痕
 アリ、該部以下ノ皮膚知覚麻痺、ソノ他左上及前膊並左
 下腿亦輕ク知覚鈍麻セリ、鼻汁及皮膚組織中ニ癩菌ヲ証
 明ス、胸腹部内臓ニ著変ヲ認メズ、爾後大風子油注射等
 ノ加療ニヨリ浸潤ハ次第ニ吸収サレツ、アリ、現在左上
 肢ノ結節著シク吸収サレタルヲ認ムル外、收容時ノ症状
 ト略々同様ナリ

右ノ通ニ候也

昭和十六年三月二十日

岡山県邑久郡裳掛村字虫明六二五三番地

第三区府県立療養所 光明園

療養所医員 保田 耕^印

病況書

聯隊区名 神戸 聯隊区

本籍地 兵庫県加古郡[□]村[□][□]番地

予備兵役陸軍一等兵 H・K

明治廿九年八月二十九日生

一、病名 結節癩

二、原因 一、癩菌 二、昭和十三年七月六日戦傷（右下腿

手榴弾破片創）

三、経過 昭和十四年二月両足蹠ニ知覚異常アリ、翌年一月

ヨリ顔面腫脹眉毛脱落シ始メ、右下腿知覚障碍増強、同年七月十五日日本園ニ収容

四、現症 顔面及四肢癩性浸潤、眉毛脱落、大耳、尺骨、腓

骨各神経肥厚、右下腿戦傷癩痕、四肢知覚障碍、皮膚及鼻汁中癩菌陽性

五、療法 永ク療養所ニ隔離、大風子油注射等ノ加療ヲ要ス

右之通診断ス

昭和十六年四月一日

岡山県邑久郡裳掛村大字虫明六二五三番地

光明園

医員 保田 耕^印

.....

病況書

本籍 奈良県北葛城郡□町大字□□

現住所 岡山県邑久郡裳掛村字虫明六二五三番地

国立癩療養所 邑久光明園

M・S

明治三十三年八月十日生

一、病名 神経癩

二、原因 癩菌

三、経過 昭和十年、項部及背部ニ斑紋ヲ生ジ、右手指屈曲

シ来ル、爾後昭和十七年末迄大阪帝大皮膚科ニテ受療シ、同十八年十二月十七日本園ニ収容セラル。

四、現症 両側手指屈曲、手筋萎縮、趾亦屈曲アリ。

両足蹠ニ潰瘍ヲ認メ、両足背知覚鈍シ。大耳介、尺骨正中、腓骨及脛骨各神経肥厚。癩菌陽性。

五、療法 永ク療養所ニ隔離、大風子油注射等ノ加療ヲ要ス

六、其ノ他必要ト認ムルコト 全治困難ナリ。

右之通診断ス

昭和十九年四月二十日

岡山県邑久郡裳掛村大字虫明六二五三番地

国立癩療養所邑久光明園

医官 保田 晃

三八一 診察票

（愛生園蔵「診察票綴」昭和18年）

診察票

昭和十八年一月一日 受付係 海原

本籍 名古屋市千種区□町
現住所

氏名 S・K

年齢三十七歳

入園者氏名 S・C

入園者トノ
続柄 長男

摘要 異常なし

右之通ニ候也

医官氏名 本多正八郎印

園長印 庶務課長印 医務課長印 分館印

三八二 非らい証明書

(光明園蔵「軽快証明書、非癩証明書、在園証明書、

外部証明書 控綴」昭和15年)

証明書

S・H

五十五才

右ハ癩ニ非ズト診断候也

昭和十五年六月廿九日

岡山県邑久郡裳掛村字虫明六二五三
第三区府県立療養所光明園

医務課長 保田 耕 印

三八三 軽快証明書

(光明園蔵「軽快証明書、非癩証明書、在園証明書、

外部証明書 控綴」昭和15年)

軽快証明書

Y・S

二十年

右者、本園ニ於テ療養ノ結果症状軽快シ、鼻汁及体表ニ病菌ヲ認メズ

右証明ス

昭和拾五年貳月廿九日

岡山県邑久郡裳掛村虫明

光明園医員 稲葉俊雄印

三八四 軽快証明書

(光明園蔵「軽快証明書、非癩証明書、在園証明書、

外部証明書 控綴」昭和16年)

軽快証明書

姓名 K・S

大正十四年二月二十三日生

右者、当園ニ於テ療養ノ結果症状軽快シ、鼻汁及体表ニ菌ヲ

認メズ

右証明ス

昭和十六年九月二十六日

岡山県邑久郡裳掛村大字虫明六弍五参番地

国立邑久光明園

医官 保田 耕

附記 本証明書ハ、向後壱ケ年二限り有効ナルモノトス

三八五 看護婦日誌

（光明園蔵「看護婦日誌」昭和4年）

六月十九日水曜日		天氣晴		宿直		児玉、奥山	
病室勤務		西本、虫明、富永、児玉、奥山、大儀、松岡計七人					
科目	内科	外科	眼科	物療科	計	注 射	
入室患者数	二五	一三	一		三九	大風子油 ナシ	
外来患者数	七五	五〇	五五		一八〇	カルシウム ナシ	
往診患者数	五				五	特種注射 ナシ	
夜間診察	病室	八名	往診		ナシ	治療	ナシ
	外来	二三名	投薬		二一	計	九

備考

夜注射
W・T
ベルサナン

Y
・
K
ワ
ー
ゲ
ルK
・
C
ワ
ー
ゲ
ル

六月二〇日木曜日		天氣		宿直		奥山、富永	
病室勤務		西本、虫明、富永、児玉、奥山、大儀、松岡計七人					
科目	内科	外科	眼科	物療科	計	注射	
入室患者数	二四	一六	〇		四〇	大風子油	二二六
外来患者数		五二	五〇	一四	一一六	カルシウム	一四七
往診患者数	五	ナシ	ナシ	ナシ	五	特種注射	ナシ

K
・
S
ヂ
ガ
ー
レ
ン

□
・
□
コ
デ

$$\begin{array}{c} \text{M} \\ \cdot \\ \text{K} \\ \text{P} \\ \text{K} \\ \text{K} \end{array}$$
Y
•
S
A
K
(五)Y
•
U

P
K
KN
•
U

P
K
K
$$\begin{array}{c} \text{Y} \\ \cdot \\ \text{T} \\ \text{P} \\ \text{K} \\ \text{K} \end{array}$$

昼注射 S・U コトピン〇・七

往診
R
・
H
N
・
KT
•
T

S
•
K
$$\begin{array}{c} \text{H} \\ \cdot \\ \text{S} \end{array}$$
外科入室
M
・
K
五号

内科退室
I・Kカクリ三号

〔朱書〕
「松原医員」

夜間診察		病室	往診	治療
外来	四〇	一五	二	二〇
		投薬	五〇	計
			三四三	

備考

午前七時半 K・C 安ナカコデ (二)
午前八時 K・C ストラニン
午前八時半 K・C ストラニン
午前九時 K・C 安ナカコデ
午前十一時 K・C クゲール (二)
午後二時往診 安ナカコデ
午後五時往診 K・C ジガレン (二)
朝注射 W・T ベルサール
夜間往診 1 I・Y
2 N・M
夜間注射
○Y・K パンスト I・A 安ナカコデ
F・C ストラニン K・H ストラニン
S・M コデ (二) M・K Pコデ
Y・K ストラニン Y・T 安ナカコデ
M・S 安ナカコデ Y・Y Pコデ

K・T ストラニン

三八六 愛生園の患者の死亡原因

(愛生図書室蔵『昭和二十・二十一年年報』昭和23年刊)

二 開園以来死亡者分類別表 (昭和二十一年末迄)

病名	男			女			計
	斑紋型	神経型	結節型	斑紋型	神経型	結節型	
流行性感	一	一	一	一	一	一	一
丹毒	一	一	四	一	一	一	六
腸チフス	一	一	一	一	一	一	一
赤痢	一	三	一八	一	一	二	二四
肺結核	二	四二	四一	二	二四	一三	五九七
腸結核	二	三	五八	一	五	二〇	八八
結核性脳膜炎	一	二	二〇	一	一	六	二九
咽頭結核	一	二	四	一	一	一	八
結核性腹膜炎	一	二	五一	一	七	一六	七六
結核性肋膜炎	一	二	七	一	一	三	一二
淋巴腺結核	一	一	一	一	一	一	二
栗粒結核	一	四	二三	一	一	九	三七
脊椎カリエス	一	二	五	一	一	一	八
骨盤カリエス	一	一	一	一	一	一	二
肋骨カリエス	一	一	一	一	一	一	一
腎臓結核	一	一	一	一	一	一	二
膿毒敗血核症	二	二二	七六	二	九	一八	一二九
胃臓癌	一	三	六	一	一	一	一
肝臓癌	一	一	一	一	一	一	二
食道癌	一	一	二	一	一	一	三

急性肝臓黄色萎縮	腸管閉鎖	急性虫様突起炎	慢性腸炎	急性腸炎	胃潰瘍	化膿性気管支炎	咽頭及気管狭窄	膿胸	化膿性肋膜炎	肋膜炎	肺デストマ	肺壊疽	直性肺炎	気管支肺炎	心臓麻痺	遷延性心内膜炎	心弁膜閉鎖不全症	心嚢炎	脳軟化症	脳出血	脳膜炎	悪性貧血	脚気	腹膜肉腫	下肢癌	直腸癌	子宮癌	乳癌	副鼻腔癌
				一								一	一	一				一	一										
			三	一	一			四		二	一	一	九	九		一	二		一	四		一				一			
一	二	二	一一	一六	二	一	一〇	一二	一	七		一五	四一	三〇	四	二	七	三	三	九		一	三	一					
															一											二			
	一			二				一		一			六	四					一	三					一				一
一	一		五	九			四	一		一		三	一四	八	二		二		一	三	二		一					一	
二	四	二	一九	二九	三	一	一四	一八	一	一一	一	二〇	七一	五二	七	三	一一	四	七	一九	二	二	四	一	一	一	二	一	一

肝膿瘍	肝硬変	化膿性腹膜炎	急性腎炎	慢性腎炎	萎縮腎	尿毒症	糖尿	腸腰筋炎	老性衰弱	癩性衰弱	変死	計
				一	二				二		二	二〇
	二	一	二	一四	一八	二			三		九	一八〇
一	四	五	四	一四	三八	一五		二	二	六二	一六	二六七
一				一	一				二			一三
		二		八	一一				六		五	一〇三
		三		三三	一七	一	一	一	二	一〇	五	三三七
		一	一九	八七	一八	一	一	三	一七	七二	三七	一八一〇

2 断種と優生政策

三八七 「ワゼクトミー」二十周年

(愛生編集部蔵『愛生』第六巻第四号 昭和11年)

園長 光田健輔

大正四年「ワゼクトミー」を全生病院に実行して二十年になる。我々同志によりて行ふたのは千人に垂んとする数である。其恩恵を被るものは独り内地丈ではない。朝鮮の愛養園は此れにより家族団欒主義を誇て居り、嘗ては「ゴメツ」教授から比島で左様な事を宣伝するに於ては、君は殺されるで

あらうと脅かせられた比律賓群島でも「クリオン」療養所で日本の方法を以て、断種を実行せざるを得ない状況になつて来た。恐らく世界の各療養所が、今後十年を出でざる間に於て此方法を実行するに至るであらう。

抑も世界の各国に於ける療養所に於て、監理者及収容者の最も苦しむ問題は、男女両性分離の問題である。「カトリック」病院の如きは、教義の上に截然として両性交通を厳禁してある病院を始として、各宗各派に於ても両性を分離して、苟も疑はしき男女間の行為を発見したる場合に於ては、破門退院を命ずるに至るものであつて、此れによりて風紀の頹敗を保ち、産児は未然に防止せられた。

人生の春

併しながら、癩の疾患は一朝一夕に治癒するものでない。物心のつかない少年の頃から入院して人生の春を知る様になりては、道心堅固の聖衆にあらざる限り一抹の寂しさを感じるものである。

況んや市井に乞丐して自暴自棄に陥りたる患者乃至草津療養地・身延各所の私立病院に落合ひたる青年男女が身の不幸を語り合ひ、相互に同情して情交を結ぶ事は敢て珍らしき事ではない。

明治四十二年聯合公立療養所が設立せられたとき、政府当路者^{〔事〕}は男女問題に頭を悩まして、男女両性は牆壁を設けて接近せしむべからずと命令せられた。此時収容定員の最も少なきは百名に過ぎなかつたが、大概一所不住の浮浪者か草津療養地・熊本清正公の部落に住居して自暴自棄に陥りたる人々が多かつたために、監理者の命令は容易に行はれず、強い者勝ちとなり、掠奪暴行遂には刃傷殺人等の犯罪迄構成する様になつた。無論心にもなき結婚を強ひられて、親にも云へない妊娠に苦んだ結果、年々十数人の赤ん坊が各療養所に出来、さらぬだに狭き療養所に赤坊の泣き声、襁褓の臭氣、夜るも安眠を防げらるゝ様になつた。

暗黒時代

無論強者は盲目者・重症者の多年連れ添ふた内縁の妻を奪ひ、流石其療養所に居たまらず逃走して他の療養所に入り、病氣は次第に重るに従ひ、良心の呵責堪へ難く数年の後悔悟の詫び状をよこすものもあるけれども、づう／＼しく淫楽を逞して遂に数人の児童を産ましめた輩もある。法律は姦淫罪を規定するけれども、療養所に入院した人妻も処女も純潔を期しられない程暗黒時代を現出した。当時に於てよし無法の性的行為を告訴したとしても、恐らく裁判所は制裁を与へぬ

であらう。此の如き事件はあらゆる犯罪を看過せしめた。即ち「癪には国法の制裁が未だ及ばず」と思ひ誤らしむるに及んだ。

私立宗教病院に及ぼしたる悪影響

而して公立療養所の暗黒時代は、当時熊本二ヶ所、甲斐一ヶ所、駿河一ヶ所、東京一ヶ所の宗教病院にも影響して、男女両性分離の信念に弛緩を生ぜしめ、遂に逃走者を続出し、其れが孰れも性慾の誘惑に關聯するもの多きを認めしむるに至った。

リッデル嬢立つ

斯の如き弊害を見るに見兼て、熊本回春病院長リッデル嬢は立つた。嬢は曰く、中世紀欧州、殊に英国の癪を根絶せしめた大なる力は結婚禁止男女別居の法律的制裁であつた。公立療養所では風紀紊乱其極に達して居る様であるから、将来公立国立の療養所を設立するには、男の療養所と女の療養所を別置する事は、刑務所の夫れの如くあらしめたいとの希望を、民間の有力者を始め内務省の大官にまで宣伝せられた。又大正八年、公私療養所長会議のときも、復生病院レーダー神父と共同戦線に立ちて述べられた。勿論宗教病院としては至極御尤の事である。

男女並存は人生の大道

併し、私共が考へるに孰れの癪療養所も終生の住家である。刑務所・寄宿所等に男女分離を強制するのは一年か二年か長くて十年に過ぎない。希望は前途に開けて居るが、癪は終身囚人にも等しきものである。加之現在に於ては、病苦の爲めにつらいものである。其処に男女を別居せしめて、暗黒の上に二重三重の牆壁を廻らすのは我々俗人には考へものである。何とかして理想的社会建設の爲め、男女両性の共存共栄の方法を廻らさねばならぬ。

人生の美花は見る可きも果実は結ばしめず

男女共存共栄は、人倫の大道であると同時に産兒も必然の結果である。宗教家の唱ふる男女分離は道德倫理の立場からであるが、男女共存を否定するものでない事は回春病院・復生病院の男女共存を見ても判かる。只だ性交關係の發生が院内道德に反するからである。進んで夫婦關係が成立するとき、妊娠は当然の結果である。彼等は多年の経験上、癪の子は癪になる事が多い。癪は日本で云ひ伝へられる如く當に遺伝である。故に結婚禁止をする事により癪の遺伝を防止する唯一の方法であると考へるからである。

断種により男女並存せしめ得べし

第一、現今の医学的觀察では癩は伝染にして遺伝でない事は無論である。けれども母体が癩であつた場合に、癩菌は自由に循環血液中に浮遊して胎盤を通じて胎児に移行し、十ヶ月の間無抵抗の胎児内に循環し停止する。故に分娩児童は外界に於て早く分離して癩菌の触接を避けしめ、胎内に於て得たる癩菌の児童の体内に於て死滅するのを待つのである。即ち潜伏期の経過を待つのである。蓋し潜伏したる癩菌が児童に出現発病しないとは保証は出来ないのである。其期間は極めて長く、春機発動期を過ぎるに至つて稍安心が出来るのである。斯の如き児童の将来は他の健康児と比較にならぬ程暗黒で、父母として其責任を考へない者は人にあらずと云ふてよいものである。

第二、母体が癩であつた場合、妊孕分娩は婦人の癩菌に対する抵抗力を奪ひ、急に病勢を増悪ならしむる事は周知の事実である。男性は此意味に於て傷害罪を犯したるものとして責任重大である。癩に非らざる人に於ても婦人が狭窄骨盤を有したる場合、若くは重症結核に罹りたる場合此れを妊孕せしむるは、法律上の罪惡にはならぬ迄も道德上の傷害罪として君子は不妊の方法を構講ずべきものとせられて居る。況んや癩には常に腎臓其他内臓の病変が併発して居るから、婦人を

妊孕せしむる事は禁忌すべきである。

第三、男子の睪丸は癩の好発する臓器であつて、皮膚と共に癩菌の最も多く繁殖する源泉である。其精管内には精子に混じて癩菌の存する事も事実である。而して早晩造精機能は荒廢に帰するものであるけれども、初期の者にありては妊孕せしむるに足る精子を産出すると同時に、癩菌を排泄する危険ある臓器である。結核が睪丸・副睪丸を犯した場合、摘出は適応症である、併し此れを摘出するときは所謂去精症状を起し、鬚髯脱毛肥満及性格變調等の脱落症状を起すものとせられて居る。癩では脱期に去睪をなさざるも、自然睪丸病變の爲め脱落症状の傾向を呈するものである。それは兎に角病的精液は妊孕せしむる力を有するものであつても生理的のものとは異なるもので、産弱児を孕ましむるものであり、又後來胎児に癩菌を感染せしむる可能性のものである。

以上の理由により、癩夫婦は妊孕せしめざる事が、人道上から云ふも癩予防の見地から云ふも重大なる意義を有する。

妊孕を予防する方法は断種法を実行するにある、此れは睪丸、卵巢の内分泌を害する事なく容易に行はるゝからである。殊に輸精管の下部切除は皮膚の局部麻醉の下に無血的に行はるゝにより、極めて安全であるから各癩療養所の夫婦間

係者に暗黙の間に普及せらるゝ様になつた。此れが為め、往時の如き不幸なる乳児が療養所に発見せらるゝ様な事が無くなつた事は、癩患者の為め人道の為め同慶に堪へざる処である。

回顧二十年最初の犠牲者

最初二十年前の創始時代の事を追想すると、性的關係を有するものは却て躊躇逡巡して受術を廻避したにも拘はらず、性的交渉なき青年三十名が自ら進んで施術を受け、此方法の人々と改良せられて行つた事は予の最も欣快とする所であつた。尚ほ今日生存する当時の青年は、四十才、五十才代の中老年となり、今尚活躍して此法の無害有効にして世界癩者両性共存共栄の秘鍵を暗示しつゝある事は、是れ亦予の最も欣快に堪へない事である。

院内不良者の悪宣伝

然るにも拘はらず、此方法が健康を害するものであり、殊に性慾を損するものである様に「デマ」を飛ばすものがある事は、療養所内に於ける獅子身中の虫である。性慾に關しては、大正十年頃スタイナツハ氏の主張に基き若返り法として「ワゼクトミー」が推賞せられ、本邦に於ける上流中流の性慾減弱に悩む有閑男子が多数に此方法を受けた。其当時既に

多数の手術経験を有した療養所関係者は、其流行を冷笑した。即ち此手術により性慾の勃興する事は、単に一時的の現象に止まるもので、多くは普通に返るものである。而して亦此方は性慾の減弱を来すものでは勿論無い事は、多数の経験が証明する。只だ一般癩病勢が増進し或は結核等の合併する時性慾の減弱する事は、此方法の行不行とは全く無關係の立場にある。其等を悉く「ワゼクトミー」の結果に帰せんとするものは全く見当違ひにして、何か為にする所あらんとする野心家の仕事である。

三八八 両性の問題と優生手術

(岡山市立中央図書館蔵光田文庫)

「癩の男女両性の問題と優生手術」年未詳 原本横書

癩の男女両性の問題と優生手術

癩は慢性の疾患で、其の経過は数年から数十年に至るものである。其発病は幼年・青年及成年、殊に幼年で、おそらく胎盤伝染もあろう。日本の癩療養所では $\frac{1}{4}$ 、 $\frac{1}{3}$ に達する家族的伝染が証明せられる。それ故に久しく日本では癩は遺伝病と誤認せられた。今日世界の多数の学者達は、癩菌に対し抵抗力のよわき幼時の伝染であると考えている。一九一五年日

本内務省衛生局は癩園の性の問題を考究した。

第一、幼児は癩菌に対し抵抗力のすくなくこと

第二、癩菌は皮膚粘膜を通過して神経に潜伏し、思春期時代、妊娠、大疲労の時期に発病する者の多きこと

第三、産褥の婦人には今迄病勢が落着き殆ど治癒したる者が急に増悪すること

第四、両性の絶対的分離は宗教的・道德的見地に於て歴史的に実行せられたが、之は結局妊娠を防ぐ方便であつた
第五、人類の両性は相互助け平和なる社会を構成すべきである。若し、悪しき病を完全に次代に伝染を予防し得るなれば、結婚をも許すべきである

五大目的に最も適合するものは、優生手術である。

優生手術

私は男性に勧誘した。先づ患者仰臥し左右睪丸皮膚剃毛したのち、左示指・左拇指で看者の左陰嚢皮下に精系をつまみ上げ、之に1%ノボカイン2ccにアドレナリン——1滴を加えた液を術者の左拇指の処から注射しつゝ、精系の周囲を浸潤し、術者左示指に圧定した皮膚を浸潤しつゝ、貫き、其の注射針をそのまゝ止めておく。これによりて精系は陰嚢皮膚に鞣状に巻かれて固定せられるのである。

次に皮膚に0.5〜1.0cmの切割と同時に精系膜を切割精系動静脈に傷くることなく、大にして白き輸精管を細きピンセットで3cmつまみ出し、その上下を結紮して、その間を切除するのである。出血・疼痛はない。右も左と同様に行う。手術時間は両方5〜20分である。

結論

ワゼクトミーの後に発達した精虫は睪丸・副睪丸内の精管内に止まり、茲に食細胞に攝取せられて死滅する。それ故妊娠は絶対におこらない。男性ホルモンは、おそらく失われずに精系血管叢によりて循環し欠落病状は起らず、その機能を遂げるものと思われる。

三八九 結婚願書に見るワゼクトミー

(愛生園蔵「病舎配属関係書」昭和17・18年)

願書

住友下 A・S
報 下 I・H

右之者、今般内縁舎ニ入舎方願出有之候、依ッテ園内規定ニ基キ双方別紙之通り謄本相添へ置候間、御詮議上御許可被下度候也

昭和十七年十一月十九日

人事部長 Y・T 印

入園者総代 F・M 印

長島愛生園長

光田健輔殿

〔朱書〕
「本件許可相成可然哉」

（ワゼクトミー施行ノ上）

園長 印 庶務課長 医務課長 主任 印

願書

第二花寮 O・K

海部寮 N・K

右之者、今般内縁結婚並ニ夫婦舎同居方願出有之候ニ付キ、
別紙之通り戸籍謄本ヲ相添置候条、御詮議ノ上御許可被下度
及御願候也

昭和十八年五月一日

人事部長 S・T 印

入園者総代 F・M 印

長島愛生園長

光田健輔殿

〔朱書〕
「分館長 印 書記 印 人事 印」

〔朱書〕
「ワゼクト」医局通知済

願書

大仙寮下 J・M

鳩 舎 S・Y

右之者、今般入籍完了ヲ以テ結婚届出並ニ夫婦舎入舎方願出
有之候、別紙之通り戸籍謄本相添置候条、御詮議ノ上御許可
被下度及御願候也

昭和十八年五月二十七日

人事部長 S・T 印

入園者総代 F・M 印

園長 印 庶務課長 印 主任 印

長島愛生園長

光田健輔殿

〔朱書〕
「許可相成可然哉」

〔朱書〕
「ワゼクト医局連絡済」

願書

鷺 舎 H・S

金糸雀舎 N・R

右之者、今般入籍完了ヲ以テ結婚届出並ニ夫婦舎入舎方願出

有之候、別紙之通り戸籍謄本相添置候条、御詮議之上御許可
下被下度及御願候也

昭和十八年六月二十七日

人事部長 S T 印

入園者総代 F・M 印

長島愛生園長

光田健輔殿

〔朱書〕
「ワゼクト了」

園長〔自署〕 庶務課長〔自署〕 主任 印

.....

願書

大宣都寮 M・M

海部寮 Y・A

右之者、今般入籍完了ヲ以テ結婚届出並ニ夫婦舎入舎方願出
有之候、別紙之通り戸籍謄本相添置候条、御詮議之上御許可
被下度及御願候也

昭和十八年八月七日

人事部長 S T 印

入園者総代 T・F 印

長島愛生園長

〔朱書〕
「ワゼクトー」
施行ズミ

光田健輔殿

園長 印 庶務課長 印 主任 印

.....

願書

医務課長 印

一ノ宮 H・S

〃 H・T

右之者、今般入籍完了ヲ以テ結婚届出並ニ夫婦舎入舎方願出
有之候、別紙之通り戸籍謄本相添置候条、御詮議之上御許可
被下度及御願候也

昭和十八年九月三十日

人事部長 S T 印

入園者総代 T・F 印

記帳済 印

〔朱書〕
「御許可相成可然哉」

長島愛生園長

〔朱書〕
「ワゼクトミ」
施行
医局通知ズミ

光田健輔殿

三九〇 癩患者の断種問題

(愛生図書室蔵 京大医学部芝蘭会雑誌『芝蘭』)

第十二別刷 昭和13年)

○癩患者の断種問題

小笠原 登

癩と云ふと変に神経を尖らせる習慣が出来てゐる。癩と云へば比類なき悪病であつて、人類を殃ひする事が絶対であるから、何より先に絶滅せねばならぬ疾患であると考へ、あらゆる犠牲を払つても絶滅せねばならぬとせられて居るかに見える。絶滅の方法としては、癩は細菌性疾患であるがために、横に伝播を避けるために病者の隔離が企てられると共に、豎に有菌的な子孫を後に残さぬために断種を實行せよと叫ばれてゐる声が聞える。しかしこの声が、私には、時に軽率味を帯びて聞える事がある。

周知の如く癩は細菌性の疾患であるから、たとひ伝染力の存否が頗る疑はしく見えるとは云へ、一応、隔離法を考へて見る事は強ち不合理な事では無い。しかし、一度癩の診断が下されると、病症の軽重、結果の利害を論ぜず、直ちに終生隔離処分に附して了ふと云ふが如き事があるならば、これは宜しきを得た事では無い。胎児又は産児が直接又は間接に病

親から病菌を以て汚染せられる事が可能である点より、有菌的な人間を造らぬために断種を企て、見る事も必ずしも不合理では無い。しかし、一度癩の診断が下されると共に、利害得失を論ぜず断種術が行はれると云ふ事になつても亦宜しきを得た事では無い。即ち隔離を断行し、断種を決行するには、一々の場合に於て細密な顧慮を要する。隔離の問題については、これを他日に譲り、こゝには、雑誌部委員の請はるゝまゝに、断種の問題についてのみ考察を試みる事とした。

凡そ、癩患者に於て断種法を施す事が合理的であると考へられる点は、概略三つである。

第一は、断種法は不良な体質の子孫を後に残す事を防遏する点にある。即ち、癩菌の直接間接の傷害を受けた卵子或は精子が受胎し或は受胎せしめた場合に、この受胎卵子は健全な發育を遂げ得ずして、精神的肉体的に不健全な子を生ずる畏れがある。かくの如き不健全な人間の發生を防止するには、断種法は必須な手段であると考へられる。

第二は、癩菌保有の人間を後に残さぬ様にする点である。前述の通り、胎児及び嬰兒は病親によつて癩菌にて汚染せられる可能性がある。而して、癩菌が胎盤を通過して胎児に移行し得る事が実証せられてゐるのである。癩絶滅の目的には、

必ず行はなければならぬかに考へられる。

第三は、癩の発し易き素質を絶滅する点である。癩は云ふまでも無く細菌性の疾患ではあるが、遺伝的な要素が多分にある。私の診察室を訪ねた五一三名の癩患者中嘗て一族中に癩患者を発生した事があつたと告げたものは八一名（一五・八％）であつたに對して、夫婦間の感染は極めて稀有な事に属する。寧ろ偶然夫婦共に別個に罹病したと考へても何の不思議も無い程に稀有である。私も疑はしき場合の二例に遭遇してゐるのであるが、確かな例には尚遭遇した事が無いのである。この一事は癩の罹病には遺伝的な要素が著明に存在すべき事を想像せしめる。断種法はこの遺伝的要素を絶滅するに最良の方法であると考へられる。

かくの如く考へ来れば、断種法は、人種改善・癩菌滅絶・罹病素質の^{〔変〕}交除の三重の効果を有する。即ち一石三鳥の妙術であるとも云ひ得る。しかし天地間の事は、机上で抽象的に論じて見る程に簡単なものではない。癩患者の断種問題も亦それに洩れぬのである。右顧左眄して其の広く及ぼす所の影響を洞察して後、これを実行するか否かを決せねばならぬ。

こゝに於て一応考へて置くべき根本問題がある。それは、癩なる疾患は、果して多くの人が信じて居るが如き極重悪病

であつて、如何なる犠牲を払つても何より先に絶滅せねばならぬ程のものであるかと云ふ問題である。勿論、癩も亦疾患である以上、これを絶滅すべき性質のものに属するのであるが、しかし只今あらゆる犠牲を払つて迄も絶滅を急がねばならぬと云ふ程の疾患ではないと信ぜられる。何故なれば、癩は決して万病を懸絶した悪性の疾患では無く、其の特色とする所は單に皮膚と末梢神経とを同時に犯す事が多いのにある。そしてこの皮膚及び神経の変化は、他の原因によつて起つた皮膚及び神経の変化と左程簡ぶ所が無い。従つて病變の上から云へば、癩を以て他の疾患を懸絶せる極重悪病であると思ふべき理由は更に無いのである。他の疾患との間に誤診が屢々起る事はこれを証明する。又癩を以て不治の疾病であると信じて畏れを抱いてゐる人がある。しかし、これも亦事實では無い。寧ろ癩は比較的治癒し易い疾患であつて、早期に発見して治療を加へるならば、家業に従事しつゝ、何の痕跡をも留めずに治癒し得る。病變が年月と共に著しく進んだ場合には、治療に對して抵抗が強いのであるが、しかし斯様な場合でも、伴随現象、たとへば指の鈎状、顔面の歪み、眉毛の脱落等を残す事はあるにしても、斑紋は消失し、結節は吸収せられて痘痕様と化し、血清に於ける補体結合反応は陰

性に転じ、癩菌は最早や発見し得ざるに至らしめる事が出来るのである。即ち、癩は治療を加へる事によつて治癒する疾患である。殊に結核性疾患に比べるならば著しく治癒し易い。此の点に於て癩は、結核性疾患よりも良性であると云はねばならぬ。即ち、治癒するか否かの問題から云つても決して万病を懸絶した疾患では無いのである。又、癩が細菌性の疾患であると云ふ点から早合点して、癩は劇烈な伝染力を持つてゐるかに誤認してゐる人がある。しかし、癩は左程の伝染力を持つて居る疾患ではない。寧ろ伝染力が絶対に無いと云つた方が大過が無い程の疾患である。我が国神代よりの歴史がこれを証明し、少くとも明治二十四年以来施設の有無に關せず次第に患者数が減少してゐるのである。其の他諸種の事実が伝染力の頗る微弱である事を証してゐる。即ち伝染性から云つても「チフス」・赤痢の如き急性伝染病に比すべきものでは絶対に無いのである。

かくの如く考へ来れば、癩は万病を懸絶した極重悪病では断じて無い。勿論何物をも犠牲にして真つ先に絶滅せねばならぬと云ふ程の病氣では無い。単に国民の衛生状態の改善、就中栄養状態の改善によつて丈でも次第に絶滅に近づいて行くと私は信じてゐる。かくの如き疾患に於て殊更に之れを嫌

ひ、他病の事を顧みずして真つ先に断種を断行すべき必要があるであらうか。

扱、次に考ふべき事は、人種改良の見地よりして癩患者の断種を行へと云ふならば、何故に広く他の患者にも断種を主張せぬであらうか。何故に飲酒家の断種を説かぬであらうか。又何故に栄養不良の下に生育した証左を身体の上に留めてゐる者、或は現に栄養不良の下に生活してゐる者の断種を鼓吹せぬであらうか。若しこれ等のものは癩程に劇しい悪影響を遺さぬと云ふならば大なる誤りである。寧ろ癩の方が劇しい悪影響を後に遺さぬと考へられる。何故なれば、栄養不良の方が癩や結核の根柢をなすからである。即ち栄養不良は癩や結核の本であつて、癩や結核は其の末である。本を忘れて末にのみ力を尽すは愚かな事に属す。

又、私が遭遇してゐる癩患者の中に於て、父母に癩患者を持った者があるが、これ等の人は、現在癩に罹つてゐると云ふ事以外に、非癩の両親より生れた人に比して特に何程かの遜色を有する事を認めた事が無い。又、癩系の家の人々が、非癩系の家の人々に比して肉体的若くは精神的に顕著な劣性を所有して居る事を見聞せぬのみならず、却つて精神的若くは肉体的に優秀な人を出してゐる例さへ知つてゐる。かくの

如く考へ来るならば、断種の如き追却的な方策に依らずとも、他に進取的な重要方策が存在すべき事が察知せられる。患者治療の万全、国民栄養の改善、国民労働の調節、国民教化の普遍等は其の一端である。優良人種を得るには一歩たりとも進めなければならぬ重大方策である。

次に、癩菌を後世に伝へぬために断種すると云ふならば、一応合理的に考へられる。しかし、こゝに再考すべき事は、何故に、癩菌を後生に伝へぬ様にするかの点である。これは云ふ迄もなく、癩菌は時に癩を発せしめる事があるから、これが後世に伝はつて癩患者を発生せしめる事の無き様にするためである。しかれば癩患者断種の要不要は、癩患者が産んだ子の発病率の大小に関係するのである。

ジャンセルム氏によれば「母已に癩を病むと雖も、其の児多くは罹病せず」と云ふ事である。私の短き年月（満十三年）の観察もこれと一致する。私が調査した五百十三名の患者中、癩病患者を父母に持ったものは二十一名（四・一％）に止まる。又、私が扱った患者を母として生れた子にして罹病したものに一人も遭遇して居らぬのである。しかし、唯一例一患者を父として産まれた一男児が罹病した例がある。この例は、父母が病んでゐる時は其の子も亦発病し易き事を示すが如き

例であるが、これは又他面に於て癩は栄養不良の下に生育した人を好んで犯すと云ふ事実を実証したかに見える興味ある例である。それはかうである。

或る日一老嫗が五歳の男児を伴つて来院した。この男児は私が治療してゐた患者の子で、老嫗はその患者の母である。「此の児に斯んな斑紋があらはれてゐまして、両側の小指が少しく曲つてゐます事を発見しましたので、診て貰ふために連れて来ました」と老嫗は告げた。其の男児を一瞥するに、頭部が四角で且つ歪んでゐる。疑ひもなく佝僂病性の骨格の所有者である。そこで私は「斯様に栄養不良の下に育てますと好く発病するものです」と云つた。すると老嫗は意を得ざる顔付きをして答へた。『この子が生まれました時、私は、この子を母と共に病父から別居させねばなりませぬかと御尋ねすると、先生の答へは、「そんな必要は無い。栄養状態に注意して育てれば決して罹病する事はない」との事でありました。そこで私は即日、母乳の外に牛乳を加へて養育し始めました』と云ふのである。牛乳が成人者には栄養剤として用ゐられるので、早合点をして了つた老嫗は、嬰兒にも栄養剤として用ふべきであると考へこれを早期より併せ用ゐ、知らずくゝの間に人工栄養を行ふ事となつた。このために佝僂病

性の変化が起り、遂に発病の素因を作つて了つたと考へられる。兎に角、父母已に病みて其の児の病むに至つた私の実例はこの男児一例のみである。

要するに父母が既に癩を病んでゐても、其の子は多く罹病せぬのである。患者に断種法を施すとも、其の癩の絶滅に対する効果は机上にて考へる程に大なるものでは無いと考へねばならぬ。

次に、癩の遺伝性に基づく見地よりして断種を主張する事も亦一応合理的に考へられる。

癩は眞の遺伝病では無いのであるが、しかし、罹病し易き素質は遺伝する性質のものである。親子が罹病する例は、稀ではあるが、私の統計では、前述の如く四・一％に上り、又、一家一族の間に癩患者があつたと告げた患者の数は一五・八％であつた。しかるに、夫婦が共に罹病したと云ふ例は頗る稀有な事に属し、私の遭遇した例としては、甚だ不確かな二例があるのみである。即ち、一例は結節癩の一内地人の妻の右の前腕伸展側に、鶏卵大位の無痛面があると云ふに止まり、皮膚の外観には何の異状も無く、又神経肥厚等も発見し得なかつたのである。他の一例は、斑紋癩の一鮮人の告げた所によれば、在鮮の妻の右下腿外側に於て無痛面があると云

ふのである。即ち夫婦間の伝染は眞に稀有である。これに比すれば血族の間に患者の発生する率は著しく大である。換言すれば、血族には感染し易く他人には感染し難い。こゝに罹病し易き素質がある事が察知し得られ、この素質が或る程度迄遺伝する事が想像し得られる。この素質を人類から除去するためには断種法が必要であると考へられる。しかし、こゝにも亦再考の余地がある。

凡そ、生体は総べて独立自存のものでは無く、環境によつて支持を受けて存立を続けてゐる。従つて環境の支持が無ければ生体は遂に存在を失つて了ふ。即ち環境は常に生体に対して作用し、生体はそれに順応して一時的若くは永久的の变化を来す。人体も単なる一生体である。環境によつて支配せられて存立してゐて、眞に独立自存のものではないのである。故に環境を巧みに按配すればそれに応じて身体に変化を来し、優生の本義を満足せしめる事が出来、癩に罹り易き素質をも矯正する事が出来る。即ち栄養の改善文でも体質の変化が起り、これと共に癩性の素質も除かれ得ると私は信じてゐる。況して諸般の衛生施設が完備せられるに至らば、更に何の畏るべきものも無い。特殊の場合の外断種法を用うる要は更に無く、殊に子無き事が家庭に如何なる不幸を齎すかを思

ふならば、断種法は一般に軽々しく行ふべき事ではない。

某県に一小島がある。旧幕時代に藩主が癩患者を追放した島であると云はれてゐる。其の島には六十戸程の戸数があるが、何れも、皆癩患者の子孫であると云つてよい。従つて此の島に於ては、遺伝論よりするも又伝染論より見るも、多数の癩患者が発生してゐるべきであるが、伝へ聞く所によれば、其の島には目下一名の癩患者も無いのみならず、所属の某聯隊に於ける壮丁成績は極めて可良であると聞いてゐる。主として農村に生じた患者が海上の小島に追放せられた事から起つた環境の変化が、遂に罹病素質を消滅して了つたと考へられる。環境が罹病素質を消滅せしめる事の一適例である。

各地には古くより云ひ伝へられた癩系の家と云ふのがある。此の中には知名の資産家が相当にある。しかし、これ等の家に現今癩患者があると聞くものは殆ど無い。此の事実を私は次の様に考へてゐる。旧幕時代の農村に於ては、資産を積むには、衣食を節するより外は無かつた。中にも大なる効果を齎すものは食物に関する節約である。所謂喰ひ出す事である。栄養価の満たざる食物に甘んじ、不完全な栄養状態の下に労働を続け、疲労困憊をも顧みずして生活を営む間に癩患者が発生したものと考へられる。漸く家勞が隆盛に赴き、

経済状態が高められるに至つては既に世代が替り、父祖の難苦を打ち忘れて贅沢となり、おのづから栄養価の高き食事を取り、何時とは無く有閑生活に入るに至れば最早や患者は発生せぬのである。しかし、広く行はれてゐる遺伝の誤信によつて殃ひせられて、患者出で、より既に幾多の年代を隔てるに至つても、尚癩家の呼称を脱する事が出来ぬ状態であると理解せられる。癩家と称せられてゐても、癩性の素質は恐らく夙くに消失してゐるのである。

太田正雄博士等の宮城県下の癩村調査の報告を見るに、一村落が癩化するには二、三十年を要し、猖獗期二、三十年を経て衰頽期に入り、次第に衰へて遂に絶滅して了つた村落さへある事を報じてゐる。何の施設をも為さずとも癩の罹病素質は消滅し、患者の発生は停止すべきものである事を示してゐる。若し栄養の改善及び其の他の積極的な衛生施設を以て国民の体力を増進せしめるならば、恐らく癩は絶滅するであらう。退却的な断種法を行ふ事は全く無用であると云つても過言では無い。

要するに、癩患者の断種法は大体に於て無用な事に属する。大地を家庭とし大空を家とする人に取りては、子無き事は何の苦痛でも無い。しかし、一男一女相寄つて営む家庭に於て

子無き場合には、種々な悲劇が展開せられる。癩の予防は此の如き不幸の到来を予期しつゝ、断種を行はねばならぬと云ふ程の事件では断じて無い。患者の完全な治療と国民全般の衛生状態の改善とを策する事によって足るのである。一足飛びに断種に迄考へを進める事は宜しきを失する。

擱筆に臨んで一言すべき事は、現在癩患者が苦痛としてゐるものは、癩そのものでは無くして、癩の誤解に基づく社会的迫害である。従つて救癩事業の急務は、社会の誤解を除いて患者を迫害より脱せしめるにある。しかし、社会に広く且つ深く根をおろしてゐるこの誤解を芟除する事は一大難事である。少数の人を以て成し得る事では無い。読者諸賢、願はくは癩の眞実を領得して救癩の大業に参加せられん事を希望する。

(昭和十三年十月十七日)

3 人生を終えて

三九一 葬儀と死亡通知

(愛生園蔵「舎長会議事録」昭和6年)

第一回舎長会議事録

日時場所 昭和六年八月十七日午後七時 於礼拝堂

出席者

園長、事務官、林医官、事業係長、山田書記青山看護長、坂井、東原、井上雇、宮川、小林指導員、各舎長会顧問、各舎長全部

議事抄録

I 入園者葬儀ニ就テ

K・S

入園者ノ葬儀ハ如何ナル方法ニヨリ執行セラル、ヤ

園長

従来行ハレタル各宗教儀式ヲ主トセル葬儀ハ、実行上種々ナル不便ヲ伴フト共ニ、稍々モスレバ虚礼ニ陥リ易キヲ以テ、宗教儀式ニ依ラザル園葬ヲナシテハ如何

即チ其ノ要約スル処ハ

1、園葬ハ、宗教儀式ヲ主トセザル事

2、園葬ニ際シテハ、職員、入園者一堂ニ会シテ

誠心誠意弔意ヲ表スル事

3、弔意ヲ表スルニ当リテハ、因襲ニ依ラズシテ、

各人ヲ益スルニ足ル故人ノ言行ヲ悟リテ故人ノ偲ビ、或ハ簡単ニ経ヲ誦シ歌ヲ唱シテ敬弔ノ誠ヲイタス事

4、慰霊祭ハ別ニ之レヲ為ス

5、(入園者死亡ニ際シテ、各々其ノ宗派ニ依リテ
 簡単ナル告別式ヲナスハ妨ゲズ)

Y・S 賛成意見ヲ述ブ

各舎長 賛成

II 遺骨・遺留金品ノ処分ニ就テ

事務官 遺骨・遺留金品ノ処分方法ニ就テハ、可成生前ニ

意志表示ヲナサレン事ヲ希望ス

K・S 遺骨ノ送料ニ就テ質問ス

園長 送料ハ園費ヨリ支弁スベシ

林医官 意志表示アリタル時ハ、ソノ意志表示ニ従ヒ、然

ラザル時ハ如何ニナスベキカヲ議セラレ度シ

四谷事務官 意志表示ナキ時ハ遺族ニ凡テ返還スベキカ、又

ハ慰安会ニ寄附スベキカヲ一般的ニ決定シ得レバ

幸ナリ

(N・H解剖ニ関シテ簡単ナル質問ヲナス)

Y・S 多クノ場合ニ於テ遺留金品ヲ返還スルガ如キハ、

返ッテ迷惑ヲ蒙ルニ非ズヤ

事務官 意志表示ナキ場合ニシテ園内ニ遺族アル場合ニ於

テハ之レニ引渡シ、而ラザル時ノ処分ニ就テハ入

園者各自ノ意見ヲ叩キ早急取纏メテ解答アリタシ

III 病室慰問ニ就テ

Y・S 入室セルモノニ対シテ毎月慰安会ヨリ見舞品ヲ給

与サレタシ

事務官 私人間ノ虚礼廃止ノ意味ニ於テナスハ良シ

園長 一応協議ノ上返答スベシ

IV 希望条項

K・S 駒鳥舎ニ於テハ一室六人以上ニセザル様ナサレタ

シ

Y・S 金星一号・二号室ニ換気装置ヲ設ケラレ度シ

K・G 子供舎ニ雑誌・遊戯道具ヲ備ヘラレ度シ

Y・Y 処女舎ノ風紀ニ対シテハ一層慎重ナル監視ヲ願ヒ

度シ。尚、処女舎全般ノ希望トシテハ全員ノ夜学

ヲ希望ス

〔中略〕

第二回舎長会議録

日時場所 昭和六年九月十五日(火)午後二時 於礼拝堂

出席者 園長、四谷事務官、林医官、田尻医官、山田書

記、井上雇、宮川、小林指導員、山下指導員

〔中略〕

(6)死亡通知問題

Y・S 死亡者アル場合、園ニテハ如何ナル手續ヲトラル

、ヤ、参考ノ為御洩シ下サレ度シ

〔後略〕

午後五時閉会

四谷事務官 種々ナル事情ヲ考慮シテ最初ハ通知セザリシ

モ、死亡届ハ裳掛村役場ヲ経テナスノデアレバ、

其ノ遺族ハ役場ヲ経テ知ル事トナル故、最近ハ死

亡通知ヲ發送セリ

K・S 遺骨ハ凡テ引渡スモノナリヤ

園長 死亡通知ニ添ヘテ遺骨ノ処置ニツイテ照会スル時

ハ、大部分ノ人ハ引取ヲ希望スルヲ以テ、園内ニ

保管スル遺骨ハ事実上稀ナリト思考ス

K・S 遺骨ヲ引取りシ上ハ葬式ノ必要アリ、依ッテ種々

ナル困難ヲ伴フ故、遺骨ハ直チニ本山ニ送附シテ

戴ケバ幸ナリ

園長 兔二角、危篤・死亡ノ際ハ友人名儀其他ニヨリテ

通知スルヲ原則トシ、其レヲ好マザル時ハ適宜ノ

方法ニヨリ其ノ事ヲヨク伝ヘル事ニシテハ如何

宮川指導員 愛生学園初等部・中等部・夜学部、夫々授業開

始ニツキ出来ル丈ケ利用サレ度シ

園長 近時各舎間ノ空地ニ花等作り居レルガ、之レニ野

菜類ヲ栽培スル様努メラレ度シ

三九二 死亡後の手続き

（愛生園蔵「火葬場及死亡関係書類」昭和6年）

昭和六年十二月十九日起案

昭和六年十二月二十一日決裁

昭和六年十二月二十一日施行

園長^⑨ 庶務課長^⑨ 主任^⑨

入園患者死亡ニ関スル件

第一案

入園患者A・Y死亡致候ニ付キ、別紙之通死亡届裳掛村長へ提出相成可然哉

第二案

A・Y死亡致候ニ付キ、別紙之通A・Y遺族ニ死亡通知相成可然哉

.....

死亡届

一本籍地 東京府東京市深川区□□

一戸主トノ続柄

一職 業 無職

一所在地 岡山県邑久郡裳掛村大字虫明六千五百三拾九番地

一死亡者ノ氏名 A・Y

一死亡ノ年月日時 昭和六年十二月十七日午後七時十五分

一死亡場所 前記所在地ニ同ジ

右死亡ニ付、別紙診断書相添へ此段及御届候也

本籍地 山口県佐波郡□町□番地

所在地 岡山県邑久郡裳掛村大字虫明六千五百三拾九番地

昭和六年十二月十八日

家屋
管理者 届出人 光田健輔

明治九年壹月拾貳日生

裳掛村長 坂本関蔵殿

死亡診断書

一、氏 名 A・Y

二、男女ノ別 男

三、出生ノ年月日 明治十一年十一月二十六日

四、職 業 死亡者ノ職業
家計ノ主ナル職業 無

五、病 死 自殺、其ノ他変死、中毒者ノ別 病死

六、病 名 (自殺ニ
於テハ) 手段 自殺以外ノ変死者
及中毒者ニ在テハ 種類 癩性衰弱

七、発病ノ年月日 (変死者、自殺者等
ニ在テハ之ヲ除ク) 明治三十七年月日不詳

八、死亡ノ年月日時 昭和六年十二月十七日午後七時十五分

九、死亡ノ場所 岡山県邑久郡裳掛村大字虫明六千五百参

拾九番地

右証明候也

岡山県邑久郡裳掛村大字虫明六、五三九番地

昭和六年十二月十八日

医師 林 文雄印

遺骨受領書

一、A・Y 遺骨

右受領仕候也

昭和七年一月十二日

東京日本橋区□町□K方

遺族 A・K印

長島愛生園長光田健輔殿

遺骨下附願

一、A・Y 遺骨

右遺骨埋葬仕度候間御下附被成下度、此段相願候也

昭和七年一月十一日

日本橋区□□町□□K方

遺族 A・K印

長島愛生園長光田健輔殿

.....

昭和七年一月四日 起案

昭和七年一月六日 決裁

昭和七年一月六日 施行

園長印 庶務課長印 主任印

〔朱書〕
「遺骨ハ一月八日送付済印」

園長

K・K 宛

拝復 A・Y 殿、本園御入園以来極力療養に努力致候も、藥石其の効なく御永眠相成、嘸かし御愁傷之御事と奉案候、扨て本日はA氏御入園の費用の一端及遺骨送料として、金拾五円也小為替を以て御届送付相成恐縮仕り候、実は本園は入園者より費用を頂くへき筋合のものに無之候へ共、折角の御芳志難有拝受致し、本園入園患者の慰安救済の資に供し候条、御了知相成度、右御悔み旁々御礼迄如斯御座候

追て、遺骨は仰せに従ひ一月七日、本園を発送可致候条申添候

.....

拝啓 御便り忝く涙ながらに拝見致し候、長らく皆々様の御厚情を蒙り御手厚き御看護の下に遂に永眠致し候趣き、肉親の身としてこれ程痛ましくも又皆様の御情の程感謝の涙にむせぶの外無之候

尚、遺骨の事まで御心配下され、すぐに頂戴に参らねばならぬ筈にて候へ共、何分にも表面にする事の出来ぬ悲しさ、恐れ入り候へ共、何卒一部分だけほんの少し御送り願度、尚勝手ながら知り合の人の処へ送って頂く事故、今より御願いたし候へば正月までに着す事故、せめては七日過ぎて後御送り願度、右甚だ勝手ながら御願申上候、尚拾五円也小替為御送り申上候間、御送り頂く費用になし下され度、残金など御有りならば今までの費用の一端になりとなし下され度、私としても出来るだけ御送金致し度候へ共、今の処思ふに任せず、いづれ追て御送金致す考へ、何卒あしからず思召し下され度、右御願申上候

十二月廿七日

A・Y 遺族

愛生園事務所長様

左記へ御送り願上候

東京日本橋区□□町□□

K・K

尚、本人の希望・申残しなど有之候はば、御聞かせ給はり
度候

.....

昭和六年十二月十八日

長島愛生園

A・Y殿、昭和六年三月二十七日ヨリ当園ニ入園御療養中ノ
処、薬石効ナク十二月十七日午後七時十五分死亡致サレ候ニ
付、直ニ岡山県邑久郡裳掛村長ヘ死亡届出ノ上、火葬ニ附シ
候条御通知申上候、尚遺骨引取御希望有之候ハ、郵送可致
候ニ付至急何分ノ御回報相煩度、右御通知旁得貴意候

三九三 死亡診断書と検案書

(光明園蔵「死亡診断書綴」昭和14〜19年)

死体検案書

- 一、氏 名 M・R
- 二、男女ノ別 男
- 三、出生ノ年月日 明治貳拾貳年参月貳拾日
- 四、職 業 死亡者ノ職業 無
家計ノ主ナル職業 無
- 五、ノ変死、自殺、其ノ他 自殺

六、病名 (自殺者ニ 手段 自殺以外ノ変死者 種類) 頸動脈切断
(於テハ 及中毒者ニ在テハ)

七、発病ノ年月日 (変死者・自殺者等
(ニ在テハ之ヲ除ク))

八、死亡ノ年月日時 昭和拾四年六月貳拾壹日午後貳時参拾

分推定

九、死亡ノ場所 岡山県邑久郡裳掛村大字虫明六千貳百五

拾参番地

右証明候也

岡山県邑久郡裳掛村大字虫明六千貳百五拾参番地

昭和拾四年六月貳拾貳日 医師 保田 耕

検案書

岡山県邑久郡裳掛村字虫明六二五三番地 無職

M・R

明治貳拾貳年参月貳拾日生

右死体、昭和拾四年六月貳拾壹日午後六時、岡山県邑久郡裳
掛村虫明第三区府県立療養所光明園洗濯乾燥室仕上場ニ於テ
検視官立会ノ上検案スルコト、左ノ如シ

一、体格營養中等ナル男性結節癩患者ノ屍体ニシテ、裸体ノ
マ、頭部ヲ床縁ニ置き、右側臥位ニ稍俯シ気味ニ横ハリ、
右前膊ハ床ヨリ垂レタリ

一、四肢厥冷シ、死斑ハ之ヲ見ザレドモ、死強ハ頂、膝、股関節等ニ認メラル

一、顔面貧血、両眼瞳孔散大、胸腹部ニ異常ヲ認メズ

一、左右頸部ニ横切創アリテ創口開大ス、左ハ長サ約一〇糎、深サ約三糎、右ハ約六糎、深サ約三糎ニシテ、夫々頸動脈ヲ切断シ、周囲筋肉及一部甲状腺ヲ損傷セリ、左右前膊、腕関節ニ近ク橈骨側屈側ニ何レモ長サ約三糎、深サ約一糎ノ横切創アリテ橈骨動脈ヲ切断セリ、左肘窩部ニ長サ約五糎、深サ約三糎ノ横切創アリ、肘動脈ヲ切断シ周囲組織ヲ損傷セリ

一、頭辺ナル「バケツ」ニ約一〇立ノ血液ヲ満シ、尚附近ニモ血液流失尠カラズ、顔面上肢等ニモ亦附着セリ

一、右ニ由テ検定ヲ下スニ全ク自殺ニシテ、五個ノ大ナル動脈ヲ切断シテ失血死ヲ遂ゲ、死后参時間半ヲ経過セルモノト及検案候也

昭和十四年六月廿一日

岡山県邑久郡裳掛村大字虫明六二五三番地

医師 保田 耕

死体検案書

一、氏 名 Y・H
二、男女ノ別 男

三、出生ノ年月日 大正拾四年六月五日

四、職 業 死亡者ノ職業
家計ノ主ナル職業 ナシ

五、病死、自殺、其ノ他
ノ変死、中毒ノ別 自殺

六、病名 (自殺者ニ 手段 自殺以外ノ変死者
於テハ) 及中毒者ニ在テハ 種類 縊死

七、発病ノ年月日 (変死者・自殺者等
ニ在テハ之ヲ除ク)

八、死亡年月日時 昭和拾八年弍月七日午後拾時推定分

九、死亡ノ場所 岡山県邑久郡裳掛村大字虫明長島国有林

右証明候也

岡山県邑久郡裳掛村大字虫明六千弍百五拾参番地

昭和拾八年弍月七日

医師 保田 耕[㊦]

検案書

岡山県邑久郡裳掛村大字虫明六二五三番地

国立癩療養所邑久光明園入園患者

無職

Y・H

大正十四年六月五日生

右死体、昭和十八年二月八日午後一時、検視官・寺元巡查立

会ノ上、長島西南国有林南岸現場ニ於テ検案スルコト左ノ如シ

一、体格營養中等度ナル男性結節癩患者ノ屍体ニシテ、約式米ノ藁縄ヲ二条トナシテ頸圍ニ纏絡シ、根本直径約壹式糧ノ松樹ノ地上約參米ニ南向キ突出セル枝ヲ支点トシテ垂シ、黒色上衣国防色袴、ゴム長靴等ヲ着シテ西方断崖ニ面シ、両足ハ地上ヲ離ル、コト約六〇糧ナリ

一、顔面及四肢ハ癩性浸潤及少数ノ結節發生、眉毛脱落、手指殆ンド悉ク屈曲ス

一、全身全ク厥冷シ、死強ハ全身諸關節ニ顯著、死斑ハ下半身ニ著明ナリ

一、顔面稍ヤ浮腫ヲ呈シ、両眼瞳孔ハ虹彩癒着ノタメ縮小、舌ヲ半バ挺出、肛門ヨリ脱糞セリ

一、頸部ニハ著明ナル索溝アリ、索溝ハ前頸部ヲ斜後上方ニ走リテ左右乳嘴突起部ヲ越へ、全長約四〇糧、幅約壹糧ニシテ、前頸部中央最モ著シク深サ約壹・五糧ニ及ビ後頸部ニハ之ヲ認メズ

右ニ由テ検定ヲ下スニ全ク自殺ニシテ、藁縄ヲ以テ縊死ヲ遂ゲタルモノニシテ、死後約拾五時間ヲ経過セルモノト検案候也

昭和十八年二月八日

岡山県邑久郡裳掛村字虫明六二五三番地

医師 保田 耕

死体検案書

一、氏 名 T・T

二、男女ノ別 男

三、出生ノ年月日 明治四年拾月五日

四、職 業 死亡者ノ職業 ナシ
家計ノ主ナル職業 ナシ

五、病死、自殺、其ノ他 病死、自殺、中毒ノ別 変死

六、病名 (自殺者ニ 手段 自殺以外ノ変死者 溺死
於テハ) 及中毒者ニ在テハ 種類

七、発病ノ年月日 (変死者・自殺者等
ニ在テハ之ヲ除ク)

八、死亡ノ年月日時 推定昭和拾九年五月九日午前壹時分

九、死亡ノ場所 岡山県邑久郡裳掛村大字虫明長島稻荷浜

海岸

右証明候也

岡山県邑久郡裳掛村大字虫明六千貳百五拾參番地

昭和拾九年五月九日 医師 保田 晁

検案書

岡山県邑久郡裳掛村字虫明六二五三番地国立癩療養所
邑久光明園入園患者

無職

T・T

明治四年十月五日生

右死体、昭和十九年五月九日午後二時、安藤巡查及裳掛村山下書記立会ノ下ニ、邑久光明園木尾棧橋東海岸ニ於テ検屍スルコト、左ノ如シ

一、既往歴 本人ハ神經癩ノ為、昭和十八年二月本園ニ收容セラレタル者ニシテ、昨夜半ヨリ行方不明トナリ捜査中ノトコロ、本朝九時半頃長島内通称稻荷浜海岸ニ於テ死体トシテ発見セラレタリトイフ

二、死体所見

1、体格營養中等ノ男性神經癩患者ノ屍ニシテ、全手指屈曲、手筋萎縮、右手背ニ小痕痕四個、右外踝部ニ小ナル癩性潰瘍一個ヲ認ム

2、全身厥冷、皮膚蒼白ニシテ稍々湿潤シ死剛ハ各關節ニ著明、死斑ハ背部、臀部及腓腸部ニ軽度ニ存ス

3、手掌及足蹠ニハ皺襞ヲ形成シ、口唇部ニ中等量ノ白色泡沫ヲ附着シ、腹部軽度ニ膨満、濁音ヲ証ス

4、前額部中央ニ矢状ニ長サ約二糎半、深サ骨膜ニ達スル

切創一個、左下顎部ニ一錢アルミ貨大ノ浅キ挫創ヲ認メ、何レモ少量ノ稀薄ナル血性液ヲ出ス

右ヲ検案スルニ溺死ト認メラレ、右創傷ハ岩石又ハ介殼等ニ衝突シテ生ジタルモノト考ヘラル、死後凡ソ十三時間ヲ経過セルモノト認ム

右及検案候也

昭和十九年五月九日

岡山県邑久郡裳掛村字虫明六二五三番地

医師 保田 晁

三九四 死亡診断書と剖検願

(愛生園蔵「相談所重要書 附癩予防協会関係」昭和11年)

昭和十一年三月二日

医務課 印

医務課御中

印

死亡通知ノ件

左記入園者本日死亡ニ付、別紙死亡診断書(参通)添付及通知候也

記

Y・K

死亡診断書

.....

死亡者 Y・K

一、氏名 Y・K

二、男女ノ別 女

三、出生ノ年月日 慶応式年壹月日不詳

四、職業 死亡者ノ職業
家計ノ主ナル職業 無

五、病死、自殺、其ノ他
病死、中毒者ノ別 病死

六、病名 (自殺ニ手段 自殺以外ノ変死者
於テハ 及中毒者ニ在テハ 種類) 萎縮腎

七、発病ノ年月日 (変死者・自殺者等
ニ在テハ之ヲ除ク) 昭和拾年式月式拾七日

八、死亡ノ年月日時 昭和拾壹年参月壹日午后拾時参拾分

九、死亡ノ場所 岡山県邑久郡裳掛村大字虫明六千五百参拾

九番地

邑久郡裳掛村長 坂本関蔵殿

明治九年壹月拾式日生
光田健輔

右証明候也

岡山県邑久郡裳掛村大字虫明六、五三九番地

剖検願

昭和拾壹年参月壹日 医師 田尻 敢印

住所 岡山県邑久郡裳掛村大字虫明字長島六五三九

死亡届

六九

本籍地 岡山県岡山市□□番地

所在地 岡山県邑久郡裳掛村大字虫明六千五百参拾九番地

戸主 無職

右ハ、御園ニ於テ御治療相受ケ候ニ付テハ、万一不幸ニシテ
死去致候節ハ、病理御研究ノ一助ニモ相成候ハヽ、患部御解

患者氏名 Y・K

年 月 日生

剖被下度、此段予メ奉願置候也

昭和 年 月 日

右 Y・K〔拇印〕

証人 K・I〔印〕

同上 F・M〔印〕

長島愛生園長光田健輔殿

三九五 解剖許可願と承諾書

〔愛生園蔵「患者関係重要書類綴」昭和10年〕

昭和拾年八月廿七日

〔朱書〕
「戸籍謄本提出済〔印〕」

死体解剖許可願

一、本籍 滋賀県栗田郡〔太〕村大字〔 〕番屋敷

二、住所 岡山県邑久郡裳掛村大字虫明六千五百三十九番地

長島愛生園保育所児童

〔朱書〕
「本件提出可然哉」

O・K

大正九年十月十六日生

三、病名 急性腹膜炎

四、死亡年月日時 昭和十年八月十一日午後四時三十五分

五、解剖ノ目的 嘗テ右肘神経及右腓骨神経ノ肥厚アリ

癪ニヨルモノナラザルヤノ疑問解決ノ為メ

六、解剖ノ日時 昭和十年八月十二日午後五時〇分

七、解剖ノ場所 岡山県邑久郡裳掛村大字虫明六千五百三十九番

地長島愛生園解剖室

八、解剖ノ別（局所） 右腕、右脚、腹部

九、解剖医 長島愛生園医務課長医学博士 林 文雄

右御許可相成度、此段奉願候也

昭和十年八月十二日

長島愛生園長 光田健輔

岡山県知事多久安信殿

園長〔印〕 庶務課長〔印〕 医務課長〔印〕 主任〔印〕

承諾書

O・K死亡ニ付、其死体ヲ解剖ニ付セラレ候トモ何等異議無之、此段承諾書提出候也

昭和拾年八月拾弍日

滋賀県栗田郡〔太〕村大字〔 〕〔 〕

故O・K遺族

叔父 O・K〔印〕

医学博士

林 文雄殿

死亡届

昭和10年8月13日施行済

本籍地 滋賀県栗太郡□村大字□□番屋敷

所在地 岡山県邑久郡裳掛村大字虫明六千五百参拾九番地

戸主 亡M長女

死亡者 無職 O・K

一死亡ノ時 昭和拾年八月拾壹日午后四時参拾分

一死亡ノ場所 岡山県邑久郡裳掛村大字虫明六千五百参拾九番地

番地

右死亡別紙診断書相添へ、此段及届出候也

昭和十年八月 日

届出人

岡山県邑久郡裳掛村大字虫明六千五百三十九番地

家屋管理人

光田健輔

明治九年壹月拾貳日生

邑久郡裳掛村長 坂本関蔵殿

死亡診断書

一、氏名 O・K

二、男女ノ別 女

三、出生ノ年月日 大正九年拾月拾六日

四、職業 死亡者ノ職業 家計ノ主タル職業 無

五、病死、自殺、其ノ他ノ病死、中毒ノ別 病死

六、病名 (自殺ニ手段 自殺以外ノ変死者 及中毒者ニ在テハ 種類) 急性腹膜炎

七、発病ノ年月日 (変死者・自殺者等 昭和在テハ之ヲ除ク) 昭和拾年八月五日

八、死亡ノ年月日時 昭和拾年八月拾壹日午后四時参拾五分

九、死亡ノ場所 岡山県邑久郡裳掛村大字虫明六千五百参拾九番地

九番地

右証明候也

岡山県邑久郡裳掛村大字虫明六、五三九番地

昭和拾年八月拾壹日

医師 林 文雄印

三九六 入園者遺骨処理簿

(愛生園蔵「入園者遺骨処理簿」昭和16年)

園長	庶務課長	主任	死亡年月日	火葬年月日	下附年月日	氏名	処理	取扱者
			一六・四・二	一六・四・三	一六・四・三	S・A	遺族S・Yニ交付	印
			一六・四・四	一六・四・五	一六・四・一一	A・I	遺族H・Tニ送附	印

〔昭和十六年四月～五月を抽出〕

[illegible]

第二節 療養所内での生活

1 慰安会の規約と事業

三九七 慰安会の概況

(愛生園蔵『長島愛生園開園20周年誌』昭和25年刊 原本横書)

1. 財団法人長島愛生園慰安会の概況

財団法人長島愛生園慰安会は、昭和五年一月二〇日開所せられたる本邦嚆矢の国立療養所長島愛生園の別働隊として、同六年四月一八日組合組織により創立せられ、同一年三月六日財団法人に組織を変更せられたるもので、創立以来年月を閲すること実に二〇年に垂んとし、其の間専ら重症又は貧困患者の慰安及救済、娯楽機関の設備及諸演芸の開催、宗教の普及及び学芸の奨励、農業其の他産業の経営、十坪住宅の建築と国庫えの寄附、雑誌其の他印刷物の刊行等に尽力し、併て本邦救癪事業に貢献して来たのであって、慰安に関しては、永く郷家を離れて療養中の入園者の心意暢達を図る為、各種の演芸会・講演会或は野外の各種競技会等を開催し、救癪に関しては、園内作業に従事

することの出来ない者及郷家故旧より送金のない困窮者に對しては救済金を給付し、療養生活を安定させ、又宗教に關しては僧侶牧師を聘し、其の講話指導により信仰を得さし、愛生学園の児童は勿論、一般入園者に對しては、極力学芸の奨励をなし、一方農業其の他産業については、一貫した方針により指導奨励し、其の園内生産品は全部入園者の需要を充てており、其の他各種事業中特筆したい事は、十坪住宅の建築と同住宅の国庫寄附であり、既に国庫え寄附を了したる患者住宅は、一五四ヶ棟二、五五八坪六五八累計価格は二一三、五二四円四四錢(建築当時の価格)に達し、長島愛生園の患者収容にも協力して来たのであって、今後においても汎く江湖の理解と同情を俟ち、本邦救癪事業に益々寄与せなければならぬのが本会の使命である。其の概況は左の通りである。

- 1、名 称 財団法人長島愛生園慰安会
- 2、代表者 会長(理事) 光田健輔
- 3、所在地 岡山県邑久郡裳掛村大字虫明六五三九番地
国立療養所長島愛生園構内

4、目的及事業の種類

長島愛生園入園者慰藉の目的を以て左の事業を行う

- 1、重症又は貧困患者の慰安及救済
 - 2、娯楽機関の設備及諸演芸の開催
 - 3、宗教の普及及び学芸の奨励
 - 4、農業其の他産業の経営
 - 5、売店の経営
 - 6、十坪住宅（民間寄附による患者住宅）の建設
 - 7、其の他理事会の決議に依り必要と認むる事項
- 5、組織及沿革 昭和六年四月一八日組合組織を以て創立す。同一年三月六日財団法人に組織変更す。

6、役員及職員（全部無給）

理事（会長）	1名	監事	4名
理事（副会長）	2名	幹事	6名
書記	7名	評議員	〔職員8名 患者8名〕

三九八 慰安会の諸規約と事業

（愛生園蔵「慰安会重要書類綴」昭和10年）

昭和十年七月廿九日
 会長〔自署〕 副会長〔印〕 幹事長〔印〕 幹事〔印〕 書記〔印〕
 財団法人設立二関スル件

今回会務ノ更張ト組織ノ確立ヲ期シ、現在資産ニ依リ財団法人組織ニ変更致度、別紙ノ通内務大臣宛設立出願相成可然哉
 裳掛村役場經由 〔朱印〕
 昭和十年七月三十一日 〔印〕
 施行済

財団法人設立許可願

今般別紙寄附行為ヲ以テ民法第三十四条ニ依リ財団法人設立致度候条、御許可相成度関係書類相添ヘ此段相願候也
 〔数字・朱書〕

昭和十年七月三十一日

岡山県邑久郡裳掛村大字虫明六千五百参拾九番地

財団法人長島愛生園慰安会設立代表者 光田健輔

内務大臣 後藤文夫殿

.....

財団法人長島愛生園慰安会事業計画

本会ハ長島愛生園入園者ヲ慰藉スルヲ以テ目的トシ、昭和六年四月十八日組合組織ニ依リ創立セラレタル、長島愛生園慰安会ノ事業資産ヲ其儘継承シテ、益々其ノ進展充実ヲ期セムトス、之ガ事業計画ノ概要左ノ如シ

第一項 重症又ハ貧困患者ノ慰安及救済

長島愛生園開園以来、入園者ハ克ク其ノ経営ノ精神ヲ理解体得シ、協和格励シテ園内作業ニ従事シ、諸多ノ施設充実

ニ助力スル所尠カラズ、現在一千一百余名ノ多数ニ至ルモ恰モ一家族ヲ成シ、共済同栄ノ生活ニ勤ミ、以テ理想的大療養所ノ建設ニ向テ邁進シツツアリ、而シテ園内作業ニ依ル収入ハ患者私経済上重要ナル財源ノ一タリ、然ルニ年齢ノ長幼又ハ疾病ノ重篤等ノ為、従業不能ナルモノニ在リテハ郷家故旧ヨリノ送金ナキ限り全ク収入ノ途ナク、其ノ苦悩言フベカラザルモノアリ、此等患者ニ対スル救済ノ途ヲ講ズルハ極メテ喫緊ノ事ニ属ス、依テ必要ナル金品ノ給与ヲ為シ、療養生活ノ安定ヲ支持シ以テ安心立命ノ境地ニ達セシメントス

第二項 娯楽機関ノ設備及諸演芸ノ開催

入園者ノ慰安娯楽ニ対シテハ努メテ其ノ整備ヲ期シ、以テ療養生活ノ単調ヲ緩和スルヲ要ス、慰安ニ関シテハ囲碁・将棋・ピンポン・ラヂオ・各種楽器等ノ室内設備ヲ利用セシムルノ外、野球・庭球・相撲等ノ競技、運動会ノ開催等ニ依リ「スポーツ」ヲ通ジテノ慰安娯楽ノ途ヲ講ジ、患者ヨリ成ル愛生劇団・愛生音楽団等ノ公演ヲ為サシメ、又諸演芸家・篤志家等ノ来園ヲ俟チテ各種演芸会・音楽会・映画会等ヲ開催シ、以テ患者心意ノ暢達ヲ図ラムトス

第三項 宗教ノ普及及学芸ノ奨励

入園者人格ノ陶冶精神ノ修養ニ関シテハ、思想嚮導、慰安教養ノ為最善ノ努力ヲ払ハザルベカラズ、故ニ随時僧侶・牧師ヲ聘シ、其ノ講話ニ依リテ信仰ヲ得シメ、又愛生学園児童其ノ他入園者ニ対シ時々懸賞ノ下ニ文芸作品ヲ募集シ、短歌・俳句等ノ会合ヲ催シ、努メテ其ノ教養ヲ図リ、尚文芸品・工芸品ノ展覧会及農産物品評会ヲ開催シ、文芸・工芸・農芸等ノ奨励ニ努ムトス

第四項 農業其ノ他ノ産業ノ経営

産業ハ、入園者ニ対スル重要ニシテ持久的ナル慰安作業ニ属ス、農業ニ関シテハ、長島愛生園ヨリ八町四反七畝二十歩ノ農耕地ヲ借用シ、蔬菜・果樹等ノ栽培ヲ為シ、其ノ収獲物ハ或ハ直接入園者ニ分配シ、或ハ長島愛生園ニ売却シ、畜産ニ関シテハ、目下牛・豚・兎等ノ家畜及鶏其ノ他家禽ヲ飼養シ、其ノ生産物ハ或ハ直接入園者ニ分配シ、或ハ長島愛生園ニ売却シ、又工芸部ニ於テ陶工、食料品部ニ於テ製菓作業ヲ為シ、其ノ製品ハ或ハ入園者ニ頒チ、或ハ長島愛生園ニ売却シ、此等各種産業ニ依ル利益金ヲ以テ一般慰藉ノ資ニ供セムトス

第五項 売店ノ経営

入園者日用品ノ購入・販売ニ関シテハ、之ガ私経済上ニ及

ボス影響ヲ考慮シ、慎重ナル方途ヲ講究スルノ要アリ、而シテ收容患者ノ増員ニ伴ヒ其ノ益々切実緊要ナル点ニ鑑ミ、之ガ外部商人トノ直接取引ニ委スルニ比シ、廉価ヲ以テ需要ヲ充シ得ルノミナラズ、其ノ間相当ノ利益金ヲ収メ得ベキヲ認メ、一般日用品ノ購入・販売ヲ直営シテ、以テ廉価供給ノ目的ヲ達シ、併セテ煙草ノ小売、郵便切手類ノ売捌等ヲ為シ、之ニ依リテ得タル利益金ハ慰安及救済ノ資ニ充テムトス

第六項 其ノ他理事会ノ決議ニ依リ必要ト認ムル事項

上述セル第一乃至第五項以外ニ、理事会ノ決議ニ依リ必要ト認メタル事業ヲ行ヒ、以テ長島愛生園入園者慰藉ノ実ヲ挙ゲ、併セテ癩予防ニ関スル国民ノ理解協力ヲ促進シ、延テ本病根絶ノ達成ニ資助セムトス

.....

長島愛生園慰安会（組合組織）事業成績

昭和六年四月十八日創立以来現在ニ至ル事業成績左ノ如シ

第一項 重症又ハ貧困患者ノ慰安及救済

創立以来救済シ来レルモノ毎月平均四十三人強、其ノ延人員二千百七十九人、支給総額金壹千四百六拾円四拾壹銭ニ及ブ

第二項 娯楽機関ノ設備及諸演芸ノ開催

従前演劇ノ公演八回、音楽会ノ公開四回而シテ毎月一回以上映画会等ヲ主催シ、時々篤志家等ニ依ル演芸会ノ開催ニ応ジ、又娯楽器具及運動用具等ヲ購入セリ

第三項 宗教ノ普及及学芸ノ奨励

従前宗教講話及文芸会ヲ開催スルコト毎月各一回以上、全国及万国癩療養所作品展覧会ヲ開催スルコト各一回、農産物品評会ヲ開催スルコト四回、其ノ他隨時適宜ナル奨励ヲ為シ来レリ

第四項 農業其ノ他ノ産業ノ経営

逐年経営ノ充実ニ依リ、従前収入総額ハ金壹万貳千参拾七円ニ達セリ、之ニ依リテ勤勞奉仕ノ念ヲ興シ、協力相資ノ実ニ就カシメ、能ク入園者慰安ニ裨益スル所多大ナルモノアリ

第五項 売店ノ経営

是ガ経営ハ毎年好成绩ヲ挙ゲ、既ニ最近年次ニ於ケル売上高ハ貳万円ヲ超エ、利益金貳千円ニ垂ムトシ、能ク入園者慰藉ノ有力ナル財源ノ一タルニ至レリ

第六項 其ノ他本会ノ目的達成上必要ト認ムル事項

上述セル第一乃至第五項以外ニ従来為シ来レル事業左ノ如

シ
イ、十坪住宅

長島愛生園ノ患者収容定員ハ、昭和七年十二月ヨリ五百名、昭和八年四月ヨリ五百七十八名、同年十月ヨリ六百七十八名、昭和九年四月ヨリ七百三十二名、昭和十年四月ヨリ八百九十名トナリシモ、開園当初ハ四百名ナリキ然ルニ、昭和六年三月二十七日第一回ノ収容開始後僅々四ヶ月ニシテ定員ヲ超過シ、爾來入園希望ヲ申し出ヅルモノ踵ヲ接スルノ状態ニアリ、然モ長島愛生園ノ拡張ハ議會ノ協賛其ノ他ノ手續ヲ要シ、直ニ以テ其ノ要求ヲ充ス能ハザル実情ニ鑑ミ、本会ニ於テ建坪十坪ノ患者住宅ヲ建築シ、其ノ落成ヲ俟チテ国ニ寄附シ、以テ患者収容難ヲ緩和スルノ計画ヲ樹テ、汎ク江湖ニ向テ之ガ建築資金ノ募集ヲ為セシニ、上下ノ同情翕然トシテ集リ、其ノ寄附受納額ハ既ニ四万四千四百円ヲ超ユルニ至リ、之ヲ以テ一棟五百円（当初四百円）ノ予算ニテ住宅ヲ建設ノコトトシ、目下着々其ノ工事ヲ進メツツアリ

ロ、国庫ヘノ寄附
前項十坪住宅ノ建築ニ依リ、竣工シタル患者住宅ハ総テ之ヲ国庫ニ寄附セムトスルノ計画ニシテ、既ニ寄附手續

ヲ完了セルモノ二十六棟（建坪合計三六六坪九九）、価格壹万七千八百四円貳拾九錢ニ達セリ、又温室一棟建坪二十五坪、価格六百円、及納骨堂一棟建坪四坪、価格壹千五百五拾六円五拾貳錢ヲ国庫ニ寄附セリ、即チ合計二十八棟、金壹万九千貳百四拾円八拾壹錢ノ寄附ヲ為セリ、而シテ更ニ十坪住宅二十一棟（建坪合計二八三坪五）、価格壹万六千八百参円七拾参錢、及構内神社一字（建坪〇・四五八坪）、価格参百七拾円、合計二十二棟、金壹万六千四百五拾参円七拾参錢ノ寄附ハ目下其ノ手續中ニ係レリ

ハ、癩予防ニ関スル国民思想ノ普及啓発

雑誌「愛生」ノ月刊及絵葉書「リーフレット」「パンフレット」等ノ印刷頒布、映画ノ作製等ニ依リ、常ニ癩予防ニ関スル国民思想ノ普及啓発ニ努メ、以テ癩治療施設ノ充実ト本病根絶ノ促進ニ資セリ

.....

財団法人設立理由書

長島愛生園慰安会ハ、長島愛生園入園者ヲ慰藉スルヲ以テ目的トシ、昭和六年四月十八日組合組織ニ依リ創立シ、爾來其ノ運営ニ当リ漸次会務ヲ伸張シ、以テ現在ヲ成スニ至レリ、

而シテ長島愛生園入園者ハ逐次増員シツツアル実状ニ照シ、之ガ慰安救済等ノ施設ニ関シテハ益整備充実ヲ緊要トスルモノアリ、是ニ於テ本会ノ組織ヲ更メ財団法人ヲ設立シテ資産ノ確立ヲ図リ、事業ノ進展ヲ期シ、依テ以テ長島愛生園入園者慰藉ノ実ヲ挙げ、併セテ癩予防及根絶ノ達成ニ資助セムトスルニ由ル

.....

組合組織長島愛生園慰安会金品取扱内規

第一章 保管金

第一条 入園者ノ所持スル現金又ハ有価証券ハ、長島愛生園

慰安会（以下単ニ慰安会ト称ス）ニ於テ之ヲ保管スルモノトス

第二条 慰安会ニ於テ前条ニ依ル寄託金ヲ收容シタルトキ

ハ、其ノ金額ニ從ヒ適宜左ノ通用票ヲ交付スルモノトス

一 金属製通用票 一錢・五錢・十錢・五十錢

一 紙製通用票 一円・五円

第三条 前条ノ規定ニ依リ交付スル通用票ハ、一回金貳円ヲ

限度トス

寄託金ニシテ金貳円ヲ超ユル場合ニ於テハ、其ノ超

過額ハ現金又ハ郵便貯金トシテ之ヲ保管スルモノトス、但シ、有価証券ノ場合ニアリテハ慰安会ノ金庫ニ格納シテ保管スルモノトス

第四条 前条第二項ノ規定ニ依リ、郵便貯金ニ附シタル保管

金ハ保管金通帳ニ記入シ、之ヲ寄託者ニ交付スルモノトス

第五条 保管金ノ利子ハ慰安会ニ於テ処理スルモノトス、但

シ有価証券ノ利子ハ此ノ限ニ在ラス

第六条 保管金ヲ有スル入園者ニシテ退園スルモノアルトキ

ハ、其ノ保管金ハ現金ヲ以テ還付シ、同時ニ保管金通帳ヲ回収スルモノトス

第二章 寄附金品

第七条 慰安会ニ於テ金品ノ寄附ヲ受ケタルトキハ、寄附者

名簿ニ記入スルモノトス

第八条 寄附金品ハ慰安会ノ事業資金ニ充当ス

第九条 寄附セラレタル物品ハ、其ノ種類及数量ニ応シ入園

者共同ノ用ニ供シ、又ハ之ヲ配給スルモノトス

第十条 特ニ目的ヲ指定シテ寄附セラレタル金品ハ、前二条

ノ規定ニ拘ラズ其ノ指定セラレタル用途ニ供スルモ

ノトス

第三章 作業賃金

第十一条 慰安会事業遂行ニ関シ、作業ニ従事シタル入園者

ニ対シテハ、別ニ定ムル賃金ヲ支給ス

第十二条 入園者前条ノ規定ニ依ル作業ニ従事シタルトキ

ハ、作業ノ種別及賃金ヲ作業台帳ニ記入スルモノ

トス

第十三条 作業賃ハ每一ヶ月分ヲ取纏メ計算書ヲ作成シ、会

長ノ決裁ヲ經テ翌月十日迄ニ支給スルモノトス

第四章 受託購買

第十四条 入園者ヨリ物品購買委託ノ申出アリタルトキハ、

注文書ヲ徴スヘシ

購買委託物品ハ、会長ニ於テ前項ニ依ル注文書ヲ

査閲シタル後、購入ノ手續ヲ為スモノトス

第十五条 購買委託注文書ハ、整理保存スベシ

第十六条 入園者ノ購買委託金ヲ受取り又ハ支払ヒタルトキ

ハ、購買委託金受払簿ニ記入スルモノトス

第五章 補則

第十七条 金銭ノ収支ハ、委託購買物品ニ関スルモノヲ除ク

ノ外、必ズ伝票ヲ用キ計算ヲ明確ニスベシ

第十八条 取扱主任者ハ出納日報ヲ作成シ、日々ノ収支ヲ明

ニスルモノトス

出納日報ハ、翌日午前中ニ会長ニ差出シ査閲ヲ受

クルモノトス

第十九条 日報ノ外月報及年報ヲ作成スルモノトス

附則

第二十条 本内規ニ依ル諸帳簿及証憑書類ハ、五年間保存ス

ルモノトス

.....

長島愛生園慰安会購買部事務規程

第一条 本部ノ事務ヲ分掌スル為、左ノ四係ヲ置ク

一 計算係

二 販売係

三 仕入係

四 工場係

第二条 計算係ニ於テハ左ノ事項ヲ掌ル

一 人事ニ関スル事項

二 予算及決算ニ関スル事項

三 現金出納及物品保管ニ関スル事項

四 文書及簿冊ノ管守ニ関スル事項

五 統計ニ関スル事項

六 各係ノ事務統轄ニ関スル事項

第三条 販売係ニ於テハ、販売ニ関スル事項ヲ掌ル

第四条 仕入係ニ於テハ、商品仕入ニ関スル事項ヲ掌ル

第五条 工場係ニ於テハ、各工場ニ関スル事項ヲ掌ル

第六条 計算係ハ毎月末日現在ノ事実ニ基キ、本部ノ決算報告書ヲ作成シ、之ヲ各係ニ回覧シタル後、長島愛生

園慰安会長ニ提出スルモノトス

前項ノ規定ニ依ルノ外、計算係ハ毎年上下両半期ノ決算報告書ヲ各半期末日現在ノ事実ニ基キ作成シ、前項ノ手續ニ準ジ長島愛生園慰安会長ニ提出スルモノトス

第七条 販売係ニ於テ商品ノ販売ヲ為サムトスル時ハ、其ノ

種類ノ如何ヲ問ハズ販売伝票ヲ発行シタル後、当該商品ノ授受ヲ為スモノトス

第八条 販売係ハ、毎日ノ販売ニヨル収入金ヲ収納伝票ト共

ニ計算係ニ交付スルモノトスル

第九条 販売係ハ、毎月末日ニ於テ販売品種別日計表ヲ作成シ、計算係ニ廻付スルモノトス、但シ慰安会及職員ニ対シ販売シタルモノニ就テハ、之ガ内訳書ヲ添付

スルヲ要ス

第十条 仕入係ニ於テ商品ノ仕入ヲ為サムトスルトキハ、所

定ノ注文書ニ依リ長島愛生園慰安会長ノ決裁ヲ經タル後、之ヲ為スモノトス

第十一条 商品到着シタルトキハ、仕入係ハ事務分館係員ノ

立会ヲ求メ、当該商品ノ検収ヲ為シタル後、購入伝票ヲ発行スルモノトス

第十二条 仕入係ハ、商品仕入ノ事実ヲ購入伝票ニ基キ仕入

帳ニ記入シタル後、購入伝票ハ之ヲ計算係ニ廻付スルモノトス

第十三条 商品ノ売価ハ、仕入係ニ於テ計算係・販売係ト合

議ノ上之ヲ決定シ、評価カードニ記載スルモノトス

第十四条 計算係ニ於テハ左ノ簿冊ヲ備フ

金銭出納帳

総勘定元帳

日記帳

日計簿（貸借対照表）

小口金銭出納簿

什器備品台帳

委託金通帳（預ケ金元帳）

第十五条 販売係ニ於テハ左ノ簿冊ヲ備フ

販売帳

第十六条 仕入係ニ於テハ左ノ簿冊ヲ備フ

仕入帳

第十七条 工場係ニ於テハ左ノ簿冊ヲ備フ

材料品請求通帳

材料品受払簿

原価計算帳

第十八条 各係ニ主任ヲ置ク

各係主任ハ購買部主任ノ命ヲ承ケ、当該係ニ属ス

ル事務ヲ分掌スルモノトス

附則

本規程ハ昭和八年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

2 療養所内の行事

三九九 青年団団旗祭及び園内慰安会

（愛生園蔵「教育関係書類」昭和16年、以下四三二まで同じ）

自発第
207号

願書

来ル四月一日午后五時半ヨリ、少年団団旗祭ヲ兼ネ園内慰安
ノ会ヲ開催仕リ度存候条、御許可被下度及御願候也

昭和十六年三月十日

教育部長 M・H 印

常務委員長 I・K 印

〔朱書〕
「許可相成可然哉」

長島愛生園長

光田健輔殿

園長 印 庶務課長 印 主任 印

四〇〇 收容開始記念式並卒業証書授与式

（昭和16年）

昭和十六年三月二十六日起案

園長 印 庶務課長 印 医務課長 印 主任 印

收容開始記念式並卒業証書授与式挙行ノ件

明廿七日ハ、本園ニ於ケル患者收容開始ノ記念スベキ日ナル
ヲ以テ、之カ式典ヲ左記ニ依リ挙行相成可然哉

追而、別案ノ通黎明学園・愛生学園ノ卒業及修業式ヲ併而

挙行致度申添候

於礼拝堂 二十七日午前七時半開式

九時修了予定

〔欄外朱書〕
「黎明学園へ、裳掛小学校へ出席スル為礼拝へハ不出席」

記

- 一、敬礼
- 一、東方遙拝
- 一、感謝黙禱
- 一、国歌二唱
- 一、教育勅語捧読
- 一、開拓ノ歌
- 一、学事報告
- 一、証書授与
- 一、祝詞及訓示 園長
- 一、宮川量氏挨拶
- 一、謝辞 入園者総代
- 一、愛生園歌

以上

四〇一 釈尊降誕会花祭

(昭和16年)

昭和十六年四月十四日起案

園長〔印〕 庶務課長〔印〕 医務課長〔自署〕 主任〔印〕

釈尊降誕会花祭ニ関スル件

本月十五日正午ヨリ左記順序ニ依リ標記ノ件執行相成可然哉

記

- 一、敬礼
- 一、東方遙拝、黙禱
- 一、降誕会ノ歌
- 一、読経 高僧
- 一、灌仏
- 一、嘆読文朗読 高僧
- 一、聖典朗読 真言宗代表
- 一、祝辞 園長
- 一、々 入園者総代
- 一、法話 高僧
- 一、謝辞 各宗代表
- 一、園歌

以上

四〇二 天長節奉祝式兼春季運動会

(昭和16年)

昭和十六年四月十七日起案

園長^⑩ 庶務課長^⑩ 医務課長^⑩ 主任^⑩

天長節奉祝式並春季運動会ニ関スル件
標記ノ件左記ノ通挙行相成可然哉

記

日時 四月二十九日午前七時五十分

場所 新良田運動場^{〔朱書〕}「雨天ノ場合ハ礼拝堂」

順序 左ノ通

式次

一、国歌 二唱 ∴ (此ノ間国旗掲揚)

一、勅語捧読

一、東方遙拝祈願黙禱

一、天長節ノ歌

一、園長式辞

一、答辞 入園者総代

一、愛国行進曲

三陛下ノ万歳三唱

右式後引継キ春季運動会開催、順序左ノ通

一、開会ノ辞 青年団幹事長

^{〔朱書〕}「(雨天順延順序ニ於テ変更アルヤモ不知)」

一、団長訓示

一、団長盃返還

一、選手代表 宣誓

一、合同体操 (ラヂオ体操)

一、競技

一、閉会式

一同整列

国旗降下 国歌一唱

優勝盃並団長賞状授与

講評 事務官又ハ医務課長

閉会ノ辞 体育部長

園歌

以上

四〇三 蠅取実施

(昭和16年)

昭和十六年四月十八日起案

^{〔朱書〕}「要再回」

園長^① 庶務課長^① 医務課長^① 看護長 主任^①

蠅取実施ニ関スル件

近ク春季清潔掃除致度存念罷在候処、先是左記日時ニ於テ標記ノ件実施相成可然哉

記

自四月二十二日
至四月二十四日 三日間

四〇四 敬老会

(昭和16年)

願書

左記要項ニ依リ敬老会相催度候条、御認容相成度、此之段及御願候也

昭和十六年四月二十一日

入園者総代 I・K

長島愛生園長 光田健輔殿

〔朱書〕
「願出ノ件許可ノ上、左記予定日時ニ実施相成可然哉」

園長^① 庶務課長^① 主任^①

〔朱書〕
「一、本件ハ宗教座談会ノ御願出アリタルモノ

一、来ル六月二十五日午後於礼拝堂開催ノ」

左記

一、期 日 五月五日及十月十七日

一、被敬老者 六十五歳以上(別紙ノ通り)

一、経 費 一回一人当リ参拾銭以御支給ノコト

一、接待人 各宗聯合会

〔以下昭和十六年四月調六十五歳以上名簿・略〕

四〇五 春季慰霊祭兼第六十四回園葬

(昭和16年)

昭和十六年四月二十四日起案

昭和十六年四月二十八日施行

園長^① 庶務課長^① 医務課長^① 主任^①

春季慰霊祭兼第六十四回園葬儀ニ関スル件

標記ノ件ニ関シ、左案ニ依リ東本願寺ノ高僧ヲ聘シ、左記式次之通執行相成可然哉

記

日時 五月十二日午後壹時

場所 礼拝堂 (司式 日蓮宗
当番 天理教)

式次

一、敬礼

一、祈願黙禱

一、読経（焼香） 高僧

一、祭文兼弔辞 園長

一、祭文 入園者総代

一、弔辞 （西十三区舎長）

一、感話 医務課長

一、慰霊文芸 文芸団体

一、法話 高僧

一、謝辞 各宗総代（天理教）

一、挽歌

納骨式及参拝

〔後略〕

四〇六 昭憲皇太后御生誕楓の実生奉戴記念式

（昭和16年）

昭和十六年五月二十六日起案

園長^① 庶務課長^① 医務課長^① 主任^①

^{〔朱書〕}
「昭憲皇太后御生誕」

楓ノ実生奉戴記念式挙行ニ関スル件

来ル二十八日午後〇時半ヨリ、於礼拝堂左記順序ニ依リ標記

式典挙行相成可然哉

記

一、御歌斉唱

一、遙拝黙禱

一、式辞 園長

一、答辞 入園者総代

一、歌

万歳三唱

以上

四〇七 皇太后陛下御誕辰奉祝式

（昭和16年）

昭和十六年六月十九日起案

園長^① 庶務課長^① 医務課長^① 主任^①

皇太后陛下御誕辰奉祝式ニ関スル件

来ル二十五日午前九時ヨリ、於礼拝堂標記奉祝式左記ニ依リ

挙行相成可然哉

記

一、御歌斉唱

一、遙拝黙禱

一、式辞 園長

一、奉讃ノ辞 婦人会代表

一、奉祝文芸

一、答辞

一、園歌

四〇八 支那事変四周年記念式

(昭和16年)

昭和十六年七月三日起案

園長^① 庶務課長^① 医務課長^① 各課員^①

支那事変四周年記念式ニ関スル件

来ル七日ハ聖戦四周年ニ相当候条、左記順序ニ依リ記念式挙行相成可然哉

追而、式後引続キ常会ヲ開催致度ニ付為念申添候

^{〔欄外朱書〕}
「議案提出相成度」

記

^{〔朱書〕}
「サイレン撞鐘ス」

七月七日正午開始 集合前十一時五十分

場所 礼拝堂

一、国歌二唱

一、東方遙拝祈願黙禱

一、支那事変一周年ニ当リ下賜セラレタル勅語捧読

一、訓話 園長

一、答辞 入園者総代

一、愛国行進曲

帝国万歳三唱

四〇九 厚生省予防局長の来園

(昭和16年)

昭和十六年七月八日起案

園長^① 庶務課長^① 医務課長^{〔自署〕} 主任^①

高野予防局長来園ニ関スル件

厚生省予防局長来園ニ付、左記順序ニ依リ、於礼拝堂歡迎会開催相成可然哉

記

一、七月九日 午前十時半ヨリ

一、式次

敬礼

東方遙拝 黙禱

御歌斉唱

歓迎ノ辞 園長

御挨拶 予防局長

歓迎文芸 文芸団体

謝辞 入園者総代

園歌

四一〇 皇太后陛下御写真奉戴式

(昭和16年)

昭和十六年七月十八日起案

園長^印 庶務課長^印 医務課長^印 主任〔自署〕

皇太后陛下御写真奉戴式挙行ニ関スル件

標記ノ奉戴式、左記ノ通挙行相成可然哉

記

日時 七月十八日午後一時三十分

場所 礼拝堂

式ノ順序 左ノ通

一、園歌 二唱

一、東方遙拝

十、祈願黙禱

一、最敬礼(閉扉)

一、御歌斉唱

一、最敬礼(閉扉)

一、園長訓示

一、答辞

十、最敬礼(閉扉)

一、園歌

四一一 蠅取賞金の授与

(昭和16年)

〔付紙〕
「林書記扱

賞金支出伺ノ分ハ此分へ綴込シマシタ 杉山」

昭和十六年七月九日起案

園長^印 庶務課長^印 医務課長^印 主任^印
会長 理事

蠅取賞金授与ニ関スル件

来ル自十一日至十三日、三日間、左記賞金ノ範圍ヲ以テ蠅取

駆除実施相成可然哉

記

金参円也

要支出願

内訳

一等 金壹円
 二等 金八拾銭
 三等 金六拾銭
 四等 金四拾銭
 五等 金貳拾銭
 以上五等迄

四一二 重陽会朝顔品評会成績表

(昭和16年)

〔欄外朱書〕
 「願書ハA氏渡」

昭和十六年重陽会朝顔品評会成績表

出品点数 二三五点 (内 六寸以上 七七点)

六寸五合以上 十四点)

期間 七月十五日ヨリ二十六日迄十二日間

(最大六寸八分)

参考 過去三ヶ年中ニ於ケル成績

十四年

出品点数 一一八点

最大 六寸九分

十五年

出品点数 一七七点
 最大 六寸九分

四一三 秋季慰霊祭及び第六十六回園葬

(昭和16年)

昭和十六年九月二十四日起案 〔朱書〕「要再回」

昭和十六年九月二十七日施行 長島愛生園発第五百二十六号

園長印 庶務課長印 医務課長印 主任印

秋季慰霊祭並第六十六回園葬儀執行ニ関スル件

標記ノ件ニ関シ、左記式次ノ通挙行相成可然哉

追而、左案ニ依リ西本願寺当局へ照会相成可然哉、併而伺候

記

日時 十月二十三日後一時予定

場所 於 礼拝堂

一、式次

霊位ニ黙禱

東方遙拝 祈願黙禱

読経 (焼香) 高僧

祭文 園長

祭文 入園者総代

串辞 (西十四区会長)

感話 医務課長

慰霊文芸 文芸団体

法話 高僧

謝辞 各宗総代 (曙教会)

挽歌

納骨式

〔後略〕

四一四 青年団主催秋季運動会

(昭和16年)

願書

来ル十一月三日、青年団主催秋季運動会開催致シ度ク候間、御許可被下度ク、此之段及御願候也

昭和拾六年十月八日

〔朱書〕
「恒例ニ依リ許可相成可然哉」

学芸部長 F・M (印)

入園者総代 I・K (印)

長島愛生園長

光田健輔殿

園長 (印) 庶務課長 (印) 主任 (印)

〔朱書〕
「会計」

四一五 靖国神社臨時大祭

(昭和16年)

昭和十六年十月十八日

園長 (印) 庶務課長 (印) 医務課長 主任 (印)

靖国神社臨時大祭ニ関スル件

天皇陛下、来ル十八日靖国神社ニ御親拝被為在ニ付、当日左

記次第ニ依リ式典挙行相成可然哉

記

日時場所 自午前八時 於礼拝堂

式次

一、敬礼

一、国歌奉唱

一、東方遙拝

一、英霊ニ対シ黙禱

一、訓示 園長

一、答辞 入園者総代 (軍友会)

一、愛国行進曲

〔朱書〕
「尚、御親拝時ニハ各々居所ニ於テ黙禱ヲ行フモノトス」

四一六 明治節奉祝式及び秋季体育大会

(昭和16年)

昭和十六年十月三十日

園長^① 庶務課長^① 医務課長〔自署〕^{〔朱書〕}「宮繕」^①

明治節奉祝式並秋季体育大会ニ関スル件

来ル十一月三日、左記式次ニ依リ標記ノ件挙行相成可然哉

記

場所 新良田運動場

時間 午前八時三十分入場

式次

一、敬礼

一、国歌（此ノ間国旗掲揚）

一、勅語捧読

一、明治節ノ歌

一、祈願黙禱^{〔朱書〕}「（国民奉祝時間）」^{〔欄外朱書〕}

「午前九時サイレン一分間吹鳴」

一、訓示 園長

一、答辞 入園者総代

一、優勝盃返還

一、宣誓 選手代表

合同体操 引続キ 競技開始

一、閉会式

一同列立

国旗降下

優勝盃並園長賞状授与

講評

閉会ノ辞

園歌

以上

四一七 国民精神作興に関する詔書記念式

(昭和16年)

昭和十六年十一月七日

園長^① 庶務課長^① 医務課長^① ^{〔朱書〕}「會計」 主任^①

国民精神作興ニ関スル詔書渙発記念式並「御恵ノ日」

坤徳奉讃式挙行ニ関スル件

標記ノ件、来ル十一月十日午後一時ヨリ、於礼拝堂左記ニ依リ挙行相成可然哉

記

一、敬礼

一、御写真奉迎（最敬礼裏）

一、国歌二唱

一、詔書奉読

一、宮城大宮御所遙拝

一、式辞 園長

一、奉讃ノ辞 各団体代表

一、奉讃文芸 文芸団体

一、園内功労者表彰並愛生学園展覧会賞状授与

一、答辞

一、国民進軍歌

四一八 青年団員表彰

（昭和16年）

昭和十六年十一月十五日

園長^①

庶務課長^①

団長

副団長

青年団員表彰ニ関スル件

標記ノ件ニ関シ別紙願出ノ次第有之候条、左記ノ通来ル二十
日ノ月例記念式場ニ於テ表彰相成可然哉

記

一、賞状授与ノ者

イ、善功賞 K・S、A・K、M・S、I・K

ロ、功労賞 T・R、K・I、K・A、K・H、

M・M、O・I

二、特ニ賞詞ノミノ者（別紙ノ通）

特別皆勤賞 N・Y 外四名

特別精勤賞 N・T 外一名

皆勤賞 Y・N 外四名

精勤賞 A・K 外十六名

（但別紙ノ通）

四一九 報恩講

（昭和16年）

昭和十六年十一月十四日

園長^①

庶務課長^① 医務課長〔自署〕 主任^①

報恩講執行ニ関スル件

来ル十一月十八日午后一時ヨリ、於礼拝堂左記順序ニ依報恩
講執行相成可然哉

記

一、敬礼

一、祈願黙禱

一、讃仏歌（恩徳讃）

一、読経 高僧及真宗同朋会

十、御文章（御正忠）真宗同朋会（H）

一、讃仰ノ辞 園長

一、讃仰ノ辞 入園者総代

一、法話 高僧

一、報恩所感 真宗同朋会（K）

一、報恩講ノ歌 婦人有志

一、謝辞 真宗同朋会（H）

一、浪花節

一、園歌

四二〇 クリスマス祝会

（昭和16年）

昭和十六年十二月十七日

園長〔自署〕庶務課長㊞ 医務課長〔自署〕主任㊞

クリスマス祝会ニ関スル件

来ル十八日午後一時ヨリ、左記式次ヲ以テ標記ノ件開催相成可然哉

記

一、敬礼

一、祈願黙禱

一、讃美歌 八十八番

一、聖書朗読 曙教会代表（M）

一、祈禱 同

一、讃美歌 九拾五番

一、祝辞 園長

一、祝辞 入園者総代

一、説教 牧師

一、謝辞 曙教会代表

一、園歌

右終了後余興トシテ映画

四二一 神宮大麻奉安式

（昭和16年）

昭和十六年十二月十八日起案

園長㊞ 庶務課長㊞ 医務課長 主任㊞

神宮大麻奉安式挙行ニ関スル件

来ル二十日午後一時ヨリ、月例記念式及第二学期愛生学園終

業式ヲ兼ね、標記奉安式左記ノ通挙行相成可然哉

記

- 一、敬礼
- 一、宮城大宮御所伊勢神宮遙拝
- 一、祈願黙禱
- 一、修祓
- 一、奉斎
- 一、神饌ヲ献ル
- 一、祝詞ヲ奏
- 一、斎主 玉串奉奠
- 園長 玉串奉奠拝礼
- 入園者総代 同
- 一、神饌ヲ撤ス
- 一、閉扇
- 一、開拓ノ歌
- 一、訓示
- 一、学事成績発表（第二学期）
- 一、経過報告
- 一、勤続者慰労及蠅取賞金授与
- 一、園歌

尚、式后患者慰安ノ為忘年会トシテ余興アル筈ナリ

四二二 第六十七回園葬

（昭和16年）

昭和十六年十二月二十二日

園長^① 庶務課長^① 医務課長〔自署〕 課員^①

第六十七回園葬ニ関スル件

来ル十二月二十六日午後一時ヨリ、於礼拝堂標記ノ件左記ノ通執行相成可然哉

記

司式 真言宗
当番 曙教会

順序

- 一、霊位・黙禱
- 一、読経 真言宗
- 一、御遺文朗読 日唱会
- 一、御文章朗読 真宗
- 一、弔辞 園長
- 一、弔辞 入園者代表（西十六区舎長）
- 一、感話 田尻医官

一、挽歌

納骨式

〔物故者二十一名・略〕

四二三 消防出初式

（昭和16年）

願書

昭和拾七年一月七日、左記想定ニ依り各団体消防出初式ヲ挙
行仕り度候条、御許可被下度ク、此之段及御願候也

〔朱書〕
「本件許可相成可然哉」

昭和拾六年十二月二十四日

学芸部長 F・M 印

入園者総代 I・K 印

園長 印 庶務課長 印 主任 印

長島愛生園長

光田健輔殿

〔朱書〕

〔水道部〕 印

〔朱書〕

〔営繕部〕 印

〔朱書〕

〔電気部〕〔自署〕

左記

一、召集方法 非常召集（喇叭）

一、発令時間 午前十時

一、発火場所 裁縫場

一、放水時間 五分

四二四 新年拝賀式及び興亜奉公日

（昭和16年）

昭和十六年十二月二十七日起案

園長 庶務課長〔自署〕 医務課長 印 主任 印

新年拝賀式並興亜奉公日式典挙行ニ関スル件

標記ノ件、左記式次ヲ以テ挙式相成可然哉

記

場所 礼拝堂

開式 昭和十七年一月一日午前八時五十分

一、最敬礼裏 御写真奉安

一、国歌 奉唱

一、御歌 斉唱

一、勅語 捧読

一、東方遙拝

一、祈願黙禱

一、祝歌

一、式辞 園長

一、答辞 入園者総代

一、愛国行進曲

一、御写真 奉(被)遷

三陛下万歳奉唱

四二五 大詔奉戴日の設定

(昭和17年)

昭和十七年一月六日起案

大詔奉戴日設定ニ関スル件

標記ノ件ニ関シ、厚生大臣官房秘書課長ヨリ左記ノ通詔書捧
読式次第ノ通知アリタリ

詔書捧読式次第

午前十時 開式

宮城遙拝

君が代斉唱

宣戦ノ詔書捧読

追悼並ニ祈願

一同敬礼

閉式

以上

四二六 紀元節奉祝式

(昭和17年)

昭和十七年二月九日起案

園長^⑩ 庶務課長^⑩ 医務課長^⑩ 主任^⑩

紀元節奉祝式挙行ニ関スル件

明後十一日ハ紀元節ニ相当致候処、之ガ奉祝式左記式次ニヨ
リ挙行相成可然哉

記

二月十一日午前八時五十分集合

場処 於 礼拝堂

式次左ノ通

一、敬礼

一、東方遙拝 祈願黙禱

一、国歌 奉唱

一、勅語捧読 園長

一、紀元節ノ歌

一、式辞 園長

一、答辞 入園者総代

一、愛国行進曲

次ニ引続キ 軍友会会頭発表

四二七 シンガポール攻陥祝賀会

(昭和17年)

昭和十七年二月十七日起案

園長^① 庶務課長^① 医務課長 主任^①

新嘉坡攻陥祝賀会ニ関スル件(戦捷第一次祝賀大会)

今般新嘉坡陥落ニ付、左記次第ニヨリ祝賀会開催相成可然哉
記

式次

二月十八日午前十一時五十分 礼拝堂集合

一、敬礼

^{〔欄外朱書〕}
「正午」

一、東方遙拝 祈願黙禱

一、訓示 園長

一、答辞 入園者総代

一、愛国行進曲

引続キ隊伍ヲ整ヘ

長島神社ニ参詣、戦捷祈願ノ黙禱ヲ捧ゲ

次 光丘山上ニテ万歳三唱 散会ノコト

〔後略〕

四二八 地久節

(昭和17年)

昭和十七年三月四日起案

園長^① 庶務課長^① 医務課長^① 主任^①

地久節式典ニ関スル件

来ル三月六日ハ地久節ニ相当致候処、左記式次ニ依リ式典挙
行相成可然哉
記

式次

三月六日午後一時 於 礼拝堂

式次

一、敬礼

一、国歌奉唱

一、東方遙拝 祈願黙禱

一、地久節ノ歌

一、式辞 園長

一、奉祝文芸 文芸団体

一、答辞 入園者総代

一、愛国行進曲

四二九 陸軍記念日の各団体閲団式

(昭和17年)

昭和十七年三月八日起案

園長〔自署〕庶務課長(印) 医務課長(印) 主任(印)

陸軍記念日ニ各団体閲団式挙行ニ関スル件

現下ノ時局ニ鑑ミ、各団体ノ士氣昂揚ニ資スル目的ヲ以テ、
左記ニ依リ閲団式挙行相成可然哉

記

一、日時 三月十日午后零時三十分ヨリ

一、場所 日出広場ニ於テ

一、被閲団体 軍友会、青少年団、婦人会、少年団

一、式次第

整列 敬礼裏ニ園長ヲ迎フ

国歌 二唱

国民儀礼

閲団 園長

訓示 同

答辞 各団体代表(軍友会)

敬礼

解散

四三〇 戦捷第二次祝賀会

(昭和17年)

昭和十七年三月十一日起案

園長(印) 庶務課長(印) 医務課長(印) 主任(印)

戦捷第二次祝賀会ニ関スル件

今般蘭印全島ノ降伏ト相俟チ蘭貢完全攻略成リタルニ由ル、
標記ノ件、左記次第ニ依リ挙行相成可然哉

記

式次

三月十二日午後一時 於礼拝堂

一、敬礼

一、東方遙拝 祈願黙禱

一、詔書捧読

一、式辞 園長

一、祝賀文芸

一、答辞 入園者総代

愛国行進曲

右合唱後第一次同様隊伍ヲ整ヘ

長島神社参拝 戦捷祈願ノ黙禱ヲ捧ゲ、光ヶ丘丘上ニテ万

歳三唱 散会

道順 前回同断也

四三一 第六十八回園葬

(昭和17年)

昭和十七年三月十七日

園長 庶務課長 医務課長 課員

第六十八回園葬ニ関スル件

明十八日午後一時ヨリ、於礼拝堂標記ノ件、左記ノ通挙行相成可然哉

記

司式 曙教会

当番 日蓮宗

順序

一、霊位ニ黙禱

一、讃美歌 基教

一、聖書朗読及祈禱 ヶ

一、御遺文朗読 日蓮宗

一、讃美歌 (焼香) 基教

一、弔辞 園長

一、 ヶ 入園者総代 (西十七区舎長)

一、感話 田尻医官

一、挽歌

納骨式

〔物故者四十二名・略〕

3 療養所内の暮らし

四三二 入所者婚姻届

(愛生園蔵「病者使用区分住宅簿(夫婦舎入舎願綴)」昭和10年)

昭和十年四月六日

園長〔自署〕 庶務課長(印) 医務課長(印) 主任(印)

入園者婚姻届ニ関スル件

入園者I・K、I・M、別紙戸籍謄本ノ通婚姻届出有之候ニ就キ、夫婦舎ニ入舎ノ儀許可相成可然哉

婚姻届

私等兩人、今般婚姻入籍手續ヲ了シ、此段別紙戸籍謄本相添へ及御届候也

昭和十年四月 日

I・K
M

長島愛生園長

光田健輔殿

四三三 夫婦舎入舎の上申書

(愛生園蔵「病者使用区分住宅簿(夫婦舎入舎願綴)」昭和12年)

昭和十二年六月十四日

園長 庶務課長 医務課長 主任

夫婦舎入舎願ニ関スル件

左記之者、別紙ノ通戸籍謄本相添へ、夫婦舎ニ入舎方及願出候ニ付、許可相成可然哉

記

夫 妻

H・H 前名 T・S

上申書

今回私儀、昭和拾貳年貳月拾五日附にて、T・Sと婚姻致志

入籍致志候間、誠に勝手ながら夫婦舎ニ入舎方御許志下され度く御願ひ申上候

昭和拾貳年五月六日

H・H

光田健輔殿

四三四 健康保険受取のための診断書の送付

(愛生園蔵「人事照復重要書綴」昭和19年)

昭和十九年十月十五日起案

昭和十九年十月十六日施行 長島愛生園発第五五六号

園長 庶務課長 医務課長 主任

診断書送付ニ関スル件

左記入園者ヨリ健康保険金受取方ニ関シ、衛生課宛診断書送付ノ上手續方依頼有之候条、左案ニ依り送付相成可然哉

兵庫県津名郡 村

H・Y

案

園長

兵庫県内政部衛生課長宛

健康保険金受取ニ関シ診断書送付ニ関スル件

左記患者ヨリ同人ニ係ル健康保険金受取手續方ニ関シ依頼有

之候ニ付イテハ、別紙診断書送付仕候間、然可御手配被下度、
 手續完了ノ上ハ御回報相煩度、此段及依頼候也

記

本籍 兵庫県津名郡□村大字□□
 収容前住所 兵庫県武庫郡□町□□ (妻K現住地)
 氏名 H・Y (明治三十一年四月二十五日生)

診断書

本籍地 兵庫県津名郡□村大字□□番地

H・Y

明治参拾壹年四月式拾五日生

- 一、病名 結節癩
- 二、原因 伝染経路不明
- 三、経過 四拾式歳、左膝部ニ癩性白斑ヲ以テ発病シ、四拾
 四歳顔面部ニ癩性浸潤ヲ発生ス、四拾七歳八月、
 本園ニ入園引続キ加療中ナリ
- 四、現症 癩性浸潤ハ顔面及四肢部ニアリ、眉毛脱落シ、手
 指屈曲セズ、手筋萎縮ナシ、四肢ノ各末梢神経肥
 厚ス、鼻汁中ニ癩菌陽性ニシテ、皮膚組織中ニ癩
 菌陽性ナリ、伝染ノ虞アリ

- 五、静養ヲ要スル期間 永ク療養所ニ隔離治療スルヲ要ス
- 六、其他必要ト認ムルコト ナシ

右之通診断候也

昭和拾九年拾月拾式日

岡山県邑久郡裳掛村

長島愛生園

主治医 田尻 敢^印

衛発第二二三七号

昭和十九年十月二十六日

園長^印 庶務課長^印 医務課長^印 主任^印

兵庫県衛生課長^印

長島愛生園長殿

健康保険金受領方二千スル件^関

標記ノ件二千シ、本月十六日長発第五五六号ヲ以テ照会有之、
 本月二十四日手續完了、健康保険課給付係ニ書類送致候条、
 此段及回答候也

記

- 一、本籍 兵庫県津名郡□村字□□
- 一、収容前住所 兵庫県武庫郡□町□□ (妻K) 現在地

一、氏名 H・Y (明治三十一年四月二十五日生)

四三五 園内の通称使用

(愛生園蔵「入園者進退関係書」昭和6年)

昭和六年十一月十四日

園長^① 庶務課長^① 医務課長^① 主任^① ^{〔朱書〕}「手入済^①」

入園者園内通称使用方ニ関スル件

S・Kヨリ別紙ノ通園内通称使用方願出アリ、右許可相成可然哉

記

本姓 S・K ^{〔朱書〕}「No.575」

通称 K・K

四三六 在園証明書

(光明園蔵「軽快証明書、非癩証明書、在園証明書、

外部証明書 控綴」昭和18年)

在園証明書

本籍 兵庫県揖保郡□村□□

H・T

大正十三年九月二日生

右者、神經癩ニ罹患、目下本園ニ於テ療養中ノモノナリ
右証明候也

昭和十八年十一月十八日

岡山県邑久郡裳掛村大字虫明六二五三番地
国立癩療養所 邑久光明園

医官 稲葉俊雄^①

四三七 舎長の辞職

(愛生園蔵「入園者進退関係書」昭和8年)

昭和八年八月十五日

園長^① 庶務課長^① 医務課長^① 主任^①

昭和8年8月21日施行済

千鳥舎長辞職ニ関スル件

千鳥舎長S・Hヨリ別紙ノ通辞職願提出有之候条、左案ノ通
発令相成可然哉

追而、右御決裁ノ上ハ舎長補欠選挙施行相成可然哉、併而
伺上候

案

S・H

依願千鳥舎長ヲ免ズ

昭和八年八月十五日

長島愛生園

請願書

舎長辞職御願ひ御許可の件

私儀

過日以来の不健康に付き、舎の諸兄に対して充分な満足を与ふることが誠に困難なる近況に候へば、何卒特別なる御同情を以て右の件御許可賜り度、此段御願ひ申上候也

昭和八年八月十五日

ちどり舎長

S・H

長島愛生園々長

光田健輔殿

四三八 入所者の収入と支出

(愛生園蔵「患者記録関係」昭和7年)

〔前略〕

八、経済状態

昭和七年中ニ於ケル入園者ノ総収入ハ、一一、七九七円二三

ニシテ、其ノ内容ハ別表ノ示ス通りニシテ、一人一日ノ平均収入ハ七錢ニ相当ス、而シテ右ノ内作業及手当収入ハ全体ノ五二%、家庭ヨリ送金及入園所持金ハ四五%ニシテ、共ニ入園者ノ重要ナル財源タルヲ疑ハズ、サレドモ送金ヲ受タルモノハ一七・五%ノ少数者ニ過ギザルニ反シ、作業収入アリタルモノハ七一%ニ達ス、依ツテ作業収入ハ送金ニ比シテ、其ノ均霑力ニ於テ実ニ入園者私経済ノ重要ナル機能ヲ果セルモノナルヲ知ル、而シテ何等ノ収入ナクシテ慰安会ノ救済ヲ受タルモノハ僅カニ七%ノ少数ニ過ギズ。

次ニ、同年中ニ於ケル消費高ハ一〇、一四六円三二ニシテ、一人一日ノ平均消費高ハ六錢ニ相当スルヲ以テ、収支均衡ヲ保チ居レリ。

昭和七年末ニ於ケル入園者ノ総預金ハ左ノ如シ

一、保管金	二、八四八、四六
二、郵便貯金	三、七〇九、七〇
計	六、五五八、一六

〔後略〕

四三九 園内通貨の製作

(愛生園蔵「会計雑件書類」昭和8年)

昭和九年式月廿八日検収済、三月分支出証憑書参照

昭和八年十二月十九日起案

昭和八年十二月二十日決裁

昭和八年十二月二十一日施行

園長^① 庶務課長^② 主任^③

案

第 号

昭和 年 月 日

慰安会

山本標記製作所宛

拝啓 予而御送付相成候註文書並原図、茲許封入送付候条、御入手相成度、尚製作数量ハ五十錢二千枚、十錢三千枚ニシテ、五錢・一錢ハ原型ノミ御作成願上度、尚五錢ハ見本トシテ一部同封致置候

昭和8年12月13日

拝啓 歳末御多端奉察上候

陳者去ル八日貴所井上謙様なる御方御来店被下、御注文ニ相

成候別紙ネームプレート原稿、本日御送付申上候間、何卒御一覽被下度候

御覽済ノ上者惣て御原稿御返戻被下度候、此ノ原稿ニヨリ製作ニ着手可仕候間、速ニ御返戻被下度、万一此ノ原稿ニ不備の点有之候場合ハ、別紙ニ其ノ訂正すべきケ所を御認めノ上、御示し被下度候

尚、一〇錢ノ分ハ単ニ原稿作成有リテ、未タ其ノ数量承リ居らず候間、是れも其ノ数量御聞被下度候、単価ハ十錢ノ丸型ト同一ニ御座候

先ハ取急き要件まで

長島愛生園御中

追伸 御注文品ニ対する請書ハ、既ニ去ル九日付にて御送り申上置候間、定めて御受取り被下候事と存候、是ハ本日注文書同封御送り申上候間、御手数なれ共注文主ノ下へ御尊名御記入御捺印ノ上、御送り被下度候様御願申上置候

長島愛生園御中

山本標記製作所総本店

.....

御注文品請書						第 号	
品名	数量	単価	寸法		材質		
マーク	三、〇〇〇	一銭五厘	縦尺寸八分九厘毛 横尺寸分厘毛		十銭印		
〃	二、〇〇〇	二銭	縦尺寸一寸九分厘毛 横尺寸分厘毛		五十銭印		
本日井上様ヨリノ 御注文ニヨル		縦尺寸分厘毛 横尺寸分厘毛					
		縦尺寸分厘毛 横尺寸分厘毛					
		縦尺寸分厘毛 横尺寸分厘毛					
納期	昭和八年十二月二十日		送料貴園ノ負担トス				
内金	也着手金トシテ請取ル						
摘要	代金引替ニテ送品ス						
長島愛生園殿 山本標記製作所総本店 京都市寺町通蛸薬師上ル 電話（2）本局三四二一番 特長							

品名	品質	区別	数量	使用期間	備考
敷蒲団	白粗布	一人に付	一	四ケ年	臨時修繕又は新調 臨時修繕又は新調 収容の際二枚貸与、六月 一日より九月末日迄着用 収容の際二枚貸与、十月 一日より五月末日迄着用 十二月一日より四月末日 迄着用
掛蒲団	同	同	二	同	
敷布	綾木綿	同	一	同	
包布	同	同	一	同	
枕	綾木綿	同	一	無期	
枕覆	木綿	同	一	同	臨時修繕又は新調 臨時修繕又は新調 収容の際二枚貸与、六月 一日より九月末日迄着用 収容の際二枚貸与、十月 一日より五月末日迄着用 十二月一日より四月末日 迄着用
単衣	同	同	一	一ケ年	
裕	同	同	一	同	
半纏	同	同	一	二ケ年	

昭和八年十二月九日
〔添付紙〕
「甚タ御手数ナレドモ、別紙注文書御記名ノ上御送付被下度
候」

四四〇 昭和十六年度愛生園の衣食〔抄〕

(愛生図書館蔵『昭和十六年年報』昭和17年刊)

二、衣食

イ、寝具、被服、日用品

入園者に対しては、総て無料を以て寝具・被服及日用品等を
貸与又は給与す。其の状況左の如し。

一、貸与品

二、給与品

品名	品質	区別	数量	使用期間	備考
猿股	メリヤス	男一人に付	二	一ケ年	
腰巻	天竺木綿	女一人に付	各二	二ケ年	
足袋	綿ネル	一人に付	三	一ケ年	
ゴム短靴	木綿	同	一	同	下駄を使用すること能はざるものに限る
下駄	日和下駄	同	一	六ケ月	毎二ケ月履齒及鼻緒補給
飯椀	陶器	同	一	無期	
汁椀	同	同	一	同	
湯呑	同	同	一	同	
箸	竹塗箸	同	一	三ケ月	
齒刷牙	骨柄	同	一	八ケ月	
齒磨粉	同	同	一	二ケ月	

襦袢	綿ネル又はメリヤス	同	一	一ケ年	収容の際二枚貸与
帯	男木綿兵古帯 女更紗木綿	同	一	二ケ年	メリヤスは不自由者に限り貸与
子供洋服	小倉木綿	同	冬用二 夏用二	同	少年及少女但し十五歳以下のもの、夏六月一日より九月末日迄着用、冬十月一日より五月末日迄着用
股引	メリヤス	同	一	同	十二月一日より四月末日迄着用
病衣	晒天竺	同	一	無期	共用、病室在者に限る

手拭	タオル	同	一	六ケ月	女子共用一〇〇人分 一一立
塵紙	同	同	三八枚	一ケ月	
洗濯石鹼	棒状石鹼	一人に付	男一本 女二本	二ケ月	
髪油	女一〇〇人 に付	一缶	一ケ月		

上記物品の外、特に園内各種作業に従事せる入園者に対しては、作業服・長靴・前掛・草履・消毒衣・胸掛及雨衣等を無料を以て貸与す。
口、食物

主食

- 一、普通食は白米押麦半々にして、其の量は季節其の他により増減するも、平均一人一食当各九十瓦を標準とす。
- 祝祭日其の他特別の場合に限り、一食を白米飯（押麦二割混合）とし、しるこ又は饅飩・餅・赤飯等を給与す。
- 二、粥食は、一人一食白米一〇〇瓦を標準として支給す。
- 副食
- 一、蛋白質源として生魚肉・生獣肉・乾魚肉、ビタミン源として生野菜を給与す。

昭和拾六年一月上旬献立表

二、重症患者には特に鶏卵及牛乳・葛湯を増給す。

調理及配食

調理及配食には原則として炊事場に於て之を為すも、場合に依りては患者作業場又は各舎に於て之が一部又は全部を行はしむることあり。副食物の調理に關しては努めて工夫を凝し、種々異なりたる調味を施すことに苦心しつつあり。

四四一 昭和十六年度光明園の衣食〔抄〕
（光明園蔵『昭和十六年邑久光明園年報』昭和17年刊）

二、衣食

(イ) 寝具、被服及日用品

入園者の寝具、被服及日用品中所定のものは総て無料を以て貸与又は給与す。而して其の状況左の如し。

一、貸与品（患者一人に付）

品名	品質	数量	品名	品質	数量
敷布団	表木綿裏納戸木綿	一枚	包布	白粗布又ハ綾木綿	二枚
掛布団	同	二枚	枕	同	一個
敷布	白粗布又ハ綾木綿	二枚	枕覆	同	一枚

二、給与品（患者一人に付）

品名	品質	数量	品名	品質	数量
単衣	木綿縞緋	一枚	女肌衣下	夏縮又ハタオル冬ネル	二枚
拾裏	真岡木綿	一枚	帯（男）	黒新モス中巾	一筋
綿入	同	一枚	同（女）	更紗木綿名古屋帯	一筋
男肌衣上	夏クレープ又ハ縮メリヤス又ハネル	二枚	足袋	コール天又ハ別珍	二足
同下	同	二枚	下駄	柳又ハ桐	三足
女肌衣上	同	二枚			

前記物品は何れも一定の期間使用せしめ、期間満了に至れば新品を給与し居れり。

右の外、飯碗・大皿・小皿・湯呑・汁椀・箸・匙・手拭・浴用石鹼・歯刷子・歯磨粉・塵紙・洗濯石鹼・髪結紐・髪油等を給与す。

(ロ)食物

主食

一、普通食は一人一食白米百瓦・押麦八十瓦を標準となし居るも、季節及献立の都合に依り増減す。尚祝祭日等特別の場合は、三食の中二食若くは一食を鰻鮓・赤飯又は餅等とすることあり。

二、重症者には粥食を給し、一人一食白米百十瓦を標準とす。

副食

一、野菜を主とし之に魚肉・獣肉・乾魚等を配す。味噌汁は味噌が毎月一人当り百八十瓦の配給なるに付、十分量の給与に苦心しつゝあり。漬物は一人一食二十瓦宛給与す。

二、重症者には特に鶏卵・果汁又は牛乳を加給す。

三、調理及配合には、職員司厨士之に当る。茲に本年十月初旬の献立表を掲げて参考に供すべし。

七日	六日	五日	四日	三日	二日	一日	日
火	月	日	土	金	木	水	曜
漬味噌汁 物	漬味噌汁 物	漬物	漬味噌汁 物	漬味噌汁 物	漬味噌汁 物	漬味噌汁 物	名称
若布	キャベツ	白粥	玉葱	キャベツ	馬鈴薯	梅干	品目
一〇瓦	七〇瓦	一〇〇瓦	七〇瓦	一〇瓦	五〇瓦	七〇瓦	数量
漬煮付 物	漬含煮 物	漬焼肴 物	漬煮付 物	漬煮メ 物	漬甘煮 物	漬甘煮 物	名称
生凍豆腐 鰯	生菜 鯖	生鰯	生キャベツ 鰯	切昆布 馬鈴薯	キャベツ 諸	南京	品目
二〇瓦	二〇瓦	七〇瓦	二〇瓦	一五〇瓦	五〇瓦	二〇瓦	数量
漬煮付 物	漬鰯汁 物	漬鉄火味噌 物	漬オロシ和 物	漬スマシ汁 物	漬鉄火味噌 物	漬煮物 物	名称
茄子 天プラ	玉葱	花かつ 味噌	雑魚	出昆布 天プラ	花かつ 味噌	松茸	品目
一五〇瓦	五〇瓦	六〇瓦	二〇瓦	五〇瓦	六〇瓦	一八〇瓦	数量

献立表（十月一日ヨリ七日迄の分）

四四二 食料の不足

（邑久光明園入園者自治会編『風と海のなか』昭和19・20年）

食糧の粗悪さは日毎、月毎に度を増していった。昭和十九年及び二十年の献立を記してみよう。

病人には白米の粥が与えられたというが、これでどれ程のカロリーと栄養が計算できるのであろうか。ともかく当時は皆、食べることに、せめて満腹になることを求めつづけた。そこで一人が始め二人が真似して、あつという間に園内の庭や道路の端、空地は芋や野菜を植える畑となった。

いささかも余すなく物の播かれたる

病舎区境に秋深まりぬ

K・M

一寸もおろそかならず耕せし

この空地に豆種下ろす

山田 法水

ふとんへ入ってから互いに交わす話は食べ物事ばかりであった。昔大阪で食べたぜんざいの甘かったこと、炊きたての握り飯をうーんとうなるまで食べて死にたいの、とそんなことばかりであった。甘い物は全くなかった。魚も肉も姿を隠してしまった。浜に出て漁師から魚を仕入れて売り歩く者もいたが、高くてそうそう手の出せるものではなかった。

誰かが兎を飼いだした。これもまた忽ち園内に広まった。

廊下の窓下に箱を据えて二匹、三匹と飼う者もいた。兎の餌になる青草取りも仲々大変であつた。一寸官舎に近い所へでも行こうものなら、すぐ見つけられて追い払われるのが落ちであつた。

磯に降りて貝を掘る者もいた。あさりや塩吹が沢山とれ、岩にはカキやタカノツメなどが沢山付着していた。小蟹を集めて帰り、すり鉢ですりつぶし、団子にして汁を作るのを得意とする者もいた。冬の海には、あおさが生えた。もちろんみんな見捨てて置きはしない。干したり、生のまま飯にまぜて雑炊にしたりした。さつま芋のくきも葉も腹に入った。はこべの緑もおしたしになり、南瓜の種はピーナツよりもおいしい食べ物であつた。

四四三 一人一題に見る暮らし

(愛生園蔵「患者記録票(二人一題「最近の愛生園」)昭和9年)

ワレハクライヤミジノヨルノカワ、ナイテワタルワタクシヲ、アイノナサケデスクワレテ、アカルイコノヨニテヲヒカレ、イマワナントモーショーナク、タダくアリガタサトヲモウバカリデアリマス、アイノナサケデヤイテクダサルマデ、以上

.....

去九月中旬に入園致し、未だ一ヶ月になりませんが、其間の感想を申上ます

衣食住共今の処何の不自由もなく、総てに於て何等不平ありません、誠に円満なる日を送つて居ります

又朝に夕に園長殿・林先生外、先生方並係員・看護婦に至る迄、御優しきにも感謝して居ります

(ふるさとを泣いて別れし吾々も共に喜ぶ今日の楽しさ)

右は古郷の有志諸氏及家族親戚に至る迄通知しましたので、皆様から其れは思つたより良かった、何事も園則を守り、先生方の命に随ひ養生して、一日も早く帰村を待つと云ふ文面の書状や葉がきが沢山回答になつて居ります

.....

最近の愛生園：外觀斗り^(計)で内容の充実しない、やたらに人斗り入れたがる職員達だらう、実に情ない状態です、ヂヤガイ

モと南瓜の愛生園が本当に嫌になつた、職員は一時逃れのウソ斗り云つて患者をごまかそうとするし、患者はそれに対抗

^(計)

して行かうとする現下の状態では仕様がな、園長に一言：、人を入れる斗りが即ち病者を救ふ斗りではない、入園者の食

^(計)

事にも一寸は同情して下さい、最近の食事を一度御覧下さい

…、本当に嫌になったくく愛生園が

待つて呉れ定員チヨーカーみな困る O・I

.....

何事モ十分ナレド、フロ行キノセッケンヲ一ヶ月ニ壱個イタ
バカシテ下ザサレ度シ

.....

一、愛生園入園者にとって目下の重要事は食事改善問題である。今日もジャガ、明日もジャガ、変化のない千変一律のお菜。見ただけで、食欲は起きず、うなだれて仕舞ふ。今日もジャガかと云つては食べもせず、不潔罐へ棄て、仕舞ふ。実に勿体ない話である。私達はジャガを嫌ふのでない。ただ単調な、ジャガの煮つけに飽くのである。同じジャガでも料理法を違へただけで天と地の相違が出てくる。特殊の宗教家はともあれ無聊に苦しむ私たちにとっての、せめての喜び、希望は食事である。天長節、クリスマス、正月等の祭日が待たれるのは、変った御馳走が頂けて、祭日気分に分充ひたれるといふ希望がある為である。ジャガイモ、漬物（コーコ）が、何故に、勿体なくも不潔罐へ棄てられるか。猛省して頂きたいと思ひます。

二、今迄の手製の肌着・パッチよりも、メリヤスシャツ（上

下）の方が、どれだけ暖いか知れません。金ない不自由者はメリヤスシャツも買へず、寒くてふるへてゐる。可愛相である。

.....

〔前略〕

只何と無く不愉快に減^{〔感〕}するのは、私の非我目^{〔僻〕}とは思つて居りますが、総ての職員方（諸課を通じて）の一部の御方々が、我々廃残者に取つて同情で無く侮辱の行道^{〔動〕}に出る様な減^{〔感〕}しが致しまして、何より不愉快又情けなく減^{〔感〕}じて居ります。其れは私否同病者の非我目^{〔僻〕}とは思つて居りますが、其の減^{〔感〕}さえ取払事が出来ましたら如何なる命令にも服従し、且又愉快に生きて行かれる事を信じて居る者で有ります

舎長殿

.....

舎長選挙投票ノ仕方ヲ私ハ現方法ニヨラズ、即チ現舎長ガ投票用紙ヲ配布シテ、其ノ場デ選挙人名ヲ書イテモラフトイフ様ナ仕方ニ出デズシテ、選挙委員ナルモノ（総代・副総代ニテモ可、又別ニ選定シテモ可）ヲ設ケテ、予メ選挙時日ヲ患者一般ニ知ラセ、選挙当日委員ナルモノ全舎ノ投票紙ヲ各舎毎ニシテ取マトメル（礼拝堂ニテ発表スルハ従然^{〔前〕}通り）、選

挙用紙ハ前以テ配布セズトモ良イヤウデアルガ、選挙当日留守ナルモノガ出来ル故、前日位配布シテオクコト。『現舎長が用紙ヲ集メルモノデアルカラ、皆舎長ノ遠慮カラ又ハ新患者等恐れテ、ズルイ人、舎ノ為ニ等少シモナラヌ人トハ知りツツモ、仕方ナシ、ホンノ情実デヤツパリ現舎長ノ名ヲ書イテ渡スコトガ多々アルコトハ、皆唯シモガ痛感スルコトデアル』(今ノ方法)

公正ナ選挙、自分ガ信ズル人ヲ遠慮ナク投票出来ル正シイ選挙、ソレハ誰シモガ望ムトコロデアル。『舎長ナンカハ今迄ヤツテキタ人デョインダ。コンナモノハ只名儀^{〔義〕}ダケノモノナシ^{〔真〕}ンダカラ』ト、患者モ職員モ考ヘテキルナラ、勿論今迄ノ仕方デョイコトデアラウ、ダガ信ニ舎ノタメ、園ノタメニナル最適任者ヲ選バウトスルナラバ、選挙投票ヲ改メテ慾^{〔欲〕}シイノデアル。現舎長ガ自分カラモチ歩イテ、用紙ニ名前ヲ書イテモラフノハ、早ク言ヘバ「自分ノ名ヲソレニ書イテモラフ」コトデアル。真ノ実力ノアル人ヲ我々ハ上ニ戴イテヨリ良キ愛生園タラシメタイモノデアル。

.....

近時、未曾有の大風水害にて外島の病友数十名を迎へた我が愛生の一大家族は、当然読書の範囲も広くなり、人によって

或は宗教的書籍、或は大衆物読物、十人十色で様々なる書籍を必要とします。然し、最も多く読まれるものは大衆的な新刊書籍だと思ひます。遺憾^{〔憾〕}乍ら、我等の図書館には、そうした書籍が少ない為、常に図書館には興味の少ない書籍だけしか残つて居らず、自分の読みたいと思ふ本も容易に読む機会を与へられません。

願はくば、今少し此の方面に御尽力を願ひ、新刊書籍を充実にさせ、以て我等の読書力に満足にあたえ得る図書館を切に希望するものであります。

.....

健康の生命は入浴である、享樂の原因は入浴と離れ難い、拡張と共にし^{〔す〕}べての事業は皆増大されたが、而し四百人定員の時設置された浴場に至りては、今日千人突破の大多数に至りても其の儘で有ると同時に、礼拝堂の狭小は我等の最も堪感^{〔堪〕}で有ると僕は固く信じて疑^{〔疑〕}は無^{〔無〕}い次第で有る

.....

自分は常に思う事は、炊事場の全くせまき事が遺憾^{〔憾〕}だ、今少し広ければと思つて居る、次に活動写真がまだ〳〵余分に見たい等と感じる、全く仕様がな^{〔な〕}い人間だ

.....

匿名 第二小

私は此の投稿に当り^{〔し脱〕}まして何もこれと申して申上げる程の事は有ませんが、しかし出来得るなれば、いな御願ひかなふなば^{〔ら脱〕}郵便物通知書に、発信人又は発送人の名前のみにても一部に御記入下されるなればと望みます。到着の通知有り次第取りに行く事は出来ず、待つ返事の時の場合、到着して居るのもしらん故、分館の内で行ちがひになる様な場合が在るです。最も当地の発送、メ切時間の都合も有る事はよく存じて居ますが、此の様にして下さるなれば、幾分便利とも考へましたので、一言私意を申上げた次第です。

目下の愛生園として、職員^{〔天カ〕}の患者に対する平等主義を叫ぶ、尚浴場と礼拝堂の増築を急ぐ、一代家族の構成は此の二つ有るのみ、終り

4 入所者の作業

四四四 作業従事時間の改正

（愛生園蔵「舎長会議事録」昭和7年）

昭和七年六月二十八日

園長^印 庶務課長^印 医務課長^印 課員^印

舎長会議決事項ニ関スル件

六月二十八日開催アリタル舎長及作業主任会議ニ於テ決定シタル左記事項、夫々施行相成可然哉

一、七月一日ヨリ作業従事時間改正 作業事務所提出

(a) 早朝作業（午前五時―七時） ヲナス部

木工部 塗工部 金工部 石工部 陶工部 精米部 洗濯部

土工部 農芸部 衛生部（構内掃除 雑役（一部）） 食糧品製造部

理髪部

(b) 普通作業（午前八時―十二時）

看護部 動物部 ミシン裁縫部 治療手伝部 理髪部 裁縫部

購買部 事務部（一部）

衛生部（浴場 消毒 薬配達 乾燥 雑役（一部））

(c) 例外

図書部

毎日午前八時ヨリ十一時迄 午後一時ヨリ四時迄
読書デーハ右ノ外午後五時ヨリ八時迄 公休日半日開館

事務部

午前四時三十分ヨリ五時三十分
七時ヨリ十時
正午ヨリ三時 四時三十分ヨリ五時

二、居残り作業ノ統制ニツイテ

作業事務所提出

従来居残り作業ノ取扱ニ就テハ、区々ニシテ取扱上甚
ダ不便ナレバ之レ等ヲ改正シテ、今后居残り作業ノ必
要アル際ハ、一応届出ヲナシ之レガ許可ヲ得タル上、
二時間以上ナル時ハ半日作業ト認ムル事

〔後略〕

四四五 作業心得改正と作業服の貸与

(愛生園蔵「舎長会議事録」昭和9年)

昭和九年一月十一日

園長〔自署〕 庶務課長⑩ 医務課長〔自署〕 課員⑩

舎長会議事録

日時 昭和九年一月九日午前九時

出席者 園長、事務官、田尻医官、古溝書記、宮川書記、

山田書記、井上書記、青山看護長、藤田雇、

各顧問、舎長、作業主任

議事

〔中略〕

二、入園者作業心得改正案

作業主任

予而作業主任中ヨリ選バレタル五委員ニヨリテ申請サレ
タル作業心得改正案中、作業券ヲ作業カードニ改正スル
件及作業公傷者ニ対スル手当ニ関シ、特別例ヲ設定スル
件ハ可決確定シ
作業者正・副総代ヲ設置スルノ件ハ、種々論議ノ結果、
別ニ決裁ヲ得タル通り作業者正・副総代ヲ置カズ、作業
事務所ヲシテ其ノ機能ヲ果サシムルコトニ決定シ、若シ、
作業者心得ヲ改正スルノ要アラバ、改メテ協議スルコト
ニ決定ス

三、作業服給与ニ関スル件

事務部作業主任

- 一、従来男子作業服ノ給与ヲ受ケタルモ、女子作業服ハ未
ダ給与サレズ、右ハ如何ナル事情ナルヤ
- 二、男子作業服ハ一ヶ年乃至二ヶ年ノ期限満了後ハ交換ト
ナルベキモノナルヤ、又ハ個人給与トナルベキモノナ
ルヤ
- 三、男子作業服ハズボンノミニテモ至急交換サレ度シ
右ノ三点ニ就テ質問乃至要請アリ、意見交換ノ結果
- 一、現在給与ノ胸掛ノ如キ簡易ナルモノトシ、至急給与ス

ルコトニ決定

二、作業服ハ使用期限満了後ハ返納ノコトニ決定

三、予算ノ都合ニヨリ出来ル丈ケ便宜ヲ図ルコトニ決定

〔後略〕

四四六 作業規定

（愛生自治会蔵「入園者諸規定綴 殖産部」昭和19年）

第一条 入園者ハ、其ノ病症ノ程度及性能ニ応ジ、適宜園内

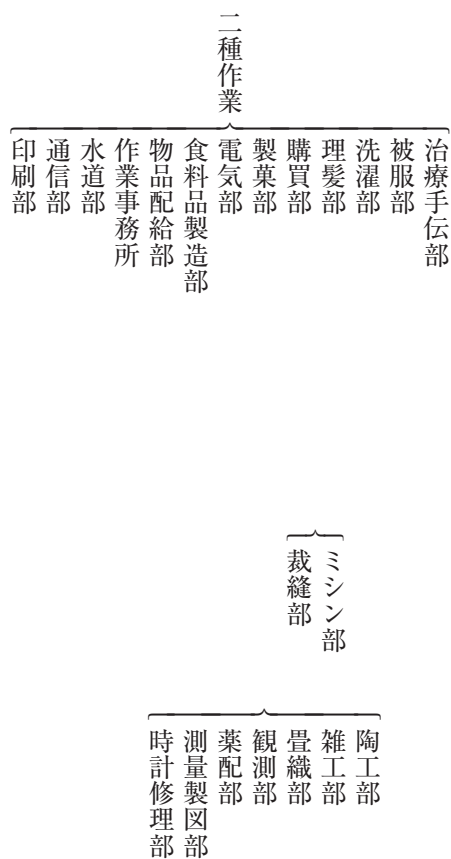
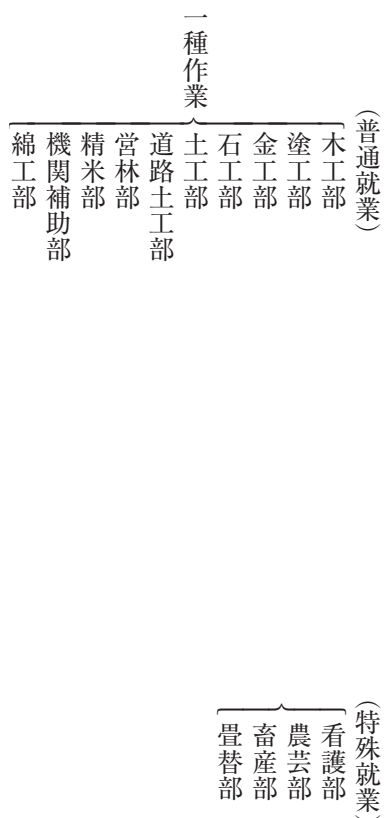
作業ニ従事スルモノトス

第二条 作業時間ハ、特殊ノ作業ヲ除クノ外、午前八時ヨリ

十時半迄、午後ハ一時ヨリ三時半迄トス、但シ時宜

ニ依リ之ヲ変更又ハ伸縮スルコトヲ得

第三条 園内作業ノ種別、左ノ如シ



ミシン部
裁縫部

陶工部
雑工部
豊織部
観測部
薬配部
測量製図部
時計修理部

特別ノ事情アルトキハ、前項ニ依ル作業ノ外特別作業ヲ設クルコトヲ得

ク

但シ、事情ニ因リテハ作業副主任若干名ヲ置クコトヲ得

第五条 作業主任及作業副主任ハ園長之ヲ命免ス

第六条 作業主任ハ其ノ部ノ作業ノ企画進行ニ任ジ、所属物品ノ保管ノ責ニ任ズ、作業副主任ハ作業主任ヲ補^{〔マ〕}依シ、作業主任事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

第七条 作業ニ従事スルモノヲ正部員及臨時部員ノ二種ニ区分ス

第八条 作業ニ従事シ就業日数六十日ニ達シ、其ノ所属作業ニ関スル技能ニ堪能ナル者ト認ムルトキハ正部員トナシ、正部員名簿ニ登載スルモノトス、就業日数六十日未滿ノ作業従事者ハ其ノ所属作業ノ臨時部員トシテ、臨時部員名簿ニ登載スルモノトス

第九条 作業ニ始^{〔初〕}メテ従事セントスルトキ、又ハ作業ヲ転ゼントスルトキハ承認ヲ受クルコトヲ要

第十条 作業ニ従事スルモノハ、午前・午后ノ二回作業時間作業事務所ニ出頭シ、作業カードニ出勤ノ証印ヲ受クルモノトス

第十一条 作業ニ従事セル者ニ対シテハ左ノ慰勞金ヲ日給トシテ給与ス、但シ午前又ハ午后ノ作業時間ノミ従事シタルトキハ日給ノ半額トシ、一日ニ二種ノ作

業ニ従事シタルトキハ各日給ノ半額トス

甲作業慰勞金 金十四銭 丙作業慰勞金 金十銭
乙作業慰勞金 金十二銭 丁作業慰勞金 金八銭
一種作業ハ甲作業慰勞金ヨリ丙作業慰勞金迄

(看護部ニアリテハ甲作業慰勞金ノミ)
〔欄外〕
「五ヶ月昇格スルモノ」

二種作業ハ乙作業慰勞金ヨリ丁作業慰勞金マデ
三種作業ハ丙作業慰勞金ヨリ丁作業慰勞金マデ
四種作業ハ丁作業慰勞金ヲ支給ス

正部員ニシテ同一作業ニ勤続シ成績優秀ト認ムルモノニ対シテハ、詮衡ニ依リ順次上級作業慰勞金ニ昇給支給スルコトヲ得、但シ技術作業ニ限り正部員トナリタル時ニ二階級昇給セシムルコトヲ得、特ニ拔群ノ成績ノモノニ対シテハ特別ノ慰勞金ヲ給与スルコトヲ得

第十二条 作業主任及作業副主任ニ対シテハ、第十一条ノ慰勞金ノ外、左ノ月額手当ヲ支給ス

第十三条 作業主任 金五十銭 作業副主任 金三十銭
作業従事者作業ノ為傷害ヲ受ケ、作業ニ従事スルコト能ハザルトキハ之ニ手当ヲ支給ス、其ノ金額

及期間ハ隨時之ヲ定ム

作業者総代 Y・S

第十四条 入園者ニシテ園則ヲ犯シ又ハ作業ニ関シ不都合ノ行為アリタルトキハ、作業停止若クハ作業慰労金減額支給、又ハ患者懲戒検束規定第一条第三号ヲ適用スルコトアルベシ

四四七 作業主任の任免

(愛生園蔵「入園者進退関係書」昭和7〜9年)

昭和七年四月七日

昭和7年4月11日施行済

園長 ㊟ 庶務課長 ㊟ 主任 ㊟

作業者総代辞任ニ関スル件

作業者総代Y・Sヨリ別紙ノ通辞職願提出有之候間、右許可相成左案ノ通発令相成可然哉

案

Y・S

依願作業者総代ヲ免ズ

昭和七年 月

辞職願

右者、今般都合有之辞職致度候間、此儀枉ケテ御聴許相成度、此候及御願候也

昭和七年四月五日

右 Y・S ㊟

光田園長殿

昭和七年八月六日

昭和七年八月十一日施行済

園長〔自署〕庶務課長 ㊟ 医務課長 ㊟ 主任 ㊟

衛生部副主任々々命ニ関スル件

衛生部ニ所属スベキ作業ハ多種多様ニシテ、作業主任一人ニテハ到底聯絡統一ニ便ナラズ、仍テ浴場・繃帶作業・ガーゼ撰別・乾燥ノ諸作業ヲ衛生部作業主任ヲシテ其ノ衝ニ当ラシメ、薬配達・不潔物集・構内掃除・雑役・消毒ノ諸作業ハ、副主任ヲシテ其ノ衝ニ当ラシムル事トシ、左案ノ通衛生部副主任々々命相成可然哉

案

K・S

衛生部副主任ヲ命ズ

昭和七年八月 日

.....

昭和八年六月七日

園長〔自署〕庶務課長(印) 主任(印)

昭和八年六月十四日施行済

農芸部副主任々々命ニ関スル件

現在農芸部ハ、日出・伊良々・仁井良田^{〔新〕}ノ三部ニ分レ作業ヲ進捗セシメツ、アリ、然ルニ失火焼失区域ノ開拓並果樹栽培モ亦常時十数名ノ作業部員ノ必要ヲ認ムルニ付、別ニコノ一部ヲ加ヘ、左案ノ通作業副主任ヲ任命シ其ノ指導聯絡ノ衝ニ当ラシムル様致度、右許可相成可然哉

案

K・T

農芸部副主任ヲ命ズ

昭和八年六月十二日

.....

昭和九年三月三十日

園長〔自署〕庶務課長(印) 医務課長(印) 主任(印)

昭和九年四月一日施行済(印)

看護部作業主任更迭ニ関スル件

看護部作業主任O・Y、別紙ノ通辞職願提出候ニ付、左記ノ通発令相成可然哉

案ノ一

依願 看護部作業主任ヲ免ズ

昭和九年三月三十一日

案ノ二

看護部作業主任ヲ命ズ

昭和九年四月一日

案ノ三

看護部作業副主任ヲ命ズ

昭和九年 四月一日

案ノ四

看護部作業副主任ヲ免ズ

昭和九年三月三十一日

O・Y

園名

M・M

園名

O・Y

園名

M・M

園名

今般私儀、病氣ノタメ看護部主任ノ重席ヲ全ウシ得ザルニ附
キ、後人御定メノ上、速カニ辞書御聞届ケ相成度、此ノ段届
出候也

昭和九年式月式十式日

看護部主任

O・Y 印

愛生園長々長

光田健輔殿

.....

昭和九年八月十七日

園長 印 庶務課長 印 主任 印

施行済 印

裁縫部作業副主任ニ関スル件

裁縫部ハ、入園者貸与被服一切ノ修理及給・単衣等新被服ノ
調製等ノ為、主任一名ノミニテハ充分ソノ責務ヲ全ウスルコ
ト能ハズ、副主任一名ノ設置方願出候条、左案ノ通発令相成
可然哉

案

M・S

裁縫部作業副主任ヲ命ズ

昭和九年八月十八日

長島愛生園

.....

昭和九年八月二十八日

園長 印 庶務課長 印 主任 印

施行済 印

製菓部作業主任任命ニ関スル件

九月一日ヨリ製菓部新設ニ付、左案ノ通発令相成可然哉

案

K・I

製菓部作業主任ヲ命ズ

昭和九年九月一日

長島愛生園

四四八 作業調査部主任の辞任

(愛生園蔵「患者人事関係書」昭和17年)

辞任願

今般別記理由ニ依リ、作業調査部主任ヲ辞任致シ度ク候ニツ
キ、何卒御許可相成度ク、此段及御願候也

私儀

昭和拾七年九月十二日

作業調査部主任

愛生園長

O・K 印

光田健輔殿

記

私儀

去ル五月八日調査部作業主任ノ任命ニ浴シ、爾後只管責ヲ全
ウスベク存シ、自鞭今日ニ至リマシタ

然ルニ先般来ヨリ不幸旧病弱ニ更ラニ肋膜炎再発、日ニ数度
ノ発熱ノタメ歩行サエモ困難ナル状態トナリ、最近ニ至リテ
ハ就床ノ日多ク、加フルニ眼球ノ充血ト激痛ノタメ視力減退
等併発シ、作業主任タルノ重責ニ到底堪エ得ザル状態トナリ
マシタ

就任後日尚浅キニモ拘ハラズ、^{〔斯カ〕}期クノ如キ事態ニ至リマシタ

ルコトハ、病魔ノ冒ス故トハ云ヒ乍ラ、返ス返スモ申訳之無
キ次第ニ御座居マスガ、此ノ上任ニ留マルコトハ自己ノ苦痛
モサルコト乍ラ、作業部内ノ統制並ビニ各般事務遂行上ニモ、
多大ノ支障ヲ来スコト明ラカデアリマシテ
何卒右ノ事情諒トセラレ、調査部作業主任辞任ノ件御許可相
成度ク、切ニ御願申上マス

尚、今後ハ療養ニ専念致シ、再ビ恢復ノ曉ニハ責ノ一端ヲモ
担ハシテ戴キ、園内生活ノ御厚恩ノ万分ノ一二モ報ヒ度ク、
只管念願致シテ居リマス

昭和拾七年九月十二日

作業調査部主任

O・K 印

四四九 動物主任辞職願

（愛生園蔵「患者進退賞罰関係書」昭和7年）

辞職御願書

動物主任 I・K

下名私儀、之度病弱ニ付キ主任の責務に耐ズ候ヘバ、御詮議
ノ上御同情ヲ以御聴許々可下サレ度、此ノ段御願申上候也

昭和七年五月三十一日

愛生園長

光田健輔殿

四五〇 入園者の表彰

（愛生園蔵「教育関係書類」昭和16年）

^{〔朱書〕}
「控」

昭和十六年十一月九日

園長 庶務課長 医務課長 主任(印) 会計

入園者表彰ニ関スル件

十一月十日「御恵ノ日」ニ該リ、左記ノ篤行アルモノニ対シ

金壹封ヲ贈リ、各々表彰相成可然哉

記

一、表彰スベキモノ 四名 壹名当 金壹円也

其の金額 合計 金四円也

二、内訳

表彰者氏名 賞状授与

F・K
S・S
T・A
T・R

園内作業ニ誠実ニシテ模範タルモノ

アリ、依而茲ニ之ヲ賞ス

四五 精勤者と役員の慰労

(愛生園蔵「教育関係書類」昭和16年)

〔朱書〕
〔写〕

昭和十六年十一月 日

園長 庶務課長 医務課長 主任(印) 会計

精勤者並ニ役員慰労ニ関スル件

十一月十日「御恵の日」ノ佳日ニ該リ、左記精勤者並ニ松寿寮ノ役員ニ対シ金壹封ヲ贈リ慰労相成可然哉

記

一金六拾六円五拾錢也 但K・S外七拾六名分

一看護部員勤続者 (壹ケ年ノモノ) 一名ニ付金壹円也

K・S (外三十七名略)

一看護部勤続者 (六ヶ月ノモノ) 壹名ニ付金五拾錢也

H・T (外十一名略)

一畜産部員勤続者 (壹ケ年ノモノ)

K・E (外九名略)

一入園者事務所役員勤続者 (六ヶ月ノモノ)

壹名ニ付金壹円五拾錢也

I・K (外四名略)

一入園者事務所役員勤続者 (三ヶ月ノモノ)

壹名ニ付金壹円也

K・S (外二名略)

一入園者事務所書記勤続者 (六ヶ月ノモノ)

壹名ニ付金壹円也

M・Y (外四名略)

一入園者事務所書記勤続者 (三ヶ月ノモノ)

A・K〔外三名略〕

壹名ニ付金五拾銭也

四五二 奉仕一覽表

（愛生園蔵「教育關係書類」昭和17年）

本月奉仕一覽表

拾一月分

月 日	出動団体	人 員	摘 要
10月6日ヨリ	出動3回軍友会	延人員 62名	土俵作り
10月21日	軍友会、挺身隊、松寿寮	28名	松之木出シ、船引上げ
10ノ21ノ	青年舎、婦人会、松寿寮	148ノ	餅搗キ
10ノ25ノ	青年団	79ノ	グランド修理
同	少年団	22ノ	水田道作り
10月26日ヨリ31日迄	出動5回挺身隊	延人員 43ノ	桜陰寮横土砂崩壊修理
10ノ27ノ	一般男子、松寿寮	77ノ	水田松之木出シ
同	青年団	65ノ	グランド修理
10ノ28ノ	軍友会、松寿寮	31ノ	二友之家裏土砂崩壊修理

10ノ30ノ	一般男子、松寿寮	84ノ	水田松之木出シ
10ノ31ノ	軍友会	31ノ	二友之家裏土砂崩壊修理
	10月中青年舎出動4回	延人員 88名	光ヶ丘奉仕
11月1日ヨリ12日迄	出動12回挺身隊	延人員 118ノ	桜陰寮裏土砂崩壊修理
11ノ2ノ	婦人会	156ノ	運動会弁当作リ
11ノ4ノ	松寿寮	13ノ	船上ゲ
11ノ5ノヨリ8日迄	出動3回恩賜寮	延人員 86ノ	船上ゲ
11ノ8ノ	全員	500ノ	松引上げ、砂利運び
11ノ8ノ	果樹園の部員	13ノ	枇杷施肥奉仕
11ノ9ノ	第二班、第三班、松寿寮	67ノ	恩賜道場基礎工事
11ノ13ノ	一班、四班、五班、六班、松寿寮	81ノ	松之木運搬
11ノ13ノ	松寿寮、営林部	7ノ	恩賜道場基礎工事
11ノ15ノ	全員	453ノ	アーチ作り
			園内清掃

四五三 作業奨励金の支出

(愛生園蔵「教育関係書類」昭和17年)

昭和十七年十二月二日 起案

会長 理事
園長 庶務課長 書記 主任

作業奨励金支出二関スル件

恩賜道場建設委員会木工技術者ニ対シ、標記奨励金左記ニ依リ支出相成可然哉

記

一金八円八拾参銭也

但、十月中就業延日数 四九七日 一日ニ付金貳銭ノ割
F・M 二八・〇〔外二十一名略〕

四五四 忘年会の挙行

(愛生園蔵「入園者進退関係書」昭和8年)

昭和八年十二月十四日

園長(印) 庶務課長(印) 医務課長(印) 主任(印)

忘年会挙行ノ件

年末ニ際シ、園内各作業部其他各団体ニ於テ忘年会挙行ノ議アルモ、年々歳々競争的二行ハル、ノ風アリ、惹ヒテハ個人経済ノ逼迫ヲ来シ、遂ニハ種々ノ弊害ヲ見ルニ至ルベキヲ以

テ、個別的忘年会ノ挙行中止ヲ申合サシメ、来ル十二月二十日ヲ以テ忘年感謝デートシ、併セテ健康者ハ不自由者ヲ招待慰安シ、作業従事者ハ一年間ノ収獲ニ対シ感謝ヲナシ、本園ハ作業従事者ニ対シ慰労スルノ意味ヲモ加ヘ度、右様決定相成可然哉

追而、本忘年会ニ於テハ、入園者慰労ノ目的ヲ以テ、職員及入園者有志ノ余興並ニ仮装行列等有之予定ナルモ、其ノ詳細ハ別途可伺上候

四五五 作業賃の支払い

(邑久光明園入園者自治会編『風と海のなか』昭和13年)

患者が金を手に入れる方法は、故郷からの送金か、さもないければ園内作業に従事するか、それとも自治会から互助金を貰うかしかなかった。

こうして入園者はいや応なしに金を手にするために作業従事者となった。

七月十五日、仮代表等は園内当局者に面会し、作業賃金及び救済金問題について交渉した。これが第一回で、この問題については園当局にお百度を踏むことになる。

当時、内部にはまだ生産的事業はなく、売店は開店早々の

こととて純益の活用は望むべくもなかった。それで、この急場を救うために、「何らかの方法で、月額六〇〇円程度交付して頂きたい」というのが内部からの陳情であつた。

しかし、園側の担当者松本作太郎の回答は、「せいぜい頑張つて四〇〇円程度の支給が限度であり、それ以上必要というのであれば、内部側としても研究努力して欲しい」と、この押し問答で、それ以上どうにも話が進まないのであつた。

そこで役員会は、取りあえず作業職種及び賃金を次のように定めて出発した。

特別作業

一、総代 二円七〇銭（月給）

病室不自由室付添、幹部 ^{〔者力〕} 二円五〇銭（月額）

二、売店主任、台帳係、会計係、事務所部員、売店員、理髪係、洗濯係、浴場係、教師、構内係、水道係、ミシン係、外科交換場助手係、焼却係 二円三〇銭（月給）

三、伝令、図書、治療助手、薬配 二円（月給）

普通作業

- 一、特殊木工 日給一五銭
- 二、土木 日給一〇銭（月額最高限度二円五〇銭）
- 三、洗濯、裁縫 日給一〇銭（月額最高限度二円三〇銭）

四、構内作業 日給八銭（月額最高限度二円）

五、包帯ガーゼ再生 日給六銭（月額最高限度一元五〇銭）

この外に自治会事業として食品加工場を造り、蒸しパンや、てんぷら等を中心に製菓や副食作りを開始し、これに従事した者がおり、ミシン部で特別仕立物、大工関係の小物注文などの仕事をした者、更に大工関係では営繕部の助手として窓ガラスの修理その他の修繕に回つた者もいる。

七月分の作業賃は八月十一日、八月分の作業賃は九月十五日に、九月分は十月十八日に支払いが行われた。

ただし、阿部の十月十七日付けの日記には、「八月分の作業賃、ようやく下付さる。九月分は未だなるも、各人小遣いに困難なるをもって園より五百円だけ交付するとの説明により、これ以上は如何にしても交付不能とのことなれば、内部の前作業賃の剰余金を融通して、一般作業賃を支払うことにせり」とあつて、管理府である大阪府よりの作業賃の送金が遅れていることを嘆いている。なお九月分作業賃は送付される見込みは十月二十五日ごろと追記し、如何にも作業賃支払いに困窮していたことが伺える。

一方、作業に従事できない者のための互助金は、昭和十三年には一元二〇銭支給されていたが、この査定についての姿

勢も自ら厳しくならざるを得なかった。

九月二日の室長会では、「互助金申告の査定について」が協議決定されているが、それによると、

「五円以上、金券または貯金を所持する者には支給せざる方針のこと。また削除者に断りに行かざること」、というものがある。

当時互助金の査定は秘密会で、人事、会計その他各部長、それに郵便係が入っていた。よく郵便が来る者には、あるいは密かに送金があるかもしれないということで、郵便配達人が加わっていたのであった。会計を務めた飯碕敏夫はこの査定を「他人のふところを覗くようで心の重い仕事」と日記の中で嘆いている。覗く者と覗かれる者と同じ釜のめしを食べていただけに事態は深刻であったといえる。

四五六 炭焼の作業

（邑久光明園入園者自治会編『風と海のなか』昭和20年）

宗山で炭を焼く

そのころ木炭は貴重品であった。木炭自給のため木尾湾の周辺に窯を築いたが、規模も小さく生産量も少なかった。

裳掛村鍛冶谷地区の宗山一帯には山火事の後の立木がその

ままの状態になっていた。その立木を買い取り、木炭を生産しようとの計画がスタートしたのは昭和二十年春ごろのことであった。

偏見の強い地元裳掛村内に、患者が集団で住居を構えるということは、その目的の如何にかかわらず大きな問題であり、反対の声は大きかった。幸い地区の有力者の支援のもとに周辺地域の人たちへの説得が進み、入園者による炭焼作業場が出来上がったのは二十年の十月であった。第一陣として、夫婦一組を含む数名の作業員が宗山に入った。

愛生園と光明園への送水のため、大きなタンクが鍛冶谷地区の西の峠にあった。光明園の塩屋栈橋（虫明側）からそこまで約一里（四_キ）といわれていた。峠から山道に入り、作業場までさらに一里を要した。

従業員の住居はトタン屋根の小さな山小屋であった。地元の住民からは、招かざる客に対する冷たい目と表情が注がれたという。生活環境は良い状態ではなかった。しかし作業員は、木炭自給の目標に向かって働いた。体を動かすことによって、偏見の視線を振り払おうとしたのだろうか。

作業員の一人、吹田秀夫は、「山の生活」と題して当時の状況を楓（32・4月号）に寄せている。

「時には倒した木のはずみを喰って十数米も下に転げ落ちたり、あるいは運搬の車と一緒に谷川に落ち込んだり、今思えばよくも無事に過ごせたものである。だが仲間はその間にも過労のため、一人減り二人減りして倒れていった。

これらの過労の原因はいろいろあるが、一つの要因として炭焼き方法にもあったのではなからうかと思う。宗山では通常の窯は歩止まりが悪く、相当の日数を要するのであえて使用せず、生産コストを上げ大量の製品を園内に送りこもうとして改良窯を使っていた。この窯は天井に四個の穴があつて、通常窯の場合は、全部の口を密封して蒸し消すのに対し、改良窯はその四個の穴から漏斗を利用し水を噴霧状態にして蒸し消す方法を取った。従つて木炭を出す時期が早く大量生産に向くわけである。だが製品としては一酸化炭素の多い粗悪品が出来てしまい、当時園内ではガス中毒こそ起こさないにしても頭が痛むとか、火のつきが悪いとか言つて相当にくさされていた。しかし山の生産者達は焦熱地獄を思わせる様な火気の窯の中で、真夏でも熱気と火傷を防ぐために綿入を着込んで働いていたのである。

こうして焼いた木炭は月産約百二、三十俵であつた。そ

の頃、園の使用量は生産高を上回る百四、五十俵は必要だつた。この必要量を満たすには山で生産高を上げるより仕方がない。そこで第二次、第三次の窯造りが計画され、それに伴い作業者も増えた。私達は設営と生産の二重の労働を余儀なくされてしまった。その結果ある者は急性結節で発熱し、又ある者は足裏に傷を作り、悪寒と戦いながら、さびしく山小屋で休養をとらなければならなかつた。治療と云えば大風子油を互いに注射し合うのが、唯一つの治療であつたが、大方の者はそれすら消毒不完全のため化膿するので出来なかつた。後日、病状が悪化したのは当然の事とも言える。

だがそうした苦労の中に半年余りは知らぬ間に過ぎ、休日には若い者同志が遠く、片上・邑久町・牛窓方面へ遊びに行くようになり、又ある時は後の山にきのこ取りに登る楽しみもあつた。その頃になると地元民も漸く理解を深め、道で出会つても挨拶をしたり時には世間話を交わすようになっていた」。

二十二年四月初旬、園内の加工所では、青年団と婦人会の奉仕作業で草餅の餅つきが行われていた。「宗山が火事だ」、

入園者事務所からの急報に青年団員の多くは餅つき作業を中止して現場に向かった。壮年団員も走った。宗山に着いた時にはすでに鎮火していたが、山火事ということで暫くの間警戒にあたった。

もう少しで、予定の立木をすべて製品にできる目途がついた矢先の失火であった。それだけに「悔やんでも悔やみきれない思いだった」と当時の関係者は述懐する。

立木も少なく大事に至らなかったとはいえ、過失から山火事となったことは致命的であった。地元の空気は、作業場閉鎖へと急速に傾いた。また園当局も全員引揚げの方針をはやばやと決めた。そして園内の九反田地区に小規模の窯を新設、炭焼作業を続けることになった。

5 入所者の取り締まり

四五七 牢獄か楽園か

（愛生園蔵「本園逃走及要注意患者関係書」昭和7年）

牢獄か楽園か

国立癪療養所愛生園とはどんな所か

T・T

世の中にどこが一番に悪いと言っても、愛生園程悪い所はどこにもあるまい

岡山市から東北に九里程進んだ瀬戸内海の一孤島に、世界科学の最高を極めた設備を有すると自称する国立癪療養所愛生園がある

現在こゝには五百名の患者が収容されて居るが、この五百名の者は日常どんな生活をして居るか

ラジオにキネマ、芝居に浪花節、野球にピンポン、其の他娯楽機関はいたれりつくせり、何に一つとして不足はなく、しかも職員と患者との間にも何等の距りなく、全く一大家族の様に五百名の者が仲良く生活をして居る、真に愛生園こそ病者の楽園であると言ふのは愛生園が外部に対する宣伝である、何人もこれだけ聞けば、そんな良い所なら是非行つて見たいと思ふだろう、だが資本主義社会にはそんなうまいぼろ口はどこをさがしたってありはしない

まして資本家地主の政府に依つて設立されて居る病院だ、そんなうまい事はありっこない、キネマだつて見れない事もないが月に一回位それも五、六年も前の古るい奴だ、芝居だつて年に二回位いでそれも患者がやる素人芝居だ、それで居て娯楽機関十分だと言ふんだから呆れて物が言へない

家族主義だの温情主義だのと言ふのは、武藤山治の一手販

売かと思つて居たら、愛生園の職員もやれ情主義の、やれ愛生園には愛の泉がこんくとして流れて居ますと仰言る、が、

其の家族主義も一皮はげば如何なるものであるかを申上る内務省の発表に依れば、愛生園の患者一人に付き其の費用は一日一円で、一年三百六十五円だと言つて居る、そして其の内訳は職員の俸給、事務費、雑費、試験費等及び患者一人の食費は一日に二十銭、治療費が六銭だと発表されて居るが、然と實際はそれより未だ以下だ、日常の食費は一日十三、四銭だと言ふから驚かざるを得ない、だから食物の悪い事と言つたら話にならない

飯は麦飯で米が三分に麦が七分と言ふとてもひどいものだし、おまけに副食物は毎日くイモに菜ッ葉に顔のうつる様な味噌汁に玉葱カボチャと決まつて居る、魚類なんか薬にしかくも喰べられない、最も月に二、三回は腐った様な鰯を二尾位いづつくれる、が、まるで人間の食ふ物は食はしてくれない

豚だつてもっと上等の物を食つて居る

だから当地の患者は、犬や猫や（犬や猫は社会から嶋に捨てに来る）蛇を発見すると直ちにナグリ殺して食つて仕舞ふ有

様だ

とても人間社会とは思はれない

それで居て労働は強制的にやらせられる、朝九時から午後四時まで七時間労働だ、その労働もなまやさしい事ではない、弱い病者の身で山を崩す土工や左官、大工、精米、百姓、等々健康者でさへもがエライ仕事を無理矢理にやらせられる、そして賃銀は甲乙丙の三種に分けて、一日甲は十銭、乙は八銭、丙は六銭だ、それで被服は自己負担だからやりきれぬ、一体どこの世界に一日働いて十銭や八銭の賃銀をもらつて居る所がある

奴等は俺達をうまくごまかすために、やれ、労働治療だ、病気の者には労働する事が治療には一番に良い、と、い、かげん出鱈目な事を吐かして、何にも知らない無智な人の良い俺達をうまくごまかして働かせ、搾れるだけ搾り取ろうと言ふずるい魂胆なのだ

奴等は俺達を牛や馬の様にこき使つて置き乍ら、病気が重くなったり、負傷して働けなくなると、やれ、国家の寄生虫だの、国賊だのと吐かして全くひどい待遇をする

ある者が負傷して外科材料をもらいに行くと、贅沢な事を言ふな、橋の下（其の人は放浪生活をして居て良く橋の下で寝

た)に外科材料はないだろう

乞食して居た時に負傷した場合はどうして居た、オ前なんかホータイを使ふのは勿体ない、ボロギレで沢山だと、実に言語道断な事を吐かす、奴等は只だ口の先と外部に対する宣伝だけは病者の世話をするのは吾々の義務だ、全く理由の圧迫と迫害とを受けて居る病者が気の毒でならない、伝染病であるにもかゝらず永年の迷信から遺伝病として取扱はれ、暗い惨めな生活をせなければならぬ人達に、全く同情せなければならぬと言ふ其の舌の根のかわかない内にこれだ

俺達は奴等からの安価な同情の押売は真平御免なのだ

世界第一の設備を有する愛生園か知らないが、他の療養所には医員が七、八名位いは居るのに当地には院長共にたった三人だ

それだから十分に手が廻らない、重態の病人が今にも死にかけて居る様な場合にも、亦どんなに病人が苦しんで居る様な場合にも、ちよつこらそつとは来てくれない、附添の者が見るに見かねてやかましく言ふと、医者が行ったからつて死ぬる奴は死ぬるし、助かる奴なら行かなく共助かるし、苦しんで居るのも医者が行つたからつて直ぐに苦痛がなくなるものではないとほざいてなかく来ない

そのくせ豚が病気を起しでもすると、泣きそうな顔をして聴診器を持つて飛んで行くのはこゝの院長だ

愛生園の院長には人間よりも豚の方が大切なのだ

人間の替りはいくらでも外から来るが、豚は金を出さなければ買へないなんて人を馬鹿にした言ひ草ぢやないか

それで人間が死ぬると直ちに解剖するのだが、面白い事には解剖してから四、五日も過ぎてから解剖願を出すのだ、しかもそれが死んだ本人から病室総代を立会人として、死亡者本人が署名捺印で出すのだから私文書ギ造だ

まだそれよりも驚いた事には、死亡者の所持品は一切、金から着物何にから何にまでそれこそ紙一枚まで寄附と言ふ名目で捲き上げて仕舞ふ

昔から医者が取らねば坊主が取ると言ふが、こゝには坊主が居ないから医者が取つて仕舞ふのかも知れない

取り込む(搾取)事にかけては名人の連中も、本職の医者の方はからつきり駄目で全くのタケノコだ、つい先日呼吸が一寸苦ししいと言ふ女を、本人が嫌がるのを無理に手術をすれば楽になると言つて手術室に引張り込み、到々外科技術が拙いためにやり損い、三十分前まではピン／＼して居た奴を×して仕舞つた

其の他にもこれと同じ様な事は未だくいくらでもあるが、先づこれ位いでやめるとして、兎に角こゝの職員は愛生園の内情が外部にもれる事を大変に恐れる、それで手紙等は一々御丁寧に開封して見て、少しでも愛生園に都合の悪い事が書かれてあると没収だし、面会人が来ても、立会人附で面会させる程の取締ぶりだ

読書などにして見ても、糞面白くもない宗教やキング其の他ありふれた雑誌のほかは一切読まさない、階級的な本を読ませるとストライキを起されると困ると吐かして、いくら外部から送って来ても本人に渡さないで没収だ

斯くの如くにして、其の待遇は囚人と何等異なる所はない、だからこそ愛生園の生活に耐へかねて逃走を企てる者、自殺をする者が次から次へと出て来る、冬の寒い真最中に夜海を泳いで逃走して行くのだが、其の殆ど全部の者は失敗して捕まって帰へって来る

すると直ちにブタ箱入りだ、そのブタ箱も外部ではめったに見られぬ頑丈なものだ

勿論捕まって帰って来た者にはテロが加へられる事はきまりきって居る

当地では未だ殺された者はないが、東京の全生病院では激し

いゴオモンにかけてナグリ○したと事実さへある

果してこれが楽園であると言へるだろうか、職員の言ふ如く本当の楽園であるならば、冬の寒い真最中に海を泳いで、しかも捕まって帰へればブタ箱入りとテロの加へられる事を承知で逃走して行く者は一人も居ない

愛生園こそは明かに牢獄だ

俺達はこゝでは人間としての取扱は受けては居らない、一個の品物として、ドレイとしての取扱ひしか受け^{〔てゐる〕}は居ないのだ奴等は俺達をいつまでもドレイの境遇に追い込んで置いために、キリストや本願寺の糞坊主及び希望社の淫乱紳士G・Sを引張って来て反動教育を吹き込む

けれ共如何に奴等が反動教育を吹き込んでも、大衆はいつまでもごまかされては居ない

自然発生的ながらも大衆の意識は成長する

無智な何にも知らない連中でも、あまりに無茶な事をされ、ば黙っては居ない、必要は革命の母だと言ふが、実際に其の通りで、たとへ妥協し終ったとは言へ、第一回のストライキ計画は完全に成功し、今や大衆の間には闘争なくして俺達の利益を獲得する事は断じて出来ない、全入園者はガッチリと腕をくみ団結して、俺達の計画を防衛しろ！

牢獄を粉碎して樂園を築くための闘争へ！ スローガンの下
に勇敢に戦ひつゝある

.....

起案昭和七年四月七日

施行昭和〃年〃月〃日 決裁昭和七年四月七日

園長^印 庶務課長^印 主任^印

案

第四九号

昭和 年 月 日

園 長

兵庫県警察部長宛

身許内偵方ノ件

本籍兵庫県赤穂郡□町□□番地Y四男

当時岡山県邑久郡裳掛村大字虫明

国立癩療養所長島愛生園内

Y・S

明治三十九年四月十五日生

右者、昭和六年十月三十一日当園ニ入園療養中ノ者ナルガ、

思想上注意ヲ要スル点有之候条、左記事項内偵ノ上御回報相

煩度、此段及照会候也

記

一、本籍、氏名、年齢ニ相違ナキヤ

二、性質、素行、経歴

三、従来ノ職業及其ノ勉否

四、思想上特ニ注意ヲ要スルモノニアラザルヤ

五、前科ノ有無、アリトセハ其ノ詳細

六、其ノ他参考事項

.....

起案昭和七年四月七日

施行昭和〃年〃月〃日

後閱

園長^印 庶務課長^印 主任^印

案

第五〇号

昭和 年 月 日

園 長

京都府警察部長宛

思想要注意人身元調査方之件

本籍兵庫県赤穂郡□町□□番地戸主Y四男

当時岡山県邑久郡裳掛村大字虫明

国立癩療養所長島愛生園内

Y・S

明治三十九年四月十五日生

右者、昭和六年十月三十一日本園ニ入園治療中ノモノナルガ、思想上注意ヲ要スル点有之候ニ就テハ、貴管下在住中ニ於ケル左記事項内偵ノ上御回報相煩度、此段及照会候也

記

一、本人ハ京都市東山区□□町T某方ニ下宿シ、立命館大学
法科専門部^{〔門〕}ニ通学シタル事実ノ有無

二、右事実アリトセバ

(イ)在学中ノ性質、素行、来歴、成績ノ良否

(ロ)下宿屋ニ於ケル言動並常ニ出入スル友人ハ如何ナル者ナ
リシヤ

(ハ)中途退学ノ理由

三、京都無産青年同盟？、或ハ労働総聯合ト云フ如キ無産労働団体？ニテ活躍シツ、アル井上某、熊谷某、北海熊、田中豊、荒文、ト云フモノト常ニ文通アルモノ、如シ、之等ノ者ハ、要視察人トシテ注意中ノモノナリヤ、若シ注意中ノモノナレハ、各人ノ性行、言動等詳細

四、其ノ他参考事項

以上

.....

七特秘第一一五六号

要再回^{〔印〕}

昭和七年四月十五日

^{〔朱書〕}
「事務分館」

園長〔自署〕庶務課長^{〔印〕} 医務課長^{〔印〕}

京都府警察部長^{〔印〕}

長島愛生園長 光田健輔殿

Y・Sノ身許調査方ノ件

本籍兵庫県赤穂郡□□町□□□□

住所国立癩療養所内

Y・S

明治三十九年四月生

右ノ者ニ対スル貴園照会ニ係ル身許調査方ノ件、左記ノ通り
ニ有之

右及回報候也

記

一、立命館大学通学ノ有無

昭和二年四月入洛シ市内東山区□□町T方ニ寄宿シ、立
命館大学法科専門部^{〔門〕}（夜学）一年ニ入学、翌三年一月退

学ス

(1) 性質 淡泊ナルモ事物ニ激シ易シ

(2) 素行 普通

(3) 来歴 本籍地小学校卒業後、大正十二年一月頃ヨリ兵庫県

赤穂郡□町ハリマ造船所職工トシテ被雇、同年十月頃ヨリA・Zノ勧誘ヲ受ケ旧労働組合神戸地方評議会ニ入会ス、昭和三年一月病氣ノ為メ本籍地へ帰省シ、同年六月再入洛、川魚行商ヲ為シ居リシガ同四年十二月ヨリ廃業シテ労働組合又ハ無産政党组织ニ携ハリ、同五年三月全国民衆党京都府聯合会常任執行委員ニ選任セラレ、書記長代理トシテ党務ニ奔走シ、同年六月十五日全国労働京都府聯合会ノ組織ナルヤ宣伝部長ニ選任セラレ、同年九月京都一般労働組合主事及同京都借家人同盟書記長ニ推挙セラレタルガ、翌六年五月二十七日全国労働京都府聯合会ヲ脱退シ、同年六月一日日本労働組合総評議会関西地方評議会執行委員ニ就任シ、同月二十八日同評議会京都事務局爭議部長トナル

(4) 立命館在学中ノ成績

不詳

(5) 下宿ニ於ケル言動並出入スル人物

下宿屋ハ何処ヘカ移転セル為メ調査不能

(6) 中途退学ノ理由

労働運動ニ熱中シテ学費ニ窮セル為メ自ラ退学ス

二、滞洛中ノ交遊人物

労働組合関西地方評議会京都事務局ニ属スル熊谷直次郎、田中豊蔵、荒賀文吉等ト親交ノ間柄ニアリ、是等ノ者ハ何レモ左翼労働組合ノ闘士ニシテ言動注意中ナリ

.....

起案昭和七年五月四日

施行昭和〃年〃月五日

園長^印 庶務課長^印 主任^印

昭和七年五月五日施行済

案 親展

第六一号

昭和 年 月 日

園 長

府県立癩療養所長宛

思想要注意人退園処分之件

原籍兵庫県赤穂郡□町大字□□

Y・S

明治三十五年四月十五日生

右者昭和六年十月三十一日当園ニ入園シタルモノニシテ、表面極メテ温順ヲ装ヒ居レルモ、其ノ抱懷セル思想ハ極メテ過激ナルモノニシテ、探知スル処ニ依レハ本人ハ京都市ニ於テ数年間労働運動ニ従事シ居リシガ、大正五年三月全国民衆党京都府聯合会常任執行委員ニ選任セラレ、書記長代理トシテ党務ニ奔走シ、同年六月全国労働京都府聯合会ノ組織ナルヤ宣伝部長ニ選任セラレ、同年九月京都一般労働組合主事及全京都借家人同盟書記長ニ推挙セラレタルガ、翌六年五月二十七日全国労働京都府聯合会ヲ脱退シ、同年六月日本労働組合総評議会関西地方評議会執行委員ニ就任シ、同月二十八日同評議会京都事務局争議部長トナリシモノニシテ、本園入園後モ常ニ文書ヲ以テ奈良市ニ於ケル自由労働組合ヲ使喚シ電灯値下運動ヲ為シ、園内ニ於テモ或ハ差押処分トナリタル過激文書ヲ取り寄せ之ヲ耽読シ、或ハ不敬ノ言辞ヲ弄シ、或ハ園内ノ作業賃ノ値上、罷業ノ煽動等ノ運動ヲ計画シ、或ハ職員ヲ罵詈スル等以テ園内ニ一ノ「ブロック」ヲ構成セムトスルガ如キ、思想上甚ダ不穩当ナル人物ニシテ、他ノ入園者ノ思想上ニ及ボス悪影響實ニ尠カラサルヲ以テ、五月三日退園処分ニ附シ候条、本人ノ写真添付此段及通報候也

.....

兵發特秘二第四九二号

昭和七年五月十九日

兵庫県警察部長

園長 庶務課長 〔朱書〕「医務課長」

長島愛生園長光田健輔殿

身許内偵方ノ件

本籍 兵庫県赤穂郡 町

戸主 Y 四男

Y・S

明治三十九年四月十五日生

客月七日附庶發第四九号貴信ヲ以テ、御照会ニ係ル右者ニ対スル首題ノ件、内偵ヲ遂クルニ左記ノ通ニ有之
右及回答候也

記

- (一) 本籍、氏名、年齢、御照会（前記）ノ通り相違ナシ
- (二) 性質、素行、経歴

性質稍々粗暴ニシテ素行ノ善良ト云ヒ難ク近隣ニ於テモ兎角ノ風評アリ、小学校卒業後大阪市西区 商店ニ奉公シ、徴兵検査ノ為帰郷シ検査後赤穂

- (二) 郡□町□千種製菓所ニ職工トシテ通勤シタルモ、約三ヶ月ニシテ辞シ、更ニ父兄ト共ニ漁業ニ従事シ居リタルカ、苦学ヲ為スト称シ京都市ニ至リ某保険会社、弁護士事務所・中央市場等ヲ転々シ居リタルモノ
従来ノ職業其ノ勉否
- (四) 本籍地在住中ハ職工漁業等ニ従事シタルモ精励セズ思想上特ニ注意ヲ要スルモノニアラザルヤ
曩ニ労農党ヨリ立候補シタル河上肇ノ応援演説ヲ為シタルコトアル由ナルモ、其ノ関係及共鳴等ノ程度審ナラス
- (五) 前科ノ有無アリトセハ其ノ詳細
〔朱線〕
昭和六年五月十二日京都府裁判所ニ於テ、治安警察法違反及家宅侵入罪ニ依リ罰金四拾円ニ処セラル
- (六) 其ノ他参考事項
前項刑罰ニ処セラレタル当時ハ、京都市東山区□
□丁目下ル□ニ住居シ、其ノ頃河上肇ノ立候補ニ際シ応援シタルモノ、如シ
父母ハ本籍地ニ健在スルモ、数年前ヨリ音信不通所在全ク不明ナリシモノ

四五八 癲療養所監禁所調

(愛生園蔵「患者騷擾事件雑件書類」昭和11年)

癲療養所監禁所調 八月十八日調

棟数	坪数	独房 (板張り便所付)	謹慎室 (畳・便所付)	計	備考
一	二六・六二四 ^坪	五 (四畳半)	三 (四畳半)	八	
一	二一・〇	六 (三畳)	三 (三畳及四畳半)	九	
一	一五・五	三 (三畳)	二 (三畳)	五	
一	二六・七五	三 (二畳半)	三 (六畳)	六	
一	一六・〇	四		四	
一		四		四	
		設備ナシ			
		設備ナシ			
		設備ナシ			
合計	一〇五・八七四	二五	一一	三六	

四五九 注意人物の身許調査

(愛生園蔵「秘 注意人物身許調査綴」昭和11年)

衛秘収第七七号ノ四

昭和十一年十二月十日

三重県知事 富田愛次郎印

国立癪療養所長島愛生園長 殿

癪患者身許調査ニ関スル件

十月十六日付長発第二二五号ヲ以テ御照会相成候標記ノ件、
左記ノ通ニ付此段及回答候也

記

一、本籍 三重県一志郡□村□

K・I 明治三十二年二月十日生

(一)本人ノ血族関係

本人ハ一志郡□村□番屋敷K・Iノ二男ニシテ、父

I 明治三年五月四日生、兄R、弟H、妹H、同K、弟S
ノ六名ハ本籍地ニ現住、何レモ農業ニ従事ス、本人ノ叔

父S 明治十年十二月七日生(戸主ノ弟)ハ癪患者ニシテ、

昭和六年四月三十日死亡ス

(二)本人ノ性質、素行及来歴

性質素行共善良ニシテ悪評ナシ

本人ハ居村小学校卒業后、関西製糸株式会社ノ事務員ト

ナリ、本籍地S・Kノ養子トナリタルモ、癪患者ト診定

サレタル為協議離籍、昭和六年六月二十七日貴園ニ収容

サレタルモノナリ

(三)従来ノ職業関係

事務員

(四)思想上特ニ注意ヲ要スルコトナカリキヤ

ナシ

(五)前科ノ有無

ナシ

(六)其他参考事項

ナシ

.....

収七五〇三号

昭和十一年十一月六日

築地警察署長

愛知県警察部長 殿

癪患者身許調査ニ関スル件報告

名古屋市南区□町□

M・F

右者ニ対スル標記ノ件、依命調査候処、別紙巡查復命書ノ通
ニ有之、肩書地及□町部内ニ於テハ該当者発見不致候条、
此段及報告候也

昭和十一年十月三十日

〇駐在所

巡查 松山安二

築地警察署長殿

身許調査不能ノ件復命

市内南区〇町〇

M・F

明治四十四年五月十日生

右者ニ対シ依命〇町〇番及遠若組ニ対シ調査スルモ、
該当者ヲ知ル者無ク、戸口調査台帳及同削除簿等ニ於テモ
該当者不発見ニシテ調査不能ニ有之候条、此段及復命候也
尚、南区々役所ニ付調査スルモ、該当者ノ本籍並ニ寄留
等ナシ

昭和十一年十一月五日

〇駐在所

巡查 野田重久

築地警察署長殿

身許調査方ノ件復命

市内南区〇町〇

M・F

明治四十四年五月十日生

右者ニ対スル標記ノ件依命〇町〇ニ対シ調査スルモ、該
当者不発見ニシテ調査不能ニ有之候条、此段及復命候也

四六〇 懲戒検束調

(愛生園蔵「秘 注意人物身許調査綴」昭和6〜11年)

懲戒検束調 (昭和六年度)

犯	逃	飲	計
行	走	酒	
懲戒検束処分	監禁	監禁	
件数	二	一	三
人員	八	三	一一

懲戒検束調 (昭和七年度)

犯	逃	喧	職員ニ対スル暴行	殺人	計
行	走	嘩	行	遂	
懲戒検束処分	監禁	謹慎	監禁	監禁	
件数	一	一	二	一	五
人員	二	二	二	一	七

懲戒検束調（昭和八年度）

犯	暴	職員ニ対スル暴行	賭博	計
懲戒検束処分	監禁	監禁	監禁	
件数	一	二	一	四
人員	一	二	一	七

懲戒検束調（昭和九年度）

犯	賭博	暴行	職員ニ対スル暴行	逃走	逃走未遂	計
懲戒検束処分	監禁	監禁	監禁	監禁	謹慎	
件数	三	四	一	一	二	一二
人員	四	四	一	一	一	一九

懲戒検束調（昭和十年度）

犯	逃走	計	風紀	禁制品購入	草木傷害	窃盗	暴行	脅迫	賭博	計	逃走	犯
懲戒検束処分	監禁	監禁	監禁	監禁	監禁	監禁	監禁	監禁	監禁	監禁	監禁	懲戒検束処分
件数	四	一二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二二
人員	八	二三	一	一	一	一	一	一	五	一	一	二一

懲戒検束調（昭和十一年度）至八月末日迄

犯	逃走	逃走未遂	暴行	飲酒	計
懲戒検束処分	監禁	監禁	監禁	監禁	監禁
件数	三	一	二	二	一
人員	一一	四	二	九	一

秩序ヲ害シタルモノ	賭博	窃盗	風紀紊乱	計
譴責	譴責	譴責	譴責	
責	責	責	責	
六	一	二	一	一八
一一	三	四	一	四六

四六一 入所者の犯罪

（愛生園蔵「患者記録関係綴」昭和6（9年）

癪患者ノ犯罪

長島愛生園

国立癪療養所長島愛生園ノ開所以来、懲戒檢束規程ヲ適用シ、ソノ犯罪ヲ処罰セル実例ハ四十五件ニ達ス、是ガ内容ヲ調査スルニ左ノ如シ（至昭和六年三月二十七日）
（至昭和九年十二月末迄）

記

程度	逃走	暴行	賭博	飲酒	殺人未遂	思想犯	合計
監禁	一一	八	五	四	一	一	三〇
謹慎	一	二					三
譴責	四	一	七				一二
計	一六	一一	一二	四	一	一	四五

一、逃走ト云フハ、逃走ノ途中ニ於テ捕ヘラレタルモノ、逃走ノ計画ヲナシタルモノ、逃走幫助ヲナシタルモノ等ヲ総

称スルモノニシテ、本園ニ於ケル実例ヲ驗スルニ、其ノ原因ハ

浮浪癪

一〇

自己ノ犯罪ノ故ニ逃避セルモノ

二

家庭ノ事情

一

逃走幫助

三

ニシテ、ソノ大部分ハ浮浪癪ヲ有スル患者ニシテ、一定ノ住居ニ規律アル生活ヲナスニ堪ヘズ、放縱ナル浮浪生活ヲ追フテ逃走セントセシモノナリ

二、暴行ノ実例ハ、治療其ノ他ノ措置ニ不満ヲ抱キテ、職員ニ暴力ヲ加ヘタルモノ六件、入園者相互間ノ争鬭五件ヲ数ヘ、是等ノ内ニハ単ニ器具破壊ノ程度ニ止マルモノアレドモ、凶器ヲ振ヒテ流血ノ慘ヲ見タルモノアリ、然シテ是等ハ総テ偶発的ナル犯行ナレドモ、痴情ヨリ發シテ遂ニ計画的ナル殺人行為ニ及ビタルモノアリ、之ヲ特ニ殺人未遂トシテ掲ゲタリ

三、浮浪徘徊ノ徒ニシテ、賭博行為ニ耽溺セザルモノ極メテ稀ナリ、本園ニ於テモ此種患者アリテ、或ヒハ山間密林中ヲ選ビテ賭場トナシ、或ヒハ住宅ノ一室ニ鍵ヲ掛ケテ密カニ賭事ニ耽ルモノアリ、更ニ最近ニ於ケル傾向トシテ、ラ

デオノ野球放送ヲ利用スル賭博行為ノ流行アリ、カ、ル賭博常習者ニシテ検挙サレタルモノ十二件アリ

コノ賭博ハ飲酒ト共ニ逃走・暴行ノ如キ犯罪ト異リ、園内ニ急速ナルテンポヲ以テ流行スルモノニシテ、アラユル犯罪ノ母体トナルモノナリ

四、酒ノ使用ハ保健衛生ノ見地ヨリ、又風紀取締上嚴禁セルニモ不拘、近海ノ漁師、出入商人ト結托シテ是ガ密輸入ヲ企テ、密カニ嗜飲スルモノアリ、ソノ首犯ヲ検挙スルコト四回ナリ、然シテ本園ニ於ケル実例ハ賭博ト密接ナル關係アルヲ示セリ

五、飲酒・賭博ト共ニ入園者全体ニ思想的影響ヲ与フルモノニシテ、啻ニ園内ノ秩序ヲ紊乱スルノミナラズ、国家ニ反抗スルモノニ思想犯アリ、本園ニ於ケル実例ハ、僅カニ一件ニ過ギザレ共、盲目的ナル待遇改善ノ叫ビニ和シテ、療養生活ヲシテ階級闘争ノ具ニ供セントスルモノナリ

以上ハ本園ニ於ケル開所以来三年間ノ入園者犯罪ノ概観ニシテ、其ノ内容ニ就テハ後記スル数例ノ犯罪ニヨリテ知ルヲ得ベクモ、之等患者ニ対シテハ常ニ適當ナル制裁ト訓戒ノ道ヲ講ジツ、アルモ、彼等ハ多クノ場合園内ノ生活ヲ再ビスルヲ好マズ、逃走シテ他療養所ニ移ルカ又ハ社会ヲ浮浪スルノ途

ニ出ルモノナリ

昭和九年八月京阪神地方ノ浮浪癩患者ノ実情ヲ調査セシメタルニ、別記報告書ニ示ス通ソノ大部分ハ各療養所ノ逃走患者ニシテ、所謂前科者タリ

彼等ハ療養所内ニ於ケル犯罪ノ故ニ放浪ノ旅ニ出デ、ソノ生活苦ノ必然ヨリ啻ニ社会ニ病毒ヲ伝播スルニ止マラズ、金品ノ強要・強窃盜等ノ行為ヲ常習トナスモノ多々アリ

又刑務所内ニアル癩患者モ、刑期満了ト共ニ当然社会ニ出ヅベクモ、直チニ療養所ニ入所シ得ザル実情ニ鑑ミ、彼等モ亦癩浮浪群ニ合スベク、カクテコノ浮浪癩ノ一群ノ清掃ハ重大ナル社会問題タリ

蓋シコノ解決ハ、療養所ノ收容率ヲ向上セシムルコトモ一案ナレドモ、浮浪癩発生ノ一原因ハ既ニ記述セル如クナルヲ以テ、コノ方法ノミヲ以テスルハ十全ト云ヒ難シ

即チ、癩ニ於ケル感化院又ハ刑務所ノ如キ施設ヲナサザレバ能ハズ

要スルニ療養所内ノ犯罪ハ必然的ニ浮浪癩ヲ生ズルヲ以テ、所内ノ秩序ヲ維持スルト共ニ、浮浪癩ヲ根絶セシガ為ニハ、是等悪性患者ノ收容ノ為ニ特殊ナル施設ヲ要スルコト、ナルナリ

以下ハ本園ニ於ケル悪性患者ノ数例デアル

〔後略〕

四六二 懲戒検束者の調査

(愛生園蔵「懲戒檢束権関係書」昭和18年)

自昭和十八年一月一日
至昭和廿五年二月末日

在園患者懲戒檢束調印

(昭和廿五年三月十五日現在)

[illegible][illegible]

一八・一〇・二七	Y・T	一八・一〇・一四	園則違反 (無断外出の上 光明園芝居見物)	七日謹慎	
一八・一〇・二七	K・S	一八・一〇・一四	園則違反 (無断外出の上 光明園芝居見物)	七日謹慎	
一八・一〇・二五	M・K	一八・一〇・一一	逃走	五日監禁	
〃 〃 〃	Y・T	一八・一〇・一九	逃走	〃 〃 〃	
一八・一〇・二五	M・T	一八・一〇・一九	逃走	廿日監禁	
一八・一〇・二	K・I	一八・一〇・一	野荒し窃盗	十日監禁	
一八・九・一六	K・T	一八・九・一一	逃走	二日監禁	
一八・九・一	M・M	一七・一一・五	逃走	五日監禁	
一八・八・一八	F・M	一八・八・四	逃走	五日監禁	
一八・八・一一	U・K	一八・八・一一	野荒し窃盗 強姦未遂等	十五日監禁	
一八・八・七	T・M	一八・八・七	官林盗伐	処分内容不明	きんしん
一八・八・六	S・M	一八・七・一〇	逃走	廿日監禁	
〃 〃 〃	O・K	〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃	
一八・七・二三	H・T	一八・三・八	逃走	五日監禁	
一八・七・二一	A・K	一八・七・一五頃	野荒し窃盗	五日監禁	
一八・七・一七	I・U	一八・二・一六	逃走	七日監禁	
一八・七・一六	I・K	一八・七・一六	官材不正使用	三日監禁	
一八・七・五	T・K	一八・七・三	野荒し窃盗	十日監禁	

〔昭和一九年度以降略〕

一八・一二・二一	M・T	一八・一一・二二	逃走	五日監禁	
一八・一二・三	U・T	一八・一一・一二	逃走	三日監禁	
一八・一二・一	O・H	一八・一一・三〇	逃走幫助	二十日監禁	
一八・一二・二九	T・Y	二五・八・中一八・二・中	園則違反 按摩営業	十日監禁	
一八・一二・二五	A・S	一八・一一・二四	物品不正売買	十日監禁	
一八・一一・四	M・M	一八・六・二九	逃走	十日監禁	
〃	M・S	〃	〃	〃	
〃	T・H	〃	〃	〃	
〃	N・T	〃	〃	〃	
〃	M・O	〃	〃	〃	
〃	A・A	〃	〃	〃	
〃	Y・S	〃	〃	〃	
〃	O・Y	〃	〃	〃	
〃	M・K	〃	〃	〃	
〃	H・I	〃	〃	〃	
〃	O・M	〃	〃	〃	
〃	I・H	〃	〃	〃	
〃	A・S	〃	〃	〃	

四六三 書籍密送の処分

(愛生園蔵「入園者進退関係綴」昭和11年)

昭和十一年一月二十日

園長[㊟] 庶務課長[㊟] 医務課長[㊟] 主任[㊟]

入園者始末書二関スル件

入園者N・B、一時帰省中旅先ヨリ禁制品トランプ一組、月干誌解放(解放社出版)、佐野学著プロレタリア日本歴史^{〔刊〕}(白揚社出版)、山本宣治著現代ノ両性問題ノ三件ヲ、看護婦山地鶴子ヲ介シ入園者H・Kニ手交セント小包便ニテ送付セルヲ以テ、同人ノ非ヲ糾シ訓戒セルニ、自己ノ全ク輕挙ナルヲ悔悟セルニ依リ、特ニ始末書ヲ提出セシメ、今後絶対ニ斯ル悪性行為ヲ再犯セザル様留意セシメ次第有之、右始末書別紙ノ通供覧候也

始末書

N・B

一、プロレタリア日本歴史

一、社会主義童話読本

一、現代両性諸問題

右記ノ書籍密送ノ事誠ニ遺憾ト存ジマス、今後ハ絶対ニ致サ

ザル事ヲ御誓ヒ致シマス、山地鶴子様ヲ介シテ送付ノ儀誠ニ遺憾ト存ジマス

右

昭和十一年一月廿日

N・B[㊟]

宮川量殿

四六四 野菜窃盗の処分

(愛生園蔵「入園者進退関係綴」昭和11年)

昭和十一年二月十日

園長[㊟] 庶務課長[㊟] 主任[㊟]

入園者始末書二関スル件

入園者M・Tハ、二月八日新良田農区ニ於テ葱三疋ヲ盗取セルヲ以テ、別紙報告書ノ如ク同人ノ非ヲ糾シ訓戒セルニ、悔悟ノ状顯著ナルヲ以テ、特ニ始末書ヲ提出セシメ、今後絶対ニ悪性行為ニ耽溺セシメザル様留意セシメタリ
依ッテ右始末書並報告書供覧候也

.....

昭和十一年二月十日

Y・K[㊟]

報告書

鳴舎第二号 M・T 儀

右ノ者、作業勤務中ニモ不拘ズ、二月八日午前十時頃、新良

田ニ至リ葱約三疋ヲ盗取シ、厚司ノ中ニ隠シ舍ニ持チ帰ヘレ
リ

依テMヲ分館ニ招致シ、其ノ誤レル二重ノ行為ニ対シ嚴重訓
戒ノ上、別紙始末書一通ヲ取り将来ヲ戒メタリ
右報告ス

.....

此の度私義、ネギむだんにて取り、申はけなく御申わけのた
め、右ノ事わび申し候

二月八日

M・T

四六五 炭火不始末による出火の処分

(愛生園蔵「入園者進退関係綴」昭和11年)

昭和十一年十一月二十七日

園長〔自署〕庶務課長〔印〕 医務課長〔印〕 主任〔印〕

入園者懲戒処分ニ関スル件

二十七日午前九時四十分頃、炭火不始末ノ為莫哀寮ヨリ出火
セシメン件ニ付、左記ノ通り処分相成可然哉

記

譴責

Y・K

同 M・K

同 U・O

同 T・R

同 H・T

.....

昭和十一年十一月二十七日

園長〔印〕 庶務課長〔印〕 主任〔印〕

莫哀寮火災ニ関スル報告書

二十七日午前九時四十分頃、莫哀寮勝手ヨリ発火セリ、幸日
中ノ事ニテ附近ニ作業中ノ入園者ノ注意スルトコロトナリ、
十時過室内雑作及天井ヲ焼キタルマ、ニテ消火セリ、ソノ原
因ソノ後ノ処置左ノ如シ

イ、莫哀寮居住人 一号 Y・K M・K

五名 二号 U・O T・R H・T

ロ、原因 午前八時頃朝食ヲ終リタルタメ、Y・K

ハ一号火鉢ニ燃残リノ炭火ヲ勿体ナシトテ水ヲ掛

ケ消、勝手ニアリシ炭入(木製)ニ投入レリ、

ソノ炭火ハ充分ニ消サレ居ラザリシ為、シバラク

後発火シ障子・襖ニ燃移レル如シ

ハ、損害 約八十円ノ見込

二、居住者五名ニ対シテハ、不始末ノ件ニ付充分戒告セリ

ホ、全入園者ニ対シテハ、ラヂオヲ通シ火氣ニ注意スルヤウ放送セリ

以上

四六六 暴力行為の処分

(愛生園蔵「懲戒検束関係書」昭和14年)

昭和十四年八月十二日起案

園長(印) 庶務課長(印) 医務課長〔自署〕主任(印)

患者懲戒処分ニ関スル件

標記ノ件、左記事由ニ依リ左ノ通宣告シ、処分相成可然哉

大宣都寮居住 S・I

譴責

(事由)

患者S・Iガ神経痛ニ対スル注射方ヲ依頼セシニ、依頼ヲ受ケタル重成看護婦ハ、予テヨリSガ常ニ無理ノ要求ヲスルコトヲ知り居リ、且ツ医師ヨリ何等指示ナキ為、相手トセズ内科室ノ整理ヲ為シツ、アリシガ、此ノ時Sハ机上ニ置キシ注射器ヲ取上ゲ自分デ注射スルコトヲ放言ス、故ニ重成看護婦

ハ直ニ注射器ヲ取戻シ元ノ位置ニ置キタル上、外科控室ニ至リテ川上看護婦ニ此ノ由ヲ伝ヘント内科室ヲ出デタルニ、Sハ高声ヲ張上ゲテ襲ヒカ、リ、重成看護婦ノ右腕ヲ殴打ス、其ノ為重成看護婦ハ恐怖ノ余リ消毒場内ニ逃ゲ来リ、続イテ襲ヒ来リタルSハ偶々居合セタル吉川消毒士ニ制止サレタルモノナリ、本件ニ関スルSノ陳述ハ別紙口頭録取書ノ通ニシテ、右ノ行為ハ規程第四条第二号ニ該当シ、減食若ハ監禁ニ処シ、又ハ之ヲ併科スベキ罪質ナリ

然ルニSハ平常ノ行為必ズシモ悪カラズ、尚今回ノ行為ニ付テハ自己ノ非ヲ悟リ、再三ニ亘リテ謝罪スル等改悛ノ情極メテ顕著ナルヲ以テ、規程第八条ヲ適用シ懲戒ヲ減輕シテ前記ノ通処分セムトス

口頭録取書

一、問 君ノ年齢・氏名・入園年月日如何。

一、答 私ハ二年程前ノ十一月頃入園シマシタS・Iデ、大

宣都寮ニ居リマス。三十九年二月二十五日生、三十四歳デアリマス。

一、問 君ハ看護婦ヲ追駆ケタト言フガ事実カ。

一、答 私ハ注射ヲオ願ヒシマシタガ、幾ラ頼ンデモシテ具

レマセン。シカモ私ヨリ後カラ来タ人ニハシテヤリ、私ニダケシテ呉レナイデ、何時モ私ニダケ不親切デ、今日モ私ノ痛イト言フノハ嘘ダト重成サン言ツタノデ、癩ニ障リマシタカラ、自分デ注射スルト言ツテ注射器ヲ引寄せタ処、重成サンガ取返シテ駆ケ出シタノデ、何が何ダカ判ラズ無茶苦茶ニ癩ニ障ツテ追駆ケマシタ。

一、問 追駆ケテ何ウスル心算デアッタカ。

一、答 別ニ何ウスルスウルト言フ氣持モナカッタガ、唯追駆ケタ丈ケデス。

一、問 何処カラ何処マデ追駆ケタカ。

一、答 内科カラ消毒場マデ追駆ケマシタ。

一、問 消毒場ノ吉川消毒士ニ制止サレタト言フガ事実カ。

一、答 事実デス。

一、問 其際君ハドンナ氣持デアッタカ。

一、答 追駆ケタノハ惡ヒト思ヒマシタ。

一、問 看護婦ハ医官ノ命ヲ受ケテ凡テ君達ノ治療ヲシテ居ル。其看護婦ヲ恐喝シテ注射ヲ強要スルノハ甚ダ不都合ノ至デアル。只今ノ君ノ心境ハ如何。

一、答 寔ニ相済マヌ事ヲ致シマシタ。何分御寛大ニ御取計

ヒヲ御願ヒ致シマス。只今ヨリ治療室ニ行ツテ重成サンニモ謝リマスカラ御勘弁ヲ願ヒマス。

一、取調中徐々ト自己ノ行為ノ非ナリシヲ悟リ、改悛ノ情ヲ顯シツ、アル様子ニ見受ケタリ。

右口頭ヲ録取シ読ミ聴カセタル処、相違ナキ旨ヲ申立テタルヲ以テ署名セシム

昭和十四年八月九日

陳述人 S・I〔拇印〕

聴取人 喜多尾禎二〔印〕

同 岡崎幸助〔印〕

四六七 藥品密送の処分

（愛生園蔵「懲戒檢束関係書」昭和14年）

昭和十四年八月十二日起案

8月14日施行

園長〔印〕 庶務課長〔印〕 医務課長〔印〕 主任〔印〕

患者懲戒処分ニ関スル件

標記ノ件、左記事由ニ依リ左ノ通宣告シ、処分相成可然哉

鵜舎居住 M・N

譴責

（事由）

本園ノ入園者ニ対シテハ、本園ヨリ配給スル薬品以外ノ薬品ノ使用ヲ禁ジ居ルコトハ全入園者ニ知ラシメ、若シ入園ノ際持参シタルトキ、又ハ小包若ハ小荷物ニ依リ送品シ来リタルトキ発見シタル薬品ハ、之ヲ没収スルヲ例トス

然ルニ、患者M・Nハ今回吸出膏及栄養剤「イースト」ノ送付ヲ受ケ、開包ノ際此等薬品ノ提出方ヲ命ジタルニ、「イースト」ハ其ノ儘奪取シテ逃ゲ去リタルモノニシテ、委細ハ報告書及口頭録取書記載ノ通ナリ、右ノ行為ハ実ニ規程第三条第三号ニ該当シ、謹慎若ハ減食ニ処シ又ハ之ヲ併科スベキモノトス、尚本人ハ日常職員ニ対スル態度傲慢ニシテ、今回ノ取調ニ当リテモ其ノ態度極メテ宜シカラズ、何等謹慎ノ状ナク情状憫諒スベキモノ無シ、然レ共規程該当ノ行為ハ本人ニトリ最初ノコトニ有之、年齢若キ者ナルニ付今回ニ限り十分ナル戒告ヲ与ヘ、将来再ビ本件ノ如キ事件ヲツクルコトナキヤウ前記ノ処分ヲ致度

〔朱書〕

〔備考〕

〔本件ニ限り特ニ園長ヨリ直接譴責スルコト、致度〕

報告書

昭和十四年八月九日十時三十分、鵠舎M・Nハ郵便物（普通

小包）受取りノ為来館シタルヲ以テ直ニ引渡シセシニ、本人開包ノ結果、薬品ラシキモノニ、三発見シタル為メ「薬品ハ禁制品ニシテ治療室受付ニ廻送シ置ク故、同受付ニテ旨示ニ従フ可キ旨」申聞カシタルニ、彼ハ薬品ニ非ズ、煙草ナリト否定シ、立会中ノ小包ヲ奪取シ、分館員ノ制止モ聞カズ逃走スル如クニシテ持チ帰りタルモノナリ 以上

昭和十四年八月九日

指導員 三原治之

長島愛生園長光田健輔殿

〔後略〕

四六八 葡萄酒密造の処分

（愛生園蔵「懲戒検束関係書」昭和16年）

昭和十六年二月十九日

園長〔印〕 庶務課長〔印〕 主任〔印〕

患者懲戒ニ関スル件

喜多尾指導員報告ニ係ル左記入園者ハ、自己ノ手製ニ為リタル葡萄酒ヲ他ニ売却セントシタル行為ハ、所内ノ安寧秩序ヲ害セムトスル処有之二付、譴責処分相成可然哉

記

K・S

ノ良策ナシ

報告書

雉不自由舎 K・S

当五十四年

四六九 食料配分をめぐる処分

(愛生園蔵「懲戒検束関係書」昭和15年)

昭和十五年七月二十二日起案 要再回

七月二十三日施行

園長^印 庶務課長^印 医務課長 主任^印

入園者懲戒処分ニ関スル件

標記ノ件ニ関シ左記ノ通宣告処分相成可然哉

記

謹慎拾日

M・S

一、昭和十二年五月滋賀県ヨリ入園
一、右之者、数日前ヨリ精酒^{〔清〕}壺升壇詰ヲ、販売ノ目的ニテ買手ヲ探シ居ル由探知シ、之レガ内査ヲ遂ゲタル処、左ノ犯罪事実ヲ発覚シタリ

一、桂誠寮ノ入園者中ニテ本月十五、六日頃、精酒^{〔清〕}壺壇ヲ弍円位ニテ買取り居ル由ニ付キ嚴重取調べタル処

一、桂誠寮二号室T・Tガ買入ノ約束ノミニテ未ダ取引ヲナシ居ラズ、現品ハ全ク精酒^{〔清〕}ニアラズシテ園内手製ノ葡萄酒ナルコト判明シタリ、依リテ現品ハ証拠品トシテ壺升壇入八合余リヲ押収シタリ

昭和十六年二月十八日 指導員 喜多尾禎二^印

愛生園長

光田健輔殿

他ニモ販売者アル見込ミナルガ、斯力^{〔ママ〕}、ル不正行為ヲ根絶セント欲セバ、葡萄ノ収穫期ニ売店ノ取引ヲ中止スルノ外取締

懲戒検束規程第四条第二号該当者トシテ、嚴罰ヲ以テ臨ムヲ可トスヘキモ、特ニ同第八条ニ拠リ頭書ノ通処断スルヲ至当ト認ム。

口頭録取書

昭和十五年七月二十二日

M・S

右者ニ対シ、暴行事件ニツキ犯罪事実ヲ聴取シタル要領、左ノ如シ

一、問 其方、氏名年令、入園年月日や舎籍如何

一、答 女医寮

M・S

明治三十八年生

昭和八年七月二十二日 鳥取県ヨリ入園シマシタ

一、問 其方嘗テ処罰ヲ受ケタル事ナキヤ

一、答 アリマセン

一、問 其方自助会食糧部長ヲ何期勤メタカ

一、答 昭和十三年一月ヨリ三期勤メマシテ、現在モ勤メテ

居マス

一、問 其方竹本司厨士ト別懇ナリヤ如何

一、答 左様デアリマス、食糧部長、司厨士ノ干係上別懇デ

アリマス

一、問 其方之迄竹本司厨士ト、職ム上又ハ私事上ニ就テ何

カ口論セシコトナキヤ如何

一、答 有リマセン、竹本司厨士ハ温順ナ人デアリマシテ、

彼之申シタ事ハ有リマセン、又私ニ対シ怨恨ナド持ツ人デハ有リマセン

一、問 其方七月六日午前七時頃、炊事場職員ノ休憩所前ノ

味噌樽ノ蓋ヲ開ケテ居ルノヲ発見セラレ、「勝手次第ニ開ケテハイケヌ」ト注意ヲサレタカ如何ニ

一、答 注意ヲサレマシタ

一、問 引続イテ横山司厨士ニ味噌ヲ呉レイト申シマシタラ、

味噌ガ入ルナラ入ルト云ヘ、云ヘバヤルカラ勝手ナ事ヲスルデ無イト注意サレタカ

一、答 注意サレタノハ覚エテ居リマセンガ、味噌ハ茶碗ニ

一杯貰ヒマシタ

一、問 其方何ノ為メニ味噌ヲ必要トシタノカ

一、答 早朝作業デ豚ヲ殺シニ行キマシタガ、配食後デ味噌

汁ガナイカラ代用ニスル為ニ貰ヒマシタ

一、問 竹本司厨士ノ申立ニ依ルト、七月六日朝食ノ配食ヲ

終ヘ、昼食準備トシテ患者ノ地域東南隅乃チ洗米器ノ備付シテアル所デ、無断デ味噌等掴ミ出スハ不都

合デハ無イカト注意サレタルヲ立腹シ、二米ノ距離

ヨリ持合セノ味噌ヲ頭部ヘ投付ケタカ如何ニ

一、答 患者区域内ノ食糧品ハ、保管ノ責任ハ当方ニ許サレ

テ居ルト申シマシタラ、竹本司厨士ハ何ヲ云フカト
味噌ヲ其場ニ置ケ馬鹿ト云ヒナガラ私ノ方ヘ進ンデ
来マシタカラ、左手ニ持ッテ居ッタ味噌ヲ奪ヒ取ラ
〔ル欠〕
レト直感シマシタカラ、右手デ味噌ハ入ラント云ヒ
投ゲ付ケマシタ

一、問 其方、例え味噌ニモセヨ、公務中職員ニ投付ケル暴
行スル等、心得違ヒトハ思ハヌカ如何

一、答 全ク責任ヲ感シマシタカラ、七月十三日辞表ヲ委員
長手許マデ差出シマシタ

一、問 竹本司厨士ノ始末書ヲ見ルニ、喧嘩ナラ来イ死ヌル
ノハ何デモナイト暴言ヲ吐イタカ如何

一、答 興奮シテ居タカラ遂ヒ云ツタカモ分リマセン

一、問 其外ニ申立ハ無イカ

一、答 前ニ発見セラレタトアリマスガ、竹本司厨士ニ味噌
ヲ少シ呉レト云ヒマシタラ無イト云ワレマシタカ
ラ、無断ト云フ訳デハ無イ様ニ思ワレマス

私ノ為シタ行為ハ全ク責任ヲ感シテ居ルモノデアリ
マスカラ、何分御寛大ノ御処置ニ才願ヒ致シマス

右読聴カセタルニ、本文承認シタルヲ以テ署名捺印セシメタ

リ

昭和十五年七月二十二日 陳述人 M・S

録取人 喜多尾禎二[㊞]

………
始末書

私儀

昭和十五年七月六日午前七時頃、炊事作業中ニ食糧部長Mガ
来リ、無断ニ味噌樽ノ蓋ヲ取り味噌ヲ持出サントシテ居リマ
シタカラ、松本浄信、横山毅ガ無断デ蓋ヲ取テハイケナイト
注意シ、少量ノ味噌ヲ茶碗ニ一杯与ヘマ^{〔シカ〕}タ、然ルニ少量ノ
味噌クライガナンデスカ、食糧ハ我々ノ物デアルト申シマシ
タカラ、私シガ馬鹿ヲ申スナ食糧ハ我々職員ニ依頼サレテ居
ル物ナレバ、君等ノ自由ニハサセヌト申シマシタラ、前ニア
タエタ^{〔朱線〕}□糧ノ味噌ヲツカミ私ノ頭部ニ投ツケ「ケンカ」ナラ
コイ死ヌルノハナンデモナイト悪口ヲ云イナガラ帰リマシタ

昭和十五年七月十一日 司厨士 竹本 勇[㊞]

愛生園長 光田健輔殿

………

嘆願書

今般前食糧部長M・Sニ対シ、謹慎十日ノ御申渡有之候テヨ
リ、爾来本人ニ於テハ衷心ヨリ誠心誠意反省之努メ、謹慎之

情真ニ心肝ニ徹シ、自舎ニ^{〔蟄〕}室居致シ居ル現状ニ候ヘバ、何卒
 同人ノ三年有余ノ長期ニ互リ入園者代表トシテ、最モ煩雜ナ
 ル食糧部長トシテ労苦ヲ厭ハザリシ努力トヲ御照合被下、何
 分之減刑之御沙汰請ヒ願度、茲ニ嘆願申上候

昭和十五年七月二十六日

常務委員 O・Y^{〔印〕}

同 K・M^{〔印〕}

同 I・K^{〔印〕}

同 M・H^{〔印〕}

同 K・K^{〔印〕}

常務副委員長 H・M^{〔印〕}

常務委員長 T・H^{〔印〕}

園長〔自署〕 庶務課長^{〔印〕} 主任^{〔印〕}

〔朱書〕
 「宣告十日、七月二十三日―八月一日

事実ニ付調査候処、改悛顯著ニ有之候条、減刑相成可然哉」

愛生園長

光田健輔殿

四七〇 演奏会妨害の処分

（愛生園蔵「患者記録関係（ライ部落調書）」昭和10年）

昭和十年八月十日

〔朱書〕
 「人事雑件」

園長 庶務課長 医務課長 主任^{〔印〕}

〔朱書〕
 「廃棄」 入園者懲戒処分ニ関スル件

七月二十五日愛生音楽団第三回演奏会举行ニ当リ、夫レニ前
 後シテ、本演奏会ニ慰安会ヨリ多額ノ経費ヲ支弁シ居レリト
 ノデマヲ飛バスモノアリ、之ニヨリテ刺激サレタル一部不平
 分子ハ、舎長会ニ於ル要求事項ガ殆ンド否決サル、今日、カ
 クノ如キモノニ多額ノ経費ヲ投ズルトハ何事ゾヤ、或ハ盆踊
 リノ音頭方ニ給与スル副食物増給ノ要求ヲ却下シタルニ、音
 楽会ニ対シ極メテ多額ノ援助ヲナストハ何事ゾヤ等ノ言説ヲ
 ナシ、遂ニ音楽演奏会ニ対シ積極的妨害ヲ企テ、一団ヲナシ
 テ盛ナル弥次ヲ飛バシ喧噪^{〔噪〕}ヲ極メタルニ、雑用倉庫裏ヨリ発
 火シタル為遂ニ中止スルノ已ムナキニ至リ、続イテ七月二十
 八日再会^{〔開〕}シタルニソノ妨害ハ益々盛ニシテ、其ノ主要人物ハ
 O・K、S・S、M・I等ナリ、宮川書記ハM・Iニ対シ注
 意ヲ与ヘタルニ、忽チ立チ上リ暴言ヲ吐キ、職員ノ制止ニ聴
 カズ音楽会ノ非ヲ鳴ラシ「首ヲ洗ッテ待ッテ居ロ！」ト叫ビ

タルモ、青年団員ノ制止ニヨリ、辛ウジテ鎮マリタルモノナ
リ

依ッテ左記ノ通懲戒処分相成可然哉

記

M・I

監禁

.....

昭和十年八月二十四日

琴平警察署長

香川県警察部長殿

癩患者身上調査ニ関スル件

本籍 大阪市住吉区□□番地

戸主 通称「S・W」

M・I

明治四十二年二月十五日生

本月二十二日付衛秘第二号ヲ以テ、御指揮ニ係ル右ノ者ニ対
スル首題ノ件、左記ノ通りニ付此段及報告候

左記

一、本人香川県下ニ於ケル浮浪状態 概要

本人ハ仲多度郡四条村祓川堤防上ニ「テント」ヲ張りテ住

所トシ、其処ヨリ金刀比羅宮・真言宗大本山善通寺・三豊
郡大見村弥谷寺及綾歌郡松山村白峯神社、其ノ他県下ニ於
ケル賽客ノ相当多キ神社仏閣、其他人出ノ多キ場所ニ同種
患者五人十人ト一団トナリ、転々乞食生活ヲナシ居リタル
モノ

一、本人 性格

本人ハ其性強情陰険ニシテ猜疑心深ク、他人ノ善意アル親
切ナル取扱ニ対シテモ、悪意ニ解スガ如ク全く道義心無ク、
多少自暴自棄トナリ居リタルモノ

一、特ニ犯罪ト見做スベキ行為 有無

特ニ犯罪ト見做スベキ行為ナキモ、同人等ハ前記如ク神社
仏閣其ノ他賽客ノ集合スル場所ニ立寄ルヲ以テ、若シ本人
等ニ対シ立退ヲ命ズレバ、肯ゼザルノミカ暴言ヲ吐キ、且
脅迫的言語ヲ以テ金銭等ヲ強要スルモノ、如シ

一、其ノ他参考事項

ナシ

四七一 給食への不満による暴力行為の処分

(愛生園蔵「懲戒検束関係書」昭和16年)

昭和十六年十二月十六日起案

園長^① 庶務課長^② 医務課長^③ 主任^④

入園者懲戒処分ニ関スル件

標記ノ件ニ関シ、左記事由ニヨリ左ノ通告シ、処分相成可
然哉

記

監禁八日 自昭和十六年十二月十五日
至 十二月二十二日

N・S

(事由)

別紙喜多尾指導員ヨリ報告書ノ通、配食問題ニ関シ職員ニ暴
言ニテ罵リタルモノニシテ、患者懲戒検束規程第四条第一項
ニ該当スルモノト思料セラル、ニ依リ、前記ヲ宣告シ処分ス
ルヲ至当ト認メラル

報告書

一、昭和十六年十月二日入園朝鮮

N・S

大正六年十月生

一、右之者ニ対スル犯罪事実調査報告スル、左ノ如シ

一、昭和十六年十二月十四日午后四時、夕食時間ナルヲ以テ
全入園者ニ対シ配食ヲ終ヘタリ、夕食献立ハ大根卸ニ「メ

ザシ」二匹ナリシガ、数量ニ違算ヲ生シ、献立通り配食出
来ザル為、或一部ノ舍ニ対シテハ代用品ヲ配食シタリ、然
ルニ松本寮ニハ大根卸ニ「メザシ」ノ代用品トシテ塩昆布
ヲ配食シタル処、同舍上三号N・Sハ罵声ヲ連呼、炊事場
入口ノ戸ヲ蹴リ進入シ来リ、宮本・田淵・梶原三司厨士ガ
居合タルニ対シ、斯様ナ物ガ喰ベラレルカト言フヤ、場内
中央ニ備付ケアル俎板ノ上ニ飯盒ヲ投ゲ打チ、自分ハ社会
デ運転手ヲシタ事モアル、命モ監房モ厭フモノニアラズ、
喧嘩ナラ来イト、腕ヲ卷クリ上ゲ、既ニ司厨士ニ対シ暴行
ヲ加ヘント気構ヲナシタルヲ以テ、話ガアレバ分館デヤレ
ト諭シタル上、分館ニ連行シ、当夜ノ宿直員横山書記ニ対
シ前後ノ状況ヲ上申シタリ、然ルニN・Sハ横山書記ノ面
前ニテ職員ヲ罵リ、是カラ先ヲ能ク見テ居レナド脅シ文句
ヲ並ベタル後立ち去リタリト云フ、以上犯罪事実。

右行為ハ団体生活上由々シキ問題ニシテ、看過スベカラザル
思想犯ニテ、コノマ、放置センカ種々ノ悪害ヲ増長スルノ虞
アリ、此ノ弊習ヲ矯正スルニハ監禁処分ニ付スルノ外途ナキ
モノト思料ス、此段及報告候也。

昭和十六年十二月十五日

指導員 喜多尾禎二^①

指導員補 中山睦男印

愛生園長 光田健輔殿

四七二 酒の販売と購入の処分

(愛生園蔵「入園者進退関係綴」昭和11年)

昭和十一年三月五日

園長〔自署〕庶務課長印 医務課長〔自署〕主任〔自署〕

入園者懲戒処分ニ関スル件

入園者A・Mハ、予テヨリ職員Y・U、I・Hト結託シ、酒ヲ密ニ購入セシ事実発覚セリ

依ツテ左記ノ通り懲戒処分相成可然哉

記

監禁 一日 A・M

.....

昭和十一年三月五日

A・M 酒二十本分配内訳

舎名	分配氏名	分配本数	予約代金	備考
白鳥四	K・F	一	一、五〇	但シAヨリ直接六本分配サレ内五本ヲF・Eニ渡ス

同三	F・E	一	一、五〇	内二本ハS・M、他二本ハH・Sニ渡ス一本ノ内約三合飲ミタリ
雲雀一	S・M	二	三、〇〇	F・Eヨリ分配サル一本ノ内約二合飲ミタリ
鶴鴒二	H・S	二	三、〇〇	F・Eヨリ分配サル
第四千代田	I・T	二	三、三〇	Aヨリ直接
第二飾磨	K・K	二	三、〇〇	Aヨリ直接 K・S氏同居者
鳩二	F・S	一	一、五五	但シ代金Aニ払済 尚二月十三日モAヨリ一本(一円五〇)買入
塌翠四	O・J	一	一、六〇	代金Aニ支払済 約一合飲ミタリ
未分配ノモノ		八		但シ一本破損 他七本ハ鴉舎三号裏ニ隠シアリタリ

.....

二月二十七日頃、現金二十四円ヲ炊事場I司厨士ニ渡し、清酒二十本(一升瓶ノモノ)購入方ヲ依頼セシニ、三月二日早朝、炊事場倉庫ニ着品セリトノ報I司厨士ヨリアリタリ、依ツテ購入希望者ヲ物色セシニ、K・F外五名アリシヲ以テ、五日午前五時、I氏ヨリ魚入箱二個ニ詰メラレシ正宗印清酒二十本ヲ受取り、塗工部倉庫裏ニ魚入箱ヨリ取出シ隠シ替へ、箱ハソノマ、倉庫裏ニ他ノ古箱ト共ニ積置キタリ。

五日午後六時頃ヨリK氏外五名ヲ一人ヅツ伴レ来リ分配、残
八本ハ鷗舎三号室裏木炭俵・空箱等ノ間ニ隠蔽シ置キタリ、
尚ソノ移シ替ヘノ時一本ヲ破損セリ（破損ハ偽リニシテ飲ミ
シモノト推定サル）

.....

昭和十一年三月六日

指導員 山下弥寿雄[㊞]

報告書

千鳥舎三号室K・Yハ、本年二月十三日A・Mヨリ清酒二升
（二升代金壹円五十銭）ニテ買受ケタル由自白シタリ
木星一号室附添F・Kハ、禁酒励行ニ付絶対Aヨリハ勿論、
外ノ者ヨリモ入手セシコトナシト言明ナシタリ。 以上

.....

報告

指導員 喜多尾禎二[㊞]

M・S金券引換ニ干スル件^{〔関〕}

一 本月四日A・Mハ、M・Sニ対シ、通貨ト園内金券ト引
換呉レル様相談ナシタルタメ、Mハ所持金中ヨリ拾円札
一枚ト交換ナシタリ

二 尚、本年一月中旬、同人ハ同様ノ方法ニテ所持金中ヨリ

同シク拾円札一枚ヲ交換ナシタリ

三 右二回現金引換ニ付キ、其ノ出所ヲ嚴重取調べタルニ、
昨年二十円ヅ、二回小包ニテ郵送シタルヲ所持シ居リタ
ルモノニシテ、他ハ全部消費シ引換ノ拾円ノミ保管シ居
リタルコト判明シタリ

.....

昭和十一年三月六日

今谷雇[㊞]

退園者護送ニ関スル報告書

昭和十一年三月五日、入園者A・Mハ酒密買ノ科ニ依リ退園
ト決定、翌六日午前一時二十分、糴川看護士・今谷雇之ヲ警
護、船越ヲ発シ、同日午前六時相生港ニ着、同六時三十分那
波駅手前六時四十五分同駅発京都駅着上り列車品川駅迄ノ乗
車券ヲ買与投乗発車ヲ見届、同日午前十一時帰庁候条及報告
候也

.....

昭和十一年三月九日

園長〔自署〕 庶務課長[㊞] 主任[㊞]

入園者始末書ニ関スル件

三月五日、譴責セラレタル入園者ヨリ、別紙ノ通り始末書ヲ

徴シ、今後ヲ誓ハシメタリ、一応供覧候也

御詫

私儀

今般ノ不注意ニ対シテハ何共申シ訳無之候
以後決シテ斯ル事ノ無キ様注意仕ル可ク候間、今回ノ事ハ何
卒御許シ下サレ度ク御願ニ及候也

昭和十一年三月六日

I・T

園長殿

始末書

昨夕方A君が見られ、酒を二本買ってくれと申されまして、
私としては酒は一合程しかのめないで買れないと申します
と、A君は申しますのに他で取ってくれる処がないので頼む
からと申され、それで私は他に良い処を見つけてまして売って
やるから置いてゆけと申しまして、禁止物料にもかゝわらず
引受まして、誠に始末のいたす処は有りません
とうぞ角別格の思召をもって許を願ひたう御座居ます
謹で御詫び申上ます

昭和十一年三月吉日

K・K

愛生園 光田園長殿

謝罪状

私儀、A・Mニ昭和十一年一月中旬ニ、金参円貸与致居り候
処、其後請求致タルニ其替リニ酒ヲ取テ呉ヨト申サレ、自分
モ好メル物故ソレデ宜敷ト申、本年二月中旬ニ一升瓶詰式本
受取候為、何共申訳無之謝罪仕候、今後ハ決シテ不都合ノ行
為ハ致間敷候ニ付、今回丈ケハ御同情ヲ以テ特御許被下度、
此段謹デ奉願候也

昭和十一年三月六日

K・Y

愛生園長

光田健輔殿

しまつしよ

小生このたびさけをかいまして、まことにすみませんでした、
いごつ、しみますから、このたびはおゆるしくださいませ

昭和十一年三月十日

F・J

光田健輔殿

昭和十一年三月五日

園長〔自署〕 庶務課長⑨ 医務課長⑨ 主任⑨

入園者譴責処分ニ関スル件

左記ノ者ハ、三月五日又ソレ以前、A・Mヨリ酒ヲ讓受ケタル事発覚セリ、仍ツテ譴責処分相成可然哉

記

譴責処分

同	I・T
同	K・F
同	F・E
同	S・M
同	H・S
同	K・K
同	F・J
同	O・J
同	K・Y

四七三 魚釣による処分

〔愛生園蔵「懲戒検束関係書」昭和15年〕

起案昭和十五年八月二日

〔朱書〕
「要再回」

施行八月十九日

園長⑨ 庶務課長⑨ 医務課長⑨ 主任⑨

鰯釣違反ニ関スル件

左記ノ者、別紙喜多尾指導員報告書ノ通、禁止事項タル魚釣ヲ敢テ為シ、又ハ恒ニ職員ノ指揮命令ニ服従セス、加之養鶏・養豚ノ重要資料タル残飯ヲ窃ニ持去リ、常習的ニ其ノ行為ヲ続行シタル回数ハ、尠クトモ十指ニ余ルモノト思料セラレ、此ノ推定量四斗樽八個分ニ相当ス、如斯屢次ニ涉リ慣行セラル、ニ於テハ、前記自助会ノ重要生産部門ハ危殆ニ瀕スルヲ保シ難ク被認ニ付、懲戒検束規程第四条第三号該当者トシテ、左ノ通処分相成可然哉

記

監禁 主十田

〃 三十日

〔朱書〕
「備考」

〔朱書〕
「退園八月十九日」 T・K
〔朱書〕
「自八月十九日」 H・K

一、Tハ昭和十一年八月ノ騷擾当時ノ暴力犯者

一、Hト共ニ残飯ヲ使用シテ鰯釣ヲ為シ

一、発覚シタルトキ誓約書ヲ提出シテ将来ヲ肅ム旨申述ヘシモノナリ

.....

報告書

昭和十五年八月一日

愛生園長 光田健輔殿

指導員 喜多尾禎二^(印)

窃盗犯 T・K

〃 H・K

一、右之者ニ対シ、窃盗事件ニ付キ其経過ヲ報告スル要領左
ニ

一、残飯撒餌釣ハ歴年ノ問題ニシテ、園内ニテハ尤モ此ノ取締ヲ重視シ居ルコト茲三、四年間ノ問題ニシテ、来ル夏季毎ニ園内心アルモノ又取締ノ任ニアル分館員モ、尤モ痛憤ニ堪ヘザル処ニシテ、歴年委員会ヲ督励シテ此種違反者ノ一掃ヲ期^(企)図、或ハ交替徹闇ニ現場ト覚シキ海辺ノ叢中ニ不眠ノ監視ヲ行ヒ、或ハ各舎残量ノ調査等慎重肅途ヲ講ジツ、今日ニ至レリ

一、特ニ昨年来ノ節米運動ト一般餌料ノ暴騰トニ依リ、養豚・養鶏ノ経営上困難日ヲ追フテ益々窮迫、入園者ノ危局ニ直面スルニ至ラントスル氣配アリ、此ノ機会ニ於テ彼等ガ密漁ヲ敢テ行ハンナド、斯ノ如キ不良者アルコトハ寒心ニ堪ヘザリシ処ナリ、右両名ハ幾回注意スルモ反省ノ色更ニ見ヘズ、最後ノ手段トシテ善良ナル患者ノ一本釣サヘ嚴禁スルニ至レリ

一、昭和十三年九月、遂ニT・K、H・K外十余名ハ連署ニテ委員会宛誓約書ヲ提出シ、誓フテ将来此ノ種ノ不法行為ヲ慎ミ、尚進ンデ他ノ違反者ヲ摘発シ、撲滅ノ上其ノ責ニ任ズル旨確言セルモ、委員会及分館員ハ不良分子ノ経歴アルモノ、常套手段ナルヲ以テ、特ニ要視察人トシテ注目ヲ怠ラザルモノナリ

一、昭和十四年八、九月頃ハ即チ撒餌釣ノ好期節トナリタルガ、亦々彼等ノ撒餌釣ノ嗜著シカリシガ、委員会ト相謀リ嚴重ナル警戒網ヲ張り、又其ノ警戒中焼山方面ノ斜面ノ急傾斜ヲ急行シテ、途中絶壁ヨリ顛落シタル河野事業部長外一名ノ如キハ、全身ニ擦過傷ヲ蒙リ全治二週間ヲ要スル程度、負傷シタルコトアリ、此等ハ一例ニ過ギザルモ、斯ノ如キ習慣ヲ除カンタメ、前記事業部長ノ如キノ職務ニ忠実ヲ以テシテ、如何ニ檢挙ノ困難ナルコトヲ想像シ得ルモノナリ

亦撒餌場所ハ其ノ都度変更シ、巧ニ警戒ヲ潜リ居レリ

一、本年ニ至リ既ニ四月下旬ヨリ「ラヂオ」及舎長会又ハ会報ニヨリ、斯カル行為嚴禁シアルコトヲ再三再四警告シ、礼拝堂ニ於テ集会ノ都度、園長ヨリ一椀ノ残飯タリトモ此ノ際ハ特ニ大切ニ取扱方、犯行予防ニ努メ居レリ

一、然ルニ本年七月初旬ヨリ、又モヤ鳴雁方面ノ残飯ノ皆無ノ日数回アリタルニヨリ、犯行者ノ行為ト認メ注視ヲ厳ニシツ、アリシ際、本月二十八日午前十時頃確實ナル情報ヲ受ケタル趣キニテ、松寿寮ヨリ急報ニ接シタルモ、分館ハ防空演習実施中ナルタメ、自助会委員ニ出動ヲ命ジタル処、T、F、M、O以上四名「アライソ」方面ニ出動シタリ

一、自助会委員等ハ二隊ニ分レ挾撃ノ態勢ニテ、一隊ハ綿打工場ヲ経テ海岸線ヲ、他ノ一隊ハ山道ヲ迂回シテ炭焼ノ谷ヨリ海岸線ヲ西行シ、二隊同時ニ之レヲ両側ヨリ包囲シテ、「ソワイノ」磯海岸ニ於テ撒餌準備ナル犯人三名ヲ発見シ直ニ取押へ、尚証拠品トシテ担棒二本、一斗入罐四罐、一罐ニ残飯一パイ入レアリシモノヲ押収シタリ

〔欄外朱書〕
「頭書二名及N・Rヲ謂フ、但Nハ後記ノ通本件ニ関係ナキモノナリキ」

一、特注意事項

一、T・Kノ如キハ、昭和十一年八月十三日「ハンスト」事件ノ際、第一線ニ立チテ暴力園ノ主魁トシテ、大ニ指揮ヲナシ活躍シタルコトハ、今尚職員ノ記憶ニアルコト思惟ス

一、T・Kハ暴拳ノ際、本館玄関口ニ乗り込ミ〔朱線〕四谷事務官ヲ

玄関口ニテ暴行ヲ加へ、更ニ雲雀舎ヲ襲ヒ、職員派ナリト称シK・S、当時売店主任ヲ殴打シ、疾病休業ニ至ラシメタル尤モ不穩分子ニシテ、其系統人物今尚十余名現住シ、危険性が存在シ居レルヲ以テ、常ニ行動厳密視察中ナリ

一、報告書中ノ重点ハ御見遁シナク御閲読ヲ乞ヒ、此ノ種ノ如キ惡質ナル犯人ニ対シテハ峻烈ニ処断サレ、此ノ惡習慣ヲ根絶スル目的ニテ、此ノ機会捉へ断々乎タル御裁決ヲ仰グ次第ナリ

一、T・Kハ、口頭録取書中ニアル如ク、取調中態度傲慢、其後ノ行状ヲ察知スルニ檻禁ハ既ニ事前ニ於テ覚悟ノ上ナルヲ以テ、園内肅正上追放処分ヲ希望ス

尚、自助会モ苦辛ノ結果検挙シタルト、又将来残飯整理上、尤モ嚴罰ヲ希望セリ

右及報告候也

参考、彼等ハ本年最初ナリト申立ツルモ、発見サレタルハ一回ニシテ、七月初旬以降十数回撒餌釣ヲナシタルコトハ一般評ナリ、一度ノ量四罐ナリトセバ、十数回ノ量莫大ノモノナリ

.....

口頭録取書

T・K

一、昭和十五年七月三十日午前九時

一、右之者ニ対シ、窃盗事件ニ付犯罪事実ヲ聴取シタル要領
左ニ

一、問 其方、氏名・年令・入園年月日ハ如何

一、答 T・K

明治四十二年一月生

昭和六年六月二十七日静岡県ヨリ入園
(静岡県駿東郡
村)

一、問 其方、是迄何作業ニ従事セシヤ

一、答 昭和十四年四月頃ヨリ残飯集作業ニ従事シ、日給八
錢ノ支給ヲ受ケテ居リマス

一、問 其方本月二十八日午前十一時三十分頃、島内「ソワ
イノ」磯海岸ヘ残飯四罐ヲ運搬シタト云フガ、何ノ
目的カ卒直ニ申立テヨ

一、答 其ノ残飯ヲ海中ヘ撒餌ヲシテ、鰯ヲ釣ル目的デアリ
マシタ

一、問 其ノ釣鰯ハ如何ニ処置スルカ

一、答 私等ノ食料ニスル考ヘデアリマシタ

一、問 鰯ノ一本位ナレバ鬼^{〔鬼〕}モ角、数^{カス}ノ多キ場合ニハ如何ニ

処置スルカ

一、答 黙シテ答ヘズ

一、問 其方等ハ当日残飯ヲ「ソワイノ」磯ノ海岸ニ運搬シ
タト云フガ、其ノ経路及其ノ方法ヲ申立テヨ

一、答 私等ハ残飯集ヲシテ居リマス、而シテ全員七名デア
リマシテ、毎朝残飯ヲ集メ「カナリヤ」舎前一定ノ
場所残飯樽ニ入レマス、毎朝平均七、八樽位アリマ
ス、二十八日朝日ト示合セ^{〔朱線〕}四罐ヲ窃カニ「カナリヤ」

舎東側山林中ヘ隠匿シ置キ、午前十一時三十分頃
「ソワイノ」磯海岸ヘ運搬シマシタ

一、問 其方本年ニナリテ何回位撒餌ヲシタカ

一、答 本年ハ最初デアリマシテ、「ソワイノ」磯海岸ハ毎
年虫明漁師ガ釣ヲシテ居リマシタカラ、場所ガ「ヨ
イ」ト考ヘマシテ、運搬シマシテ松ノ根元ニ隠匿シ
テ置キマシタ

一、問 運搬後其方等ノ行動ヲ誰レカニ発見サレナンドカ如
何

一、答 発見サレマシタ、自助会ノT、F、M、外一名ニ現
場ニテ取押ヘラレマシタ

一、問 撒餌ハ毎年何時頃ガ好時期カ

一、答 毎年八月中旬デアリマス、本年ハ早期ニ撒餌ヲシマシタ

一、問 其ノ窃取シタ残飯ノ量ハ實際何程カ

一、答 石油空罐四罐デアリマシテ、一罐ニ軽ク一杯アリマス、五罐デ四斗樽ヘ軽ク一杯アリマス

一、問 其方四罐ハ一日ノ撒餌ノ量ナルカ如何

一、答 二、三回ニ使用スル考デアリマス

一、問 〔朱書〕残飯ハ養豚・養鶏ノ飼料ニ尤モ必要ナルモノデ、一椀ノ残飯デモ粗末ノ取扱ヲシテナラヌト常ニ

園長ノ訓話、分館ノ放送、舎長会ノ申合等嚴重ナル達シヲサレテ居ルコトヲ承知シ居ラヌカ如何

一、答 能ク承知シ居リマス〔朱書〕、不心得ノ点何共申訳ハアリマセン、誠ニ恐レ入マシタ

一、問 其方ハ鰯ノ撒餌釣ノ元祖デ、三ヶ年余リ継続的鰯釣ヲナシ、毎年相当ノ収入アルト云フ一般ノ定評デア

ルガ、斯様ナ心得違ヒヲシテモ何トモ感ジナイカ如何

一、答 黙シテ答ヘズ

一、問 園内デハ、昭和十三年九月残飯ヲ濫用シ撒餌釣ヲスルコトヲ禁止シテアルニモ拘ハラズ、其ノ命ニ服従

セザルヲ以テ、止ナク釣一切ヲ差止メタルガ、其際其方等十余名ハ誓約書ヲ自助会ヘ提出シ、心得違ヒナキ事ヲ誓ヒ解禁方ヲ歎願シ、漸ク解禁サレタルコトヲ記憶シ居ラヌカ如何

一、答 誠ニ恐レ入りマシタ、何ントモ申訳ハアリマセン

一、答 誠ニ恐レ入りマシタ、何ントモ申サレテモ申訳ハアリマセン、如何ナル御処分ヲ受ケマシテモ致方ハアリマセン、甘ジテ受ケマスガ何分御寛大ニ御願イタシマス

附言、本人ハ取調中態度傲慢ニシテ、改悛ノ状ヲ認メラズ

右口頭ヲ録取シ読シ聞カセタルニ、相違ナキ旨承認スルモ、無筆ニ付キ代署シタリ

昭和十五年七月三十日

陳述人 T・K

録取人 喜多尾禎二(印)

誓約書

私儀、

此度、当長島愛生園ニ入園御許可下サイマシテ誠ニ有難ウ御座イマス

将来ハ充分品行ヲ慎ミ魚釣ハ絶体^{〔対〕}廃止シ、緊張裏ニ園ノ為メ尽シタイト思ヒマスカラ、将来ニ於テ魚釣其他惡風評ノ立チタル場合ハ、何時退園処分ニ相成ルモ、決シテ^{〔異議〕}意儀等申サズ退園処分ヲ才受ケ致シマス
依而此処ニ才誓ヒ致シマス

昭和十六年一月十六日

T・K〔拇印〕

長島愛生園長様

.....

起案昭和十六年六月十八日

園長^{〔印〕} 庶務課長^{〔印〕} 医务課長^{〔印〕} 主任^{〔印〕}

入園者懲戒処分ニ関スル件

標記ノ件ニ関シ、左記事由ニ依リ左ノ通宣告シ処分相成可然哉

記

監禁二十日

T・K

（事由）

昭和十五年八月十九日、残飯ヲ多量ニ海中ニ投シ魚寄セヲナシ禁止セル魚釣ヲナシ、退園処分トナリタルモ、昭

和十六年一月十六日魚釣等セザル誓約ノ為メ入園シタルモ、六月二日糞尿汲取作業ニ従事セル如ク装ヒ、午前五時頃ヨリ午后五時頃迄魚釣ヲナシタルモノニシテ、懲戒檢束規程第四条第一号ニ該当スルヲ以テ、前記懲戒ヲ宣告スルヲ至当ト認メラル

四七四 要注意人物票

（愛生園蔵「要注意人物票」昭和15年）

要注意人物票

癩型 神経 病態 中等

特徴

姓名 516 F・T 明治三十六年四月一日生

本籍 鹿児島県大島郡□村□□

収容年月日 昭和七年三月七日

本園収容迄ノ経歴 1 学歴 尋卒 2 宗教 カトリック 3

其他 本園収容前ハ確實ナル職業不明ナ

ルモ、船員・雑役夫・夜店商等ナシタル者^{〔ナ欠カ〕}ラン。兄Tハ東京方面ニテ出稼中。

交友関係

通信先

作業

保管金

入園後ノ経歴 S・Hト結婚ノ上転籍(岡山市□□)ス。

変名 I・T、N・M、T・C

.....

癪型 結節 病態 中等

特徴

姓名 283 T・K 本姓 T・K

明治四十二年一月二十二日生

本籍 東京市足立区□□町□□

収容年月日 昭和六年六月二十七日

本園収容迄ノ経歴 1 学歴 尋六卒 2 宗教

3 其他 職業漁業

静岡県駿東郡□□町□□ A・Yノ甥 旧 A・K

交友関係

通信先

作業

保管金

入園後ノ経歴 昭和十年七月八日T・Kと入夫婚姻

四七五 減刑嘆願書

(愛生園蔵「懲戒検束関係書」昭和14年)

起案昭和十四年十二月十一日

園長(印) 庶務課長(印) 医務課長(印) 主任(印)

〔欄外朱書〕
備考

入園者M・Tノ娘ニシテ、社会ニ在ルモノト夫婦ニ為スベキ旨右ノ者ヨリ勸奨使囑サレ、逃走ノ上Mノ実家鳥取県へ赴キ、現在迄生活シタルモノナルカ、風評ニヨルニ右娘ヨリ擯斥サレタル由也。

尚、別紙ノ通青年団幹部ヨリ歎願書ノ提出アリタリ為念

患者懲戒処分ニ関スル件

標記ノ件、左記事由ニ依リ左ノ通り宣告シ処分相成可然哉

逃走者 K・R

監禁二五日 (自十二月六日
至十二月三十日)

(事由)

患者K・Rハ、昭和十一年六月二十九日本園ニ収容セラレタル処、本年八月十二日逃走シタルモノニシテ、其行為ハ規程第四条第一号ニ該当ス

右ハ昭和十一年岡山県ヨリ入園シ、茲来青年団幹部トシテ
只管情^精勵シ、ソノ成績見ルモノアリ

然ルニ本年八月十二日、伊良々通信部員タリシトキ、一味
ノ者(M・K、M・T、W・Y)ト共ニ逃走セリ

然ル所、Kハ前記ノ如ク在園中真摯ニシテヨク入園者タル
ノ分ヲ守リ、今回再入園ニ際シテモ改悛ノ情顯著ナルモノ
アリ、今後ヲ誠メ右之通り処分セントス

.....

歎願書

今般当局ノ寛大ナル御心ニ依リ、再入園スルコトヲ得シK・
Sハ、本園ヲ非合法手段ニテ脱出キタセシ罪ニ依リ、厳正ナ
ル園規ノ下ニ現在入監中ト承リ居リ候
サレド右ノ者K・Rハ、年久シク吾ガ青年団幹事トシテ、ソ
ノ職務ニ拔群ノ成績ヲ収メ、昭和十三年十一月園長ヨリ善功
賞ヲ授与サルルノ光榮ニ浴セシ者ニ候
元ヨリ一身上ノ如何ナル理由アリトセヨ、本園ヲ不法脱出ス
ルノ罪課ハ絶対ニ許サルルベキデハモトヨリ無之候、シカレ
共現在本人ハ衷心ヨリ前非ヲ悔イ、深く側近者ニ更生ヲ誓ヒ
居リ候ヘバ
園長閣下ニハ何卒右ノ者ノ青年団ニ於ケル過去ノ忠実勤勉ナ

ル行跡ヲ御斟酌被下サレテ、其ノ刑一等ヲ減ジ、一日モ速ク
当人ヲ御解放被下度、此ノ段愛生青年団幹事一同、別記連名
ヲ以テ歎願申上候也

昭和十四年十二月八日

愛生園長光田健輔閣下

愛生青年団幹事

K・A〔拇印〕

〔以下十一名連署・略〕

四七六 監禁について園長の放送

(愛生園蔵「患者記録関係(ライ部落調査)」昭和10年)

昭和十年九月二日

園長〔自署〕庶務課長^印 医務課長^印 主任^印
去ル八月二日監禁シタルY・Tヨリ、別紙ノ通誓約書提出候
ニ就キ供覧候也

誓約書

- 一、園規ニハ絶対服従致シマス
- 二、区域外ニハ出マセン
- 三、職員又ハ入園者ニ対シ迷惑掛マセン

四、注射ハ絶対ニ強要シマセン

以上各項ヲ遵守シ、再ビ不都合ノ所為ハ致シマセン事ヲ誓約
仕リ候

昭和十年八月三十一日

Y・T

光田園長殿

.....

昭和十年八月三日午後九時

Y・T監禁ニ関スル園長特別放送速記録

今夜ハモウ皆サンハオ休ミニナル時分デスガ、今夜Y・Tヲ
監禁室ニ入レマシタ事ニ就キオ話ヲ致シマス

Yガ今日、大西医官ニ診察ヲシテ下サイト申出タ時、大西医
官ハ他ノ患者ヲ診テ居タノデ、少シ遅レテYヲ診ル為ニ鳩舎
ニ行キマシタガ、Yハ遅レタノヲ遺恨ニ思ッテ大西医官ニ帰
レト云ツタノデ、大西医官ガ帰りマス、スグ事務所ノ方ニ
行キ、職員ガ止ムルノモ聞カズ林医官ノ官舎ノ前デ大ノ字ト
ナリ、ソレモ裸一貫デ暴言ヲ吐キ、職員ガ有ルモ帰ラヌト云
ヒ、林医官ガ出テ説諭シテ帰ラシタガ、本人ハドウシモ外ニ
出シテクレト云ツテ聞カナイ、Yガ常ニ外ニ出シテクレト強
要シタノハ一度ヤ二度ノコトデハナイ、数十回或ヒハ百回ニ
及ンデ居ルノデアル、又警戒線ヲ越ヘ治療ヲ強要スル如キハ

珍ラシカラヌコトデ、或日ノ如キハ一日ニ数回モアッタ、ソ
レデYヲ一度出シタ事ガアルガ、其ノ結果大阪府ヤ京都府ノ

警察ヲ困ラシ、タマ／＼大演習ガアッタ為ニ帰園サシタノハ、

本人ガ腎臓病ヲ再発サス恐レガアリ、又外部ニ不詳事〔様〕ガ起ル

恐レガアッタメデス、Yヲ今日迄懲罰シナカッタメニ、

諸君ノ内ニハ何故Yヲ懲罰セヌカト思フ人モアルドラウガ、

ソレハ本人ガ外ニ出テ警察ヲ煩ス事ヲ思フカラデアル、ソレ

ニハ各医官ヤ他ノ職員ガ彼ヲ宥メテ居タノデス、何故ソウス

ルカト云フニ、一人ヲ出シタガ為ニ多数ノ人ニ迷惑ヲスルト

云フ例ハ京都ニモアッタノデ、彼ヲ落着ク様ニ努力シタノデ

ス、彼ガ父母ニ逢ヒタイト申セバ妹ヲ呼ンダ事モアル、大西

先生ノ如キハ彼ノ郷里迄モ出掛けテ父母ニ彼ノ近状ヲ話シ、

又彼ニ父母ノ様子ヲ聞カス等、彼ノタメニ一口ニ云ヒ尽セナ

イ労ヲ採ラレタノデス、大西先生ハ私ニ旅費ノ請求ヲシナイ

ノデ、私ハ休ンデ居ル位ニ思ッテ居タ

又診察等ニ就テモ、彼ニ対シテハドノ医官モ不当ノ彼ノ要求

ニ対シテモ大事ヲ採テ来タノデス

Mノ如キYノ如キ悪イ者ニ対シテ寛大ニ取扱テ来タノハ、彼

等ヲシテコ、ニ安定セシムルガ為デス、私共一部ヲ知ル者デ

サヘ涙ノコボレル努力ヲ、各医官ヤ看護婦ガ払ッテ来タ事ヲ

皆サンハ判ル事と思フ

彼ガ懲罰ヲ受クベキ行為ヲ数十回否百回モナシテモ懲罰シナ
カッタノハ、以上ノ如キ理由ニテ我慢シ宥メテ来タガ、今日
ト云フ今日ハ監禁セネバナラス事トナッタ、ソシテ例ノ通り
自分ハ此処ニ居ルノハ嫌ダカラ外ニ出シテクレト云フガ、熱
ノアル者ヲ外ニ出ス事ハ慎シマネバナラス、林医官ハ今日モ
ワザ／＼出テ来レテ治療室ニテ宥メラレタガ聞入レズ、木星
前デ彼ハ又大ノ字ニナツテ暴レ暴言ヲ吐イタノデス、彼ガ収
容所迄来タ時ニ彼ハ希望通出サレルト思ツテ居タダラウガ、
出ス事ハ出来ナイ、熱ノアル者ヲ出ス事ハイケナイ、止ムヲ
得ズ監禁室ニ入レタノデアル、彼Ｙハ人ヲ手古摺ラス事ヲ一
ツノ価値ガアルト思ヒ其レヲ誇ト考ヘテ居タ、其ノ誇ヲ破ツ
テ彼ヲ監禁シナケレバナラス事ハ皆想像出来ルト思フ
今聞ク所ニ拠ルト、彼ハ鳩舎ノ者等ニ嘘ヲ云ツテデマヲ飛シ
テ居ルト云フ事デアル、彼ノ室ノ者ハドウカシテ彼ヲ出シテ
クレト云ツテ居ルソウダガ、彼ヲ出ス事ハ今シバラク待チコ
ノマ、監禁シテ置ク

今頃私共ノ不思議ニ思フ事が沢山アル、音楽会ニ対シ不平不
満ノ行動ヲ採タ者ガアル、ソレハ内容ガ判ラナイデ盆踊ニハ
待遇ヲ悪クシ、音楽会ニハ待遇ヲ良クスル等ノデマヲ飛シタ

タメナノデアル、最近来タ人ハ其ノ様ナデマヲソウカト思ヒ、
不愉快ナ事カラ不穩行動が起ツタノデアル

過去五ヶ年間未ダ曾テ甲ニ対シテハ良クシ、乙ニ対シテハ悪
クスルト云フ其様ナ不公平ハシタ事ハナイ

今日ハ大阪復興ニ就イテ上内務大臣ヲ初メ衛生局長・内務次
官等ハ、此ノ問題ニ対シテ頭ヲ悩マシテ居ラレル、ソレニ草
津ヤ九州・青森等ニ居ル患者ヲ煽動スルモノガ有ル、此等ノ
デマヲ諸君ガ冷静ニ考ヘテ患者ノ幸福ヲ不幸ノ方ニ導キ、社
会ノ同情ヲ失フ事ノナイ様ニシナケレバナラス

現在長島モ全生ト入園者数ニ於テ伯仲シ、患者ノ一挙一動ハ
社会ニ波紋トナツテ現レル、此様ナ理由デ皆冷静ニ考ヘネバ
ナラス、Ｙヲ今日迄懲罰シナイデ各医官、看護婦等ガ宥メテ
来タガ事情差シ迫リ、監禁シナケレバナラナクナッタ事ハ余
程考ヘネバナラス、今ノ状態デハＹヲ出ス事ハ出来ナイガ、
彼ノ精神ガ落着ケバ舎ノ願意ヲ聞ク事が出来ヤウ、今直ニ聞
クノハ特策デハナイ

(在文責筆者)

四七七 監禁室内急死事件

(愛生園蔵「患者関係重要書」昭和7年)

入園者O・Tノ監禁室内ニ於ケル急死事件ノ顚末

原籍三重県安濃郡□□村字□□番地O・S三男T（明治四十五年三月十日生）ハ、昭和六年六月三日京都市松原病院内仮収容所ヨリ収容セラレタルモノニシテ、結節癩重症、結核ヲ併発シ、収容以來病室ニアリ、常ニ無謀ナル要求ヲナス等不良ナル患者ノ一人ナリキ。然ルニ七年七月頃ヨリ少シク精神異状ヲ来シ、注意警戒中ノ処當時隔離室ニアリシモノナルガ、種々ナル乱行ヲナシ到底其俣放置シ難キヲ以テ、八月八日午前十時三十分謹慎室ニ転ゼシメ、専ラ精神ノ安定ヲ図ラシメタルモ得ズ、水道栓或ハ障子ヲ破壊シタリ、依ッテ已ムヲ得ズ八月十三日午前十時監禁室ニ転ゼシム、同室ニ於テモ差入ノ食器・寝具等凡テ破棄シ、更ニ繃帯ハ凡テ取外シ、室内ニ便所ノ設備アルニモ不拘、大小便共ニ室内ニ放出シ自ラノ身体ニ塗スルノ状態ニシテ、屢々入浴セシメ其ノ身体ヲ洗滌セシモ、更ニ改ムル所ナカリキ。其後一時平靜ヲ得タルニヨリ、収容室ニ転ゼシメ注意ヲ払ヒ居リシ処、収容室前ノ海中ニ飛び込ミ自殺ヲ図ラントセリ、仍テ到底拘禁スルニ非ザレバ、善良ナル注意ヲ加フル能ハザルヲ信ジ、再ビ監禁室ニ入ラシメ、専ラ治療ヲ怠ラザリキ、然ルニ九月十三日午前七時朝食配食時ニ、喜多尾指導員が同室ニ到リ指呼シタレド

モ応答ナシ、依ッテ山下指導員ト共ニ開扉点検スルニ、裸体ノ儘上向キニナリ、全身糞便ニ塗レテ斃レ居タリ。依ッテ直チニ医務課ニ報ジ手当ヲ乞ヒタリ

報告ニ接シ直チニ杉本嘱託、佐藤看護士、高木看護婦来診サレ診察ノ結果、敗血症ニテ死亡セル旨判明シタリ、尚前日即九月十二日夜青山看護長並佐藤看護士往診ノ際ハ、平日ノ大言壮語ヲ以テ応答シ、何等急変ヲ見ルノ症状ヲ見ザリシモノナリト云フ

O・T剖見ノ結果左ノ如シ

- 一、両手指壞瘍ヨリ来レル敗血症
- 二、腸間膜淋巴癆
- 三、小腸軽度結核性壞瘍
- 四、頸線氣管支腺、股腺、肝門腺ノ乾酪変性
- 五、両側ノ癒着性肋膜炎
- 六、両側肺炎ノ粟粒結核
- 七、肺水腫
- 八、右肺ノ小ナル壞疽性加答児性肺炎
- 九、癒着性心囊炎
- 一〇、伝染痺
- 一一、腎臓実質炎

一二、腎臓ノ古キ癥痕

一三、心臓腫大及拡張

一四、副腎、痺臓、肝臓ノ新鮮ナル癰結節

一五、右結核性副辜丸炎

一六、喉頭、新鮮ナル癰結節

附記

O・Tノ急死事件ニ関シ、別紙ノ如キ文書ヲ謄写版刷リトナシ、多度津ヨリ外島療養院職員及患者ニ対シ発送シタルモノアルヲ発見セリ、続イテ高松ヨリ牛窓署ニ宛テ発送シタル事実アリ、前者ニ就テハ昭和七年十一月十一日、全国官公私立癰療養所事務打合せノ席上園長ヨリ真相ヲ発表シ、各所長ノ了解ヲ得タリ。後者ニ付テハ、昭和七年十一月十五日牛窓警察署ヨリ取締ノ為出張セラレタルモ、是又四谷事務官ヨリ真相ヲ発表セラレ了解ヲ得タリ。尚署員ハ参考ノ為N・A二一、三質問ヲナシ退庁セリ

思フニ本文書ハ曩ニO・T拘禁中、共ニ逃走未遂ノ為監禁処分ニ附セラレアリシY・Sガ後ニ退園シ、大島療養所ニアル某ニ通ジ、某ニヨリテ印刷ニ附セラレタルモノナル事略ニ判明セリ。

〔欄外朱書〕
「別紙」

吾々は今日次の様な封書を受取ました

差出し人は山口として投函日は拾壹月壹日です

以下その原文のまゝ記載します

拝啓親愛なる皆様に申上ます

私は岡山愛生園に居た一患者であります。愛生の患者達が役人の無慈悲なやり方に圧迫されて、どんな日暮しをしているかはよく御存じの事と思ひます。だがこゝに御知らせする事件ほど情けないザン・コクな事件はありません。私は虎口をのがれて、今は墓地に来てゐます。どうせ私共も同じ運命に落入るのが恐ろしくて命からく逃げました。そして大島や外島や九州の兄弟にすがつて、この恐ろしい事をなくしたいと思ひます。あの大きな地獄の様な監房の中で、O・Tと云ふ男が死にました事をお知らせします。先日九月十三日朝カン・ポーに行つた役人が、Oが死んで居るからと知らして来た。行つて見ると手の指は一本もなし、血みどろになつて死んでゐたのです。その前十時頃から一時間ばかり、Oがとなりつけてゐました。救けて呉れ、救けて呉れと云ふ声はジゴクからの叫びのやうでした。その時一しよに（二室に一人づゝ）は入つてゐた男と女、Y・SとK・K、N・Aの三人のうち、

Yはそのあくる日引出して退院処分にしました。Oも他の三人もキチガイと云ふ事でほりこんでゐたのです。愛生では一寸でも役人の云ふことにそむくと、速ぐ精神病者としてほり込むのです。Oはかはいそうでした。たすけて呉れと叫ぶのに、また体も弱いのに、カンボーは一人の附添もつけずに泣き狂ひながら死んでゆきました。

医者は心臓麻痺だと言ふてゐました。だが朝食を運びに行つて死んでゐる事が判つたのです。しかし私には病気で死んだとは思へません。全患者は役人の前におのゝいて居ます。私は強く決心してこの手紙を送ります。その真相を知つてゐるのは私一人です。けれども自分の生命がおしく思ひますので、逃走しました。光田園長は東京に居たところから患者をたゝくのは平気です。あんな人里離れた監房でどんな事を役人がしても、他の患者には知れません。今の愛生の人々も同じ運命を辿るのです。貴方は仕合せです。皆さんの御力でこの恨みを晴らして下さい。

自分の名をあらはしてよい時が来たら、やがて知れませう。以上であります。吾々は現在愛生園同胞が病者として、相応以上の労働を強いられてゐる事を知つて居ます。又患者親書を当局が開封してゐる事も知つて居ます。

吾々が今回、この事件とそれらを関聯して考察いたします時、例へどんな事情が有りますとも、一人の病人に附添も与せず監禁してゐた事實は、当局が如何に言明しようとも争はれぬ責任問題であります。吾々同胞からのこの声をだまつて見逃す訳にはゆきません。

皆様におかれても、此の際当局の真偽善悪を徹底的に糾明下さらんことを希みます。愛生四百の兄弟の為に。

6 戦時体制と入所者

四七八 徴兵適齢者在園の有無

(愛生園蔵「患者記録」昭和11年)

昭和十一年四月二十日起案

昭和十一年四月二十二日施行 第一四八号

園長(印) 庶務課長(印) 主任(印)

案

第 号

昭和 年 月 日

園長

知多郡□村長宛

徴兵適齢者在園有無ノ件

昭和十一年四月十四日□□発第一、三〇五号ヲ以テ御照会相成候首題ノ件ニ就キ調査致シ候処、本籍愛知県知多郡□□村大字□□字□□番地S・Sハ、昭和八年八月九日本園ニ於テ直接収容セル癩患者ニシテ、目下療養中ノモノニ有之候条、及回答候也

追テ、兵役免除願ハ当人ヨリ提出スル予定ニ有之申添候

□□発第一、三〇五号 昭和十一年四月十四日

長島愛生園長殿

知多郡□□村長N・I印

件名 徴兵適齢者在園有無ノ件照会

昭和十一年徴兵適齢本村出身左記ノ者、貴園ニ在否御調査方煩度及照会候也

記

愛知県知多郡□□村大字□□字□□番地

戸主 S・S

大正五年一月十八日生

〔欄外朱書〕
「分館」

四七九 陸軍病院の発病証明書

（愛生園蔵「患者関係重要書（含傷痍軍人請求関係）」昭和15年）

証明書

所属部隊

久留米野砲兵第二十四聯隊

役種官等級氏名

現役陸軍砲兵一等兵 M・S

病名

癩

傷痍疾病等差

式等症 服務関聯

発病（受傷）年月日

昭和 年 月 日帯患

発病（受傷）地

事変地

入院年月日

昭和十五年三月二十五日

当院収容年月日

昭和十五年五月六日

退院年月日

昭和十五年六月三十日

退院区分

除役（永久服役免除）

恩給受給見込

恩給法施行令第／条／第／症該当者

右証明ス

昭和十五年六月三十日

久留米陸軍病院長 鈴木博量印

四八〇 陸軍応召中の発病調査票

(光明園蔵「軍人関係病歴書綴」昭和15・16年)

大正六年一月二十日生

光発第一〇二四号

昭和十五年十月十五日起案

昭和〃年〃月十六日施行

院長^印 主事^印 係主任^印 係員^印

年月日

園長

大阪陸軍病院長宛

患者病歴書及陸軍応召服務中ノ発病調査票ニ関スル件

本月十一日大阪府衛生課ヲ経テ送致相成候、左記患者ノ病歴書及発病調査票夫々一葉調製ノ上、御送付相煩度、此段及依頼候

記

本籍地 青森県上北郡[□]町字[□][□]

輜重兵上等兵 N・I

大正五年五月二十五日生

本籍地 高知県幡多郡[□]町[□]

工兵一等兵 H・H

.....

病歴書

原籍地 青森県上北郡[□]町字[□][□]

歩兵第三十一聯隊補充隊

陸軍上等兵 N・I

一、病名 斑紋癩

二、発病年月日 昭和十四年九月十五日

三、発病場所 南支広東省東山

四、経過

(一) 発病時ノ症状

昭和十四年九月十五日、南支広東省東山ニ於テ胸部ニ紫斑ヲ生シ、漸次顔面胸背四肢ニ蔓延スルニ至リ、同十五年四月二十九日野戦予備病院第二十班ニ入院ス、同年七月二十二日薬物中毒疹ト決定

(二) 爾後経過ノ概要

同年十月一日、大阪陸軍病院金岡分院ニ還送セラレ、同年十月五日病名斑紋癩ニ改正ス、当時体格栄養中等度胸腹部臓器ニ著変ヲ認メス、顔面軽度浮腫状、

眉毛疎、両側拇指球小指球軽度萎縮、四肢前胸部腰部
部地図状淡紅色斑紋、知覚痛覚温冷覚全脱失、両側
尺骨神經腓骨神經軽度肥厚、斑紋部「ヒスタミン紅
暈反応」及「ピロカルピン発汗反応陰性ナリ
同年十月七日、前記症状ヲ以テ除役申請シ、癩療養
所入所ノ目的ヲ以テ同年十月十一日事故退院ス

右ノ通候也

昭和十六年一月十三日

大阪陸軍病院附陸軍軍医少尉 田村峯雄^印

.....
発病調査票

独立工兵第二十六聯隊留守隊

陸軍上等兵 H・H

右者、昭和十五年七月上旬ヨリ中支浙江省南星橋ニ於テ左小
指環指麻痺右下腿知覚鈍麻ヲ訴へ、同年八月十九日杭州陸軍
病院ニ入院、同年十月七日大阪陸軍病院金岡分院ニ於テ神經
癩ニ決定ス
右ノ通候也

昭和十六年一月十三日

大阪陸軍病院附陸軍軍医少尉 田村峯雄^印

.....
病歴書

原籍地 高知県幡多郡□町□

独立工兵第二十六聯隊留守隊

陸軍上等兵 H・H

一、病名 神經癩

二、発病年月日 昭和十五年七月二日

三、発病場所 中支浙江省南星橋

四、経過

(一) 発病時ノ症状

昭和十五年七月上旬、中支浙江省南星橋ニ於テ、左
小指環指麻痺右下腿知覚鈍麻シ隊治ヲ受ケアリシ
モ、同年七月中旬左前膊ノ刺痛ヲ呈シ、同年八月十
九日杭州陸軍病院ニ入院ス

(二) 爾後経過ノ概要

同年十月三日、大阪陸軍病院金岡分院ニ還送セラレ、
同年十月七日病名神經癩ニ決定ス、当時体格榮養中
等度胸腹部臓器ニ著変ヲ認メス、左手指鷲手状、左
腕関節右足関節弛緩性麻痺、右尖足位右上下肢銅貨

大乃至手掌大暗赤色浮腫状斑紋、該斑紋部左前膊以下尺骨側及右下腿以下知覚痛覚温冷覚脱失、左尺骨神經右腓骨神經筆軸大肥厚斑紋、穿刺液中癩菌陽性ナリ

同年十月七日、前記症状ヲ以テ除役申請シ、癩療養所入所ノ目的ヲ以テ同年十月十一日事故退院ス

右ノ通候也

昭和十六年一月十三日

大阪陸軍病院附陸軍軍医少尉 田村峯雄^印

四八一 兵役の免除

(愛生園蔵「患者記録」昭和11年)

兵第二三号

昭和十一年二月十二日

昭和11年12月13受付第41号

山口県佐波郡□村長 代理助役

Y・B^印

国立癩療養所長 光田健輔殿

兵役免除ニ関スル件

左記ノ者、兵役法施行令第六十九条第三項ニ該当スルモノト被察候ニ就テハ、兵役免除ニ関シ兵役法施行規則第二百二十条

一項ニ依ル医師診断書添付、本人ヨリ免除願ヲ御手数ナガラ徴送相煩度、此段及御依頼候也

記

本籍山口県佐波郡□村大字□□番地W二男

M・N

.....

兵役免除願

一、本人

M・N

二、本籍地 山口県佐波郡□村大字□□番地

三、本ノ現住地^{〔人欠〕} 岡山県邑久郡裳掛村国立癩療養所長島愛生園

四、免除ノ事由 癩

右ノ事由ニ因リ兵役ヲ免除セラレ度、所要書類相添へ及願出候也

昭和 年 月 日

願出人 本人

山口聯隊区徴兵官殿

四八二 帰還兵への給与物品送付

(愛生園蔵「患者関係重要書(含傷痍軍人請求関係)」昭和14年)

昭和十四年五月二日起案 要再回

昭和十四年五月四日施行 長島愛生園発第149号

園長(印) 庶務課長(印) 主任(印)

帰還兵タル癩患者ニ対シ給与物品送付ノ件

帰還兵タル左記入園者ハ、曩ニ一時帰省ヲ許可セラレ、期間経過セル今日未ダ帰園セザルモ、給与品ハ別記記載ノ通ニ有之、此儘保管スルトキハ事務上支障不尠ニ付テハ、別途本人宛夫々送付シ、左案ニ依リ帰園方通達相成可然哉

〔欄外朱書〕
「書面ハ書留トシテ金員ヲ同封ノコト、及給与品ハ小荷物トシテ送付ノコト 主任(印)」

案

拝啓 愈々御清祥の段奉慶賀候、陳者貴殿は曩に一時帰省を許可せられ、目下帰省中に有之候処、期間は既に経過せるに拘らず未だ帰園無之候に付ては、帰還兵に対する給与品（左記の通）及給与金七円参拾銭也、今回送付致候条、御查收相成度候、尚、右給与品は別途送付可致候へば、右様御了知相成度候

追而種々の御都合可有之被存候も、至急帰園相成候様致度、若し帰園無之時は退園処分可致、其の結果将来支給せらるべき給与金品等有之候共、貴殿へは支給せざること、可相成候条、御了知相成度候

年月日
各通
園名

広島県佐伯郡□村□□

I・K 宛

和歌山県新宮市□町

N・Y 宛

記

品名	数量	備考	品名	数量	備考
毛布	一	二枚続き	冬シャツ	一	
毛糸	ポンド三		股引	一	
袷	一	反物	シャツ	一	
羽織	一	同	夏シャツ	一	
単衣	一	同	帯	一	
襦袢	一	同	足袋	二	
浴衣	二	反物	ズボン	一	
タオル	二		運動靴	一	
下駄	二		傘	一	
糸	一		郵便葉書	一〇	

(以上)

四八三 愛生軍友会会則

(愛生自治会蔵「入園者諸規定綴 殖産部」昭和16〜22年)

愛生軍友会々則

第一条 本会ハ愛生軍友会ト称ス

第二条 本会員ハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ

一 軍人ニ賜リタル勅諭ヲ奉戴シ、身心ノ練磨修養ニ努メ、

入園者ノ模範タルヲ期スヘシ

二 天災又ハ有事ノ際ハ率先シテ機宜ニ処スヘシ

第三条 会員ハ現役ニ服シタル入園者ヲ以テ之ニ充ツ

第四条 本会ニ左ノ役員ヲ置ク

会 長

副会長 二名

顧 問 若干名

幹事長 一名

副幹事長 一名

幹 事 若干名

班 長 若干名

副班長 若干名

第五条 会長ニハ長島愛生園長ヲ推戴ス

会長ハ会務ヲ統理シ本会ヲ代表ス

第六条 副会長ニハ庶務課長及医務課長ヲ以テ之ニ充ツ

副会長ハ会長ヲ輔佐シ、会長事故アルトキハ其ノ職

務ヲ代理ス

第七条 顧問ハ会長之ヲ委嘱ス、顧問ハ会長ノ諮問ニ応スル

モノトス

第八条 幹事長ハ会長ノ命ヲ承ケ会務ヲ掌理ス

第九条 副幹事長ハ幹事長ヲ輔佐シ、幹事長事故アルトキハ

ソノ職務ヲ代理ス

第十条 幹事ハ幹事長ノ命ヲ承ケ会務ニ従事ス

第十一条 班長ハ幹事ノ命ヲ承ケ班員ヲ指揮ス

第十二条 副班長ハ班長ヲ輔佐シ、班長事故アルトキハ其ノ

職務ヲ代理ス

第十三条 幹事長・幹事・班長及副班長ハ会長之ヲ命免ス

第十四条 本会ノ役員ノ任期ハ一月一日ヨリ起算シ一ケ年ト

ス

期間ノ中途ニ於テ就任シタル者ノ任期ハ、其ノ属

スル期間ノ最終日迄トス

第十五条 本会役員ハ任期満了後ト雖モ、後任者ノ就任アル

迄ハ仍其ノ職務ヲ行フモノトス

第十六条 本会ノ役員ニシテ謹慎以上ノ処分ヲ受ケタルトキ、

又ハ長期ニ亙リ会務ヲ執ルコト能ハサルトキハ解任ス

第十七条 第四条ノ役員ヲ以テ幹部会ヲ組織ス

第十八条 幹部会ハ本会ノ重要事項ヲ協議ス

第十九条 本会ニ書記若干名ヲ置クコトヲ得

第二十条 本会ノ会員ニシテ功労アルモノ又ハ善行アルモノ

ニ付、特ニ必要アリト認メタルトキハ、之ヲ表彰スルコトヲ得

四八四 国防献金

(愛生園蔵「患者関係重要書(含傷痍軍人請求関係)」昭和16年)

昭和十六年十二月九日起案

昭和十六年十二月十六日施行

園長(印) 庶務課長(印) 主任(印)

国防献金ニ関スル件

今回宣戦布告ノ詔書渙発セラル、ニ該リ、入園者一同ヨリ左記金額献納方申出有之候条、別案ニヨリ發送相成可然哉

記

一金壹千壹百円也

内訳

金六百円也 大本営陸海軍部

金五百円也 朝日新聞社 兵機献納資金

〔欄外朱書〕
「陸軍部へ三〇〇円 海軍部へ三〇〇円 十二月九日三原雇持
参献納済」

謹啓 畏くも宣戦の大詔を拝し奉り、茲に一億一心国家総力を挙げ必勝の信念を以て戦ひ抜かんと決意固く、早くも皇軍の赫々たる戦果を聞き血の躍るを禁じえないものがあります。私共長島愛生園千八百名の入園者は、不幸病のため国家非常時の秋に第一戦の任務に立ち得ないのは残念であります。が、せめて応分の奉公を致し殉国の微衷を捧げたく、国防献金の議を申合せましたところ、零碎なれど心からなる醵金忽ち集つて千百円となりました。そこで先づ金六百円を岡山聯隊区司令部を通じ陸海軍に献げ、残額金五百円を御社御提唱の軍用機献納資金にお献げ致したく存じます。

甚ださ、やかであります。私共の赤誠の心をおくみとり下さいまして、お取次下されば幸であります 敬具

昭和十六年十二月十五日

長島愛生園入園者一同

代表者 E・K

朝日新聞社岡山通信局 御中

四八五 映画の上映

(光明園蔵「軍人関係病歴書綴」昭和15年)

光発第九三六ノ二号

昭和十五年十月五日起案

昭和〃年〃月〃日施行

要再回

園長[㊟] 主事 係主任[㊟]

^{〔欄外朱書〕}
「岡山県学務部社会課經由提出」

園 長

軍事保護院援護局長宛

映画フィルム借用方ノ件

客月十六日附光発第九三六号ヲ以テ及申請候標記ノ件、今般

左記ノ通期日変更致候条、貸与相成度此段及再申請候也

記

一、使用目的 傷痍軍人並ニ一般患者教化ノ為

一、映写期日及会場 十月二十五日午後六時三十分

本園慰安所ニ於テ

一、出席者数

約六百名

一、借用希望フィルム 第一線の人々（七巻）

父は九段の桜花（六巻）

国民進軍歌

四八六 長島愛生園特設防護団規定・細則

(愛生自治会蔵「入園者諸規定綴 殖産部」昭和16年(22年)

長島愛生園特設防護団規定

第一条 本団ハ長島愛生園特設防護団ト称ス

第二条 本団ノ事務所ヲ長島愛生園内ニ置ク

第三条 本団ハ長島愛生園職員及入園者ヲ以テ組織ス

第四条 本団ハ平時ニ於テ団員ノ警防精神ノ涵養及規律ヲ訓

練シ、以テ天災地変其ノ他ニ依リ災害発生セルトキ、

並ニ防空実施時ニ於テ非常警備ニ依リ災害発生セル

トキ、並ニ防空実施時ニ於テ非常警備ニ従事スルヲ

目的トス

第五条 本団ニ総務・防護・救護ノ三部ヲ置キ各部ニ必要ナル

班ヲ置ク

第六条 本団ニ左ノ役員ヲ置ク

一、団 長 一名

二、副団長 二名

三、部長 若干名

四、班長 若干名

第七条 団長ハ長島愛生園長ヲ以テ之ニ充ツ

団長ハ団務ヲ統理シ本団ヲ代表ス

第八条 副団長ハ長島愛生園庶務課長及医務課長ノ職ニ在ル

者ヲ以テ之ニ充ツ

副団長ハ団長ヲ補佐シ、団長事故アルトキハ庶務課

長ノ職ニ在ル副団長其ノ職務ヲ代理ス

第九条 総務部長及防護部長ハ庶務課長タル副団長之ヲ兼任

シ、救護部長ハ医務課長タル副団長之ヲ兼任ス

第十条 班長ハ団員中ヨリ団長之ヲ選任ス

第十一条 部長ハ団長ノ命ヲ承ケ部員ヲ指揮統率シ、班長ハ

部長ノ命ヲ承ケ班員ヲ指揮督励ス

第十二条 各団員ハ各自ノ責務ヲ自覚シ、防護精神ノ本義ニ

徹シ熱誠事ニ従ヒ、各々其ノ分ヲ尽シ上下一致滅

私奉公以テ防護任務ノ完遂ヲ期スルモノトス

第十三条 空襲警報発令ノ場合ハ全団員則時登庁スルモノト

ス

警戒警報発令ノトキハ宿直員ヲ以テ警戒ニ任ジ、

全団員ハ在宅待機スルモノトス

第十四条 前条ノ場合ニ於テ事務本館事務官室本団本部トス

附則

第十五条 特設防護団細則ハ別ニ定ム

長島愛生園特設防護団細則

第一章 組織

第一条 本団ヲ職員及入園者ノ二隊ニ分ツ

第二条 職員各部ニ左ノ各班ヲ置ク

総務部

総務班 通信連絡班 交通班 配給班 監視班 警報班

入園者指導班

防護部

第一班 第二班 第三班 第四班 第五班 特別作業班

長島官舎班 虫明官舎班 浄水地班 水源地班

救護部

本部 第一班 第二班 第三班 第四班 第五班

第六班 防毒班

第三条 入園者各部ニ左ノ各班ヲ置ク

総務部

庶務班 連絡班 配給班 監視班 警報班

防護部

第一班 第二班 第三班 第四班 特別消火班

特別作業班

救護部

第一班 第二班 第三班 第四班 第五班 第六班

第二章 職員ノ任務

第四条 総務班ハ部長ノ命ヲ承ケ警報ノ発令、一般庶務及各班ニ属セザル事務ヲ処理ス

第五条 通信連絡班ハ警報及命令ノ伝達、外部及各班トノ連絡ニ任ズ

第六条 交通班ハ諸般ノ交通ニ任ズ

第七条 配給班ハ諸物品及食糧等ノ配給ニ任ズ

第八条 監視班ハ事務本館楼上ニ位置シ、対空監視ニ任ズ

第九条 警報班ハ警報ノ発令アリタル場合、速ニ園内ニ対シ警報ノ伝達ニ任ズ

第十条 入園者指導班ハ上司ノ命ヲ承ケ、入園者ノ指揮督励ニ任ズ

第十一条 防護部第一班乃至第五班ハ、附表第一図乃至第三図ニ抛ル地域ヲ絶ズ巡視シ、建造物其他ヲ防護シ、灯火管制ノ実施ニ当リ、且ツ園内ニ焼夷弾等投ゼ

ラレシ場合ハ、班員ノ一部ヲ詰所ニ残シ他ハ現場ニ急行シ、之ガ処置ニ任ズ

第十二条 特別作業班ノ詰所ノ定位置ヲ電気部事務所ニ置

キ、空襲等ニ抛リ電気・水道ノ諸設備破壊セラレタル場合ハ速ニ之ヲ修復シ、消火其他ニ支障ナカラシムルヲ任トス

第十三条 長島官舎班ハ、詰所ヲ食堂ニ置キ官舎地帯ヲ警戒シ、火災等生ジタル場合ハ直ニ総務班ニ通報シ、機ヲ失セズ家庭防火班ヲ指導シ消火ニツトムルヲ任トス

第十四条 虫明官舎班ハ、本村警防団ト協力シ官舎地帯ノ防護ニ任ズ

第十五条 浄水地班及水源地班ハ、現地警防団ト協力シ防護ニ任ジ且送水ニツトメ、特別工作班ト連絡シ、送水ノ状況ヲ総務部ニ報スルモノトス

第十六条 本部ハ各班ノ連絡ニ当リ、且一般ノ医療救護ニ任ズ

第十七条 救護部第一班乃至第六班ハ、附表第四図ニ抛ル各避難所ヲ管理シ、避難ノ安全ヲ計リ、且医療・救護ニ任ズ

第十八条 防毒班ハ、薬局ニ待機シ瓦斯彈投下セラレタル場合ハ直ニ之ガ防毒作業ニ任ズ

第三章 入園者ノ任務

第十九条 庶務班ハ、職員ノ命ヲ承ケ一班庶務ヲ処理ス

第二十条 連絡班ハ、各班トノ連絡・命令ノ伝達ニ任ズ

第二十一条 配給班ハ、諸物品及食糧等ノ配給ニ任ズ

第二十二条 監視班ハ、光ヶ丘（恵ノ鐘）監視哨ニ抛リ対空監視ニ任ズ

監視ニ任ズ

第二十三条 警報班ハ、警報発令ノ場合速ニ園内ニ伝達スルヲ任トス

ヲ任トス

第二十四条 防護部第一班乃至第四班ハ、附表第五図ニ拠ル地域ヲ絶ズ巡視シ、建造物其他ヲ防護シ、灯火管制ノ実施ニ当リ、且ツ地域内ニ火災ノ生ジタル場合ハ総務部ニ報告シ、機ヲ失セズ消火ニ任ズ

防護部第一班乃至第四班ハ、附表第五図ニ拠ル地域ヲ絶ズ巡視シ、建造物其他ヲ防護シ、灯火管制ノ実施ニ当リ、且ツ地域内ニ火災ノ生ジタル場合ハ総務部ニ報告シ、機ヲ失セズ消火ニ任ズ

防護部第一班乃至第四班ハ、附表第五図ニ拠ル地域ヲ絶ズ巡視シ、建造物其他ヲ防護シ、灯火管制ノ実施ニ当リ、且ツ地域内ニ火災ノ生ジタル場合ハ総務部ニ報告シ、機ヲ失セズ消火ニ任ズ

防護部第一班乃至第四班ハ、附表第五図ニ拠ル地域ヲ絶ズ巡視シ、建造物其他ヲ防護シ、灯火管制ノ実施ニ当リ、且ツ地域内ニ火災ノ生ジタル場合ハ総務部ニ報告シ、機ヲ失セズ消火ニ任ズ

防護部第一班乃至第四班ハ、附表第五図ニ拠ル地域ヲ絶ズ巡視シ、建造物其他ヲ防護シ、灯火管制ノ実施ニ当リ、且ツ地域内ニ火災ノ生ジタル場合ハ総務部ニ報告シ、機ヲ失セズ消火ニ任ズ

第二十五条 特別消火班ハ、常時消防器具ノ点検ヲ行ヒ、園内ニ火災ノ生ジタル場合ハ速ニ現場エ急行シ消火ニ任ズ

特別消火班ハ、常時消防器具ノ点検ヲ行ヒ、園内ニ火災ノ生ジタル場合ハ速ニ現場エ急行シ消火ニ任ズ

特別消火班ハ、常時消防器具ノ点検ヲ行ヒ、園内ニ火災ノ生ジタル場合ハ速ニ現場エ急行シ消火ニ任ズ

第二十六条 特別作業班ハ、職員特別作業班員ノ命ヲ承ケ電気水道ノ諸設備ノ点検ヲ行ヒ、空襲等ニ抛リ破壊セラレタル場合ハ之ガ修復ニツトム

特別作業班ハ、職員特別作業班員ノ命ヲ承ケ電気水道ノ諸設備ノ点検ヲ行ヒ、空襲等ニ抛リ破壊セラレタル場合ハ之ガ修復ニツトム

第二十七条 救護部第一班乃至第六班ハ、職員ノ命ヲ承ケ附表第四図ニ拠ル各避難所ニ詰メ、避難ノ安全ヲ計リ、且医療・救護ノ手伝ニ任ズ

救護部第一班乃至第六班ハ、職員ノ命ヲ承ケ附表第四図ニ拠ル各避難所ニ詰メ、避難ノ安全ヲ計リ、且医療・救護ノ手伝ニ任ズ

総務部

庶務班

班長 入園者総代

副班長 人事部長

書記 総代書記

同 人事部書記

監視班

班長 作業部長

書記 作業部書記

（監視員 K・K M・N 信号手 I・A I・K

連絡班

班長 学芸部長

副班長 学芸部書記

伝令 配給部書記

警報班

班長 事業部長

副班長 購買部長

書記 事業部書記

伝令 購買部書記

同 事業部書記

配給班

班長 副総代

副班長 配食部長

同 配給部長

書記 副総代書記

同 配食部書記

班員 配食調査部員

同 食糧部員

(別紙第四表)

避難所設置表		
名称	場所	避難舎名
第一避難所	長島神社参道檜原	重病舎、鶴、千鳥、鷗、鶯、駒鳥、金糸鳥、鶴、東八区及東九区
第二避難所	陶工部横山林	収容所、第一報恩、真望、杜鵑、日赤
第三避難所	万霊山	監禁室及西一区乃至西十八区 (西十三区ヲ除ク)
第四避難所	綿打工場裏山林	鷺、山鳥、鳩、隼、鵲、白鳥、鶯、燕、頬白、鶉、鵬、雁、鵠、翡翠、松本、大仙、立田、第三報恩、第四報恩及東一区乃至東五区
第五避難所	豚舎牛舎中間山林望ヶ丘	東六区、東七区、想愛農区及少年少女舎

四八七 戦時下の作業

(愛生編集部蔵『愛生』第一四卷第三号 昭和19年)

一万二千人総決起

長島愛生園入園者総代 田中文男

茲に愛生誌上座談会の計画なるや、各所総代方の御繁忙一方ならぬ時にもかかはらず、懇切詳細を極めた決戦態勢の現

状と、将来の施策工夫等に就き、玉稿を戴きました事は、衷心感謝に耐へません。紙上とは申せ、斯うして全国療養所の入園者総代が同一問題に関して、隔意なく相互の創意工夫希望決意等に就き懇談をすると言ふ事は、恐らくは今回の企てを以つて、最初とするものでせうが、果して各位からの御話に依り、現療養所の生活の改革、心構への刷新の上に予想以上の刺激と示唆を与へ合ふ事の出来ました事を、皆様と共に御喜び致したいと思ひます。

愛生園の開園以来十四、五年になりますが、開園当時と現在とを比較して古老先輩病友の想ひ出話を聞きましたが、園内の気風機構等、全く隔世の感があります。私共現在二千余名居りますが療養所生活を本来の生活とは、一時中断された生活、虚な徒食の生活でも構はないもの、様に思ふ事が、どんなに馬鹿げた間違つた考へであるかを誠め合つてゐるのですが、不断の緊張と規律ある生活が治療の効果をより強く確かにするものであり、病気の性質上応分の労働が却つて健康の維持増進に好いと言ふお互ひの経験から、主義として園内皆働を年来唱道して来てゐた処、戦局今日の推移に依り時局の要請と相俟つて、愈々其の強化が自主的に一同の胸に決意され、実現されて来て居ります、以下現在の私共の決戦生活

の実態に就き御報告致します。

園内統制の機構と下情上通、上意下達の制度は、全生園のお話と大略同様です。各区各舎の舎長が隣組長となり、月一回以上の隣組常会の集りの席で出る改革的な意見希望等を組長がまとめて、班協議会（全園九班に地域別に分けて、班長は入園者事務所の各部長が兼務）に具申し、準備常会と称する入園者役員のみで練りまとめて、毎月八日の大詔奉読式後の協力常会で上達し、生活の刷新改良を自主的に進めて行く事にしてゐます。

当局からの報告説明指示は、緊急のものは分館から総代に常時ある以外は、此の席で行はれる事になつて居ます。自主自律の主体的な責任感を以つて、報国実践を期してゐる次第です。目下増産を第一として全員の力を此の一点に集注してゐますが、耕地の改良・集約農法・耕地の拡張と三年程前から特に頑張つて居ます。拡張は山林を伐採しての開墾で、木材は用材・薪炭材・其の他に充てる事になつてゐます。

今年度の開墾は五町歩の畑と六反の水田の他に、六反の畑の改田工事が計画されてゐますが、何分農芸部員だけでは手が足りませんので、全員班別出勤奉仕で毎日七十人位宛を動員してゐます、他に農芸部としては耕作の困難な地域を、一

人一口二十坪の報国農園として開墾せしめ、現在三百人余が加入、組合を作り収穫量の中一定数量を炊事場へ有償供出させ、他は各自の自由にしてゐますが、作付は当局からの指示を厳守して、馬鈴薯・麦・甘藷に限定されてゐます。水田は一昨年からですが、昨年は一昨年の倍一町六反の作付をした処、谷間の湿田ですが七十六俵の収穫を得ましたが、今年は更に新設改田等で一町程を増さうと懸命です。明年は此湿田を乾田に改良する必要から、溜池暗渠排水工事を施行しようと計画してゐます。開墾地への農業道路の開鑿等も、入園者の手で行はれてゐますが、中でも長島の北岸を光明園まで貫通する本土との連絡道路一里余は懸崖を切崩し、石垣の護岸工事を要する難工事ですが、傷痍軍人十数人を中軸とする二十数名で、昨年十一月一日から着工、厳冬も一貫して続行し、二月一杯で第一期工事四百米の最難所を竣工する事が出来ました。引続き第二期工事着工する事になつてゐます。油の不足に依る船舶運航の欠如を予想して物糧、職員の通路及び農地への通路になる訳です。

他にも御報告して御批判に訴へたい事多々ありますが、紙数もないので此の位に止めます。何処も同じ事と思ひますが、此の皇国隆替の岐路に立つ現在、外部労力に依存する事を

来る限り否絶対に遠慮し、食糧自給の度合を急増し蔬菜の完全自給自足は絶対に確保すると共に、主食代用の芋類麦等の自給を、一塊でも一粒でもより多く、我々自身の手で創り出すと同時に、物資の節約、更生に一段の工夫を凝らす事を心掛けてゐます。労力不足の補ひとして、従来の午前午後二時間半宛の作業時間は、慰安作業と云つた旧概念を払拭して、更に延長する事も考へられ、又未だ就業せずにある人々を以て、臨時作業補助団を組織して必要に応じ、例へば、部員が臨時附添に出て、其間困る様な作業部には、随時その補填に出て貰ふ、と云つた、遊撃機動隊の編成も考慮する必要はないだらうかと存じます。

種々の事情から、病棟の臨時附添は、健康な全員の絶対的の義務として、補助団名簿の順で、健康上の理由に因る医局の証明が無い限り、必ず六日間宛出動する事にしてゐます為、作業部によつては、その間の減員に困る所も出て来る事がありますから、此の作業補助団の必要が考へられる訳です。

最後に、全国の病友諸君に、是非御賛同を願ひ度いのは、光明園総代のお話にもありました、我々療養所のみの方による飛行機献納運動の実現です。嘗て本誌上で山路君の提唱した所ですが、直接第一線に挺身出来ぬ私共の、悲痛なまでの

此の尽忠報国の赤誠を、我々の血汗の結晶による献金で出来るだらう飛行機に託して、仇敵の頭上に、巨弾を叩きつける事が出来たら、どんなにか現在の此の我々の憂鬱が晴らされ、祖国の急に直接馳せ参じ得た痛快さは、想像するだに、胸躍る思ひがするぢやありませんか。之は一万数千の内地療養の病友共通の祈念誓願であると信じます。此の願望快意が、散発的にされるのを、一つのものに纏め、全国の病友相呼号して起つたならば、此の実現は決して困難ではなしと信じます。斯く成し得てこそ、直接にも間接にも、祖国の民族の絶対な永遠の生命の中に合一歸入し、悠久な大義に生くる無限の喜を以つて、天皇陛下万歳と共に、帝国のそして己が命の万歳をさへも、腹の底から確信を以つて、絶叫する事が出来るものと存じます。

四八八 東亜共栄圏とらい問題

(楓編集委員会蔵『楓』第七巻第四号 昭和17年)

東亜共栄圏と癩問題

松本作太郎

今や我が大日本帝国は、肇国の大精神に立脚し、大東亜民族の共存共栄圏確立の為に総国力を傾注し、我が忠誠勇武

なる皇軍は到る所に御稜威のもと赫々たる大戦果を収めつ、あるは国民ひとしく感激措く能はざるところである。

此時にあたり我等銃後にある国民は、大聖戦の意義を解し来るべき共栄圏建設の為に誤らざる画策を要することは言を俟たない。既に政府に於ては建設審議会なるものを設置せられ、之が建設工作を着々進められんとしつゝ、あり、我等一億国民又各々其の持場を通し挺身これに参画することこそ光榮ある義務であると確信するところである。

ここに於て我等は其の責務として最も手近き共栄圏の癩を如何にすべきかと云ふ問題を解決、否之が根絶計画を樹立せなければならぬ。

凡そ東亜建設と癩に何の関係ありやとは、一般人士の一応疑問を持つところと思ふ、而し東亜の癩は其の数に於て世界の癩の殆どを占め洵に遺憾なる実情にある。今共栄圏内の癩をみるに我国を初め支那仏印、泰、ビルマ蘭印、ヒリツピン、マレー、印度を合して約二百五十万人と称せられるこの莫大なる数より考ふるも、東亜の建設に癩問題をきりはなし得ないものである。

元来東亜共栄圏の確立新秩序の建設と云ふことは、其の究極に於て東亜全民族の幸福を顧念することにあることは今更

言を要しない。されば此の民族中に斯の如く多数の悲惨なる病者のあることを想起し、之が救済策を如何にするかの問題は共栄圏建設と同時に是非考慮をはらはるべきである。今後共栄圏内の往復は次第に頻繁となるのであるが、癩は伝染病である以上何時この病毒に感染せんともし計り難い、一度感染すればあの悲惨なる状態に於かれることを思ひあはし之が対策は緊急を要する次第である。

現在我国を初め前記地域内の癩療養所には、約五万の患者が収容せられ居るのみで、全患者の五十分の一に過ぎない。他は一般社会に於て無意識の中に病菌を散布して居るのである。かゝる状態ではいつの世にこの最も悲惨なる病の根絶を期し得べきや、今こそこれが解決を計る絶好の時である、之等患者を真から救済し病菌の伝播を完全に防ぎ得る適地は国威の伸ゆくところ数多散在する癩者二百五十万の為に私は我が四国程の豊沃なる島を癩の自治領として南方に設定せられんことを希ふものである。

而して癩患者の強制隔離を断行すると共に一方被隔離者をして所謂生き甲斐ある生活をせしめなければならない。

そもそも疾病の全治は早期発見早期治療によるは言を俟たないことであるが特に癩に於て然り、而も現代に於て癩の根

絶を図るには絶対隔離を必要とするものであり、その期間は相当長期を要するものである故にその場所と設備に万全を期せなければならぬ^{〔ぬ力〕}。現在の療養所では何一つ患者に不自由はないにしても、隔離所に居ると云ふ気分より脱出せしめることが出来ない。それは狭い天地であり亦一般社会の如き形態を整へて居らない無味乾燥な所であるからである。かゝる場所に強制隔離をして生涯を終らしめるは洵に彼等に対する犠牲が甚だ大であると思ふ。彼等は他の病人の如く病床に呻吟して居る者は尠く、多数の者は智的にも肉体的にも相当の働をなし得る状態にある、而も二百何十万の南方の癩患者は非常に軽症者が多い、故に莫大なる国費を以て彼等を病人として^{〔る〕}労るよりも、豊沃な而も宏大なる島を彼等に与へ隔離の気分より脱せしめ、自力で思ひの儘に生活をなさしめ其の国の財政を以て病院研究所は勿論あらゆる文化設備を施し、慰安娯楽も自由になさしめ真に生き甲斐のある生涯を全ふせしめることこそ真の救済であり理想的隔離の方法であると思ふ。而して研究機関の充実を計り彼等の待望する治療方法の発見にあたらしめなば、彼等を根柢より救ふ途も講じ得ると云ふものである。

今や共栄圏の建設には我が帝国々民総てが指導に立つので

ある。癩の対策は内地の癩患者を指導者として其の領域内の建設に当らしめることこそ国家より見るも誠に有益であり彼等患者にとりても名誉ある仕事である。

茲に一般社会人の関心を求めあえて当局者の御賢慮を希ふ次第である。

四八九 国民義勇隊の結成

（邑久光明園入園者自治会編『風と海のなか』昭和20年）

国民義勇隊

昭和十九年末からは、サイパン・マリアナ諸島を基地とするB29は、日本全土を爆撃圏内に入れて連日各地を空襲、爆弾・焼夷弾の雨を降らせていた。

昭和二十年になると更に激しくなり、長島周辺にも機雷を投下する米軍機の爆音が、暗闇の空を圧して轟き、不安の一夜を明かす事も再三あった。

二月から五月にかけて「本土決戦」に備えて大動員が行われていた。当園においても「国民義勇兵法」（男一五歳〜六〇歳、女一七歳〜四〇歳）に基づき、防護・青年・婦人の三団体を解消、それ以外に年齢該当者を加えて国民義勇隊を結成した。

組織編成は、隊長（総代）、副隊長（副総代）、幕僚（部長〈世話係〉）の下に、第一小隊から第四小隊まであり、各小隊毎に分隊が置かれた。第四小隊は一七歳〜四〇歳の女子、第三小隊は二五歳までの男子、第二小隊は四〇歳までの男子、第一小隊はそれ以外の男子で編成された。別に第二・第三小隊から特に健康な者を選抜して戦闘隊を編成、隊長は第二小隊長が兼任した。

義勇隊本部を分館（現福祉室）と真向かいの治療棟の一隅に置き、分館備え付けのラジオの情報によって各隊に連絡指令を発した。空襲警報が発令されると隊員は所定の場所に待機、指令を待った。退避命令が出ると不自由者、病人を壕に退避させた。中には退避を拒む者、押入れに隠れる者もあって隊員をてこずらせた。実際に退避行動によって病状を悪化させた者もいたが、だれもそれを非難する事はできなかった。

戦闘隊員はキリスト教会堂（MTL会館）とお歌碑前に待機し、対空監視や本部との連絡にあたり、退避命令が出ると各室を巡り、退避状況の確認、火気の点検を行った。隊長は南方海域で戦った体験者だけに、敵味方機の識別は的確であった。

赤い屋根瓦の建物が整然と並び、大きな煙突のある建物の

状況を見て、軍需工場と見られ、いつ爆撃を受けるかと絶えず不安と緊張に包まれていた日々であった。